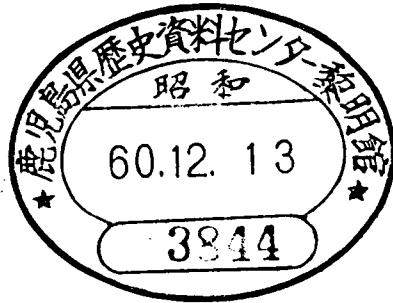
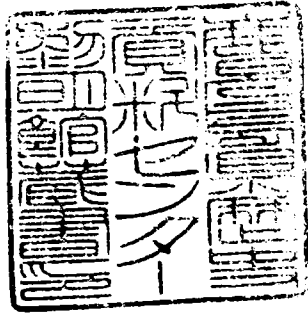


鹿兒島県史料

新納久仰雜譜一



題
字

鎌 鹿
田 兒
要 島
人 県
知
事

解 題

「新納久仰雜譜」は新納久仰の誕生から、久仰が家老職をやめる二か月前の安政六年十二月までの、日記体の久仰自身の作成した記録である。それを鹿兒島県史料として二巻に分けて刊行するもので、第一巻には文化四年の久仰誕生から安政三年四月までを収めた。尚内容理解の参考資料として、巻頭に新納氏文書中の「藤原姓新納氏略系図」を掲げた。

新納久仰は、文化四年十月三日畠山式部義矩の次男として生まれた。母は新納内蔵久儔の娘広で、幼名を亀之介といい、文化十二年十二月九歳の時、島津安芸忠剛によって加冠元服、名を彦九郎と改め義愈よしますと称した。

文政六年六月父畠山義矩は大目付を退職、一世養料七十五俵を下付されたが、同年八月五十二歳で死去し大興寺に葬った。時に義愈十七歳。

翌文政七年十一月、前年賀養子久敬が、死去して嫡子のいない母方の実家新納内蔵久命なか（久儔の子）の養子となった。養父久命はかつて近思録党進出の折家老職を罷免されたが、その後再任され当時現職にあった。久仰はこの養子入りの時、先の賀養子久敬の娘久（十歳）と、将来結婚することが予定されていた。

「新納氏略系図」によれば、その始祖は久は新納家（本家、島津氏四代忠宗の四男時久を祖とする。「鹿兒島県史」別巻参照）四代修理亮忠治の二男で、五代近江守忠統の次弟、六代越前守忠明の兄である。だから「氏族の崇敬尤も重し」という。この是久から五代目が戦国武将として有名な大口地頭新納忠元で、久仰はその十七代

を継ぐ境遇に入ったわけである。

新納家はこのように由緒ある家柄ではあるが、持高は百四十五石余で城下土として決して最上層に位置するとはいえない。本雑譜をみても時折経済的窮迫の記事が眼につくのはそのことを物語る。

久仰は十九歳の時文政八年二月二十六日当番頭に任じ、役料米二百俵（四十石）を給されることになり、いよいよ公務につくことになった。同年三月二十四日実名を久仰に改め、次いで四月十五日奏者番兼務を命ぜられた。前年養子成りの時通称を次郎四郎と改めることを願い出していたのが、十二月十五日許可となり、次郎四郎と称することになった。

翌文政九年九月十一日加久藤地頭に補任されたが、地頭職は「多くは大番頭とか御小姓と番頭とか御用人あたりの人の兼務」（『薩藩史談集』）するものであった。同年十一月二十六日養父久命が依願御免となり、翌十年七月二十四日隠居すると、久仰が家督を継ぎ、隠居内蔵は八月葦舟と改名した。

久仰は文政十二年一月琉球付役を命ぜられるが、十一月六番御小姓と番頭、役料米百八十石を給された。これは十三年二月三番組に組替えとなるが、奏者番従前の通りとあった。この十三年七月九日養父葦舟が死去した。

新納家は五代忠元以来大口木之氏村に拝領した領地があつて、久仰時代に至るまで持切となつており、また青木村泉徳寺は菩提所となつていた。泉徳寺は、忠元の嫡子刑部大輔忠堯が天正十一年六月肥後深江で戦死したことに感じた島津義久より青木村の内に懸命の地を与えられた。その土地に創建した寺院である。久仰は家督相続後初めて文政十三年閏三月泉徳寺参詣並びに領地見分として大口に出掛けた。（天保八年五月当時大口木之氏村は門数十四、かまど数四十二、作人六十一人とある。）

久仰はその後天保五年九月二十八日御用人兼務、同八年五月十九日異国船掛・御兵具方掛・御教奇屋掛、同十

二年五月十六日寺社奉行へ役替、弘化四年八月二十五日大始良地頭、同五年三月二十六日寺社方御内用掛、嘉永二年五月十一日大番頭・御勘定奉行勤、同五年四月二十八日軍役方総頭取兼務・琉球逗留英人方掛、同六年二月二十五日若年寄へ役替、役料米三百石、同年十一月一日串良地頭、翌十二月六日家老に昇進、役料米千石を給され勝手方掛軍役方寄を命ぜられた。次いで嘉永七年一月十一日指宿地頭、安政三年七月二十二日勝手方掛、同六年正月二十四日軍役総奉行、同年十二月二十四日諸掛すべて御免、翌安政七年二月十日病により御役御免一世百石を賜わった。文久三年家督を嫡子久修に譲って、名を葦洲と改め、明治六年六月三日死去、享年六十七歳、旧興国寺墓地に葬られた。

今回刊行の「新納久仰雑譜」は、東京大学史料編纂所蔵本（以下東大本と略称）を底本とするが、同書は元島津家編輯所本で、同編輯所受入印によると、大正十二年二月八日同編輯所図書として受入れたとある。このころ同編輯所で筆写の上受入れた、という意味であろうと初めは理解していた。

ところが底本第一巻の冒頭に、次のような例言が記入してあり、こういう解釈が正しいかどうか疑問がわいた。すなわち

新納久仰雑譜校訂例言

一此書ハ、其裔孫新納嘉次郎氏所蔵ニ係ル原本ト対校スルモノトス、

一原本題号ハ巻首ニ記セス、単に標簽ニ「十七代」（三字 肩書）久仰雑譜」ト記シ、其下ニ「年号何年何月ヨ」ト割書スル

ノミ、

一此書写録ノ体凡四変ス、則チ從一至至大凡原本通り草行体平仮名交リニテ写シ、從十三至至五月日ヲ別記日付ヲ欠ク者ハシ、

仮名字ヲ通リ付キ、加ノ類ナリヘ、以テ読過ニ便セリ、從十六又復々原本体トナリ、從十九楷書片仮名交リトス、之ヲ要スル

ニ何レモ書体ハ、各々小異同アルナリ、

一廿七・廿八ノ二冊ハ、原本欠クルヲ以テ、前例ニ拠リ字体等ヲ訂正セリ、

一姓名等、原本前後文字ニ異同アルモ、一ニ原本ニ従ヒ、敢テ改竄ヲ加ヘス、但シ行文中誤謬文字ト確認スルモノハ、原本ノ如何ヲ問ハス訂正セリ、

大正八年十一月 島津家編輯所員識

右のうち特に注目すべき条項は、第一項と第三項である。

まず第一項について考えるに、大正八年当時島津家編輯所では、久仰の子孫新納嘉次郎氏所蔵原本で対校したというのである。この新納嘉次郎氏所蔵本というのは、第二次世界大戦後福岡県久留米市草野町中村孫次郎氏の手に渡り、同氏所蔵本（以下中村本と略称）となっているものを指すと思われる。

鹿児島県大口市では、同地がかつて新納忠元の地頭所であり、その後同市木之氏に所領もあり、新納家と浅からざる因縁があるということからであろうが、昭和四十三年明治百年記念事業の一環として史料展示会を開くに当り、久留米市の中村家から「久仰雑譜」を含む新納家文書を借用してこれを展示した。その際「久仰雑譜」のコピーを作り、その一部が鹿児島県立図書館に所蔵されている。ただそれは専門家の作業ではなかったので、付箋等まで細かにコピーするというようなことはしていないようである。

それから十年ばかり後の同五十五年、当時の鹿児島県維新史料編さん所員宮下満郎氏（現鹿児島県立甲南高校教諭）が、久留米市の中村家に向いて業者の手によってマイクロ撮影を行い、それが現在製本保管されている。今回の刊行に当ってはそれを利用して補訂を行った。

当初本巻編集に当り、島津家編輯所本はこの中村本を底本として筆写したものでらうと想定していた。しかし

この第一項に記述するところでは「対校」とある。この語は対照して校訂するという意に解される。図書受入れより四年前の大正八年一月から、中村本（当時は新納本）をもとに校訂作業を行ったという意味に理解すべきで、当初の想定は誤りではないかと考えるようになった。

そこで東大本の底本が問題になるが、その前に前記例言第三項をみてみよう。担当の島津家編輯所員は、校訂作業を行うに当り、この本の「写録」の体裁が、一から二十八（東大本の巻数を指す）まで四変しているとし、それぞれの異同を記している。そして更に十三巻冒頭に次の注記がある。

此冊以下三冊ハ騰写スル者ノ意匠ニテ如此ナルモ、原書ノ書方ハ前例ニ同シク即チ左ノ通り、

一 正月元日微雨今朝五ツ時分出勤……ニ作ル、以下之ニ準ス、今一々訂正セス、文中語尾ニ仮名字ヲ加ヘ又ハ本字ヲ仮名ニ書シタルモノ多シ、則暫時、しばし○迄、まて○致、いたし、若クハ右、より○也、なりニ作ル等ノ類ナリ、意義異ナラサルヲ以テ一々訂正セス、

とある部分は安政二年正月から十二月迄の部分だが、他と大きく体裁の異ったことについての説明である（本巻六四七頁以下参照）。いづれにしてもこれら例言の書き振りは、編輯所自体で筆写したものに対する記述としては、多少第三者の感じを与える文章である。

ということから、この東大本がこのころ島津家編輯所で筆写したものであるということには、大きな疑問がわく。特に次のような箇所をみると、この疑問は決定的となる。

嘉永六年十二月六日の口上覚（五三五頁参照）について、東大本では

口 上 覚

朱書
一本文料紙小奉書堅紙

表御用人小笠原轍江差出ス、

寅正月十五日御礼被仰付候事」

私事今日御家老御役被「仰付難有仕合奉存候（以下略）」

とある部分について、中村本をみると、

(一)まず口上覚の本文二・三行目、すなわち表御用人以下被仰付候事、までの二行が記されていない。

(二)さらに四行目の被の下の仰付の右肩に「すなわちかぎ括弧があつて、欄外に次のような朱注がある。

「以下八枚原書欠ク、前例ニ依リ訂正セリと。そして八枚（底本すなわち東大本の枚数）あとの

乍去吸物二ツ取肴は人数ニ応し」（五三八頁）のところに、「閉じ括弧があつて、欄外に」以上原書欠クとある。

この「前例ニ依リ」というのは、他の箇所例えば嘉永四年正月の冒頭欄外の貼紙に、

「以下四拾枚原書欠ク、意ヲ以テ訂正セリとあるのを指す。すなわち「意ヲ以テ訂正セリ」という前例によるという意味である。要するに原書欠落部分の校訂は、校訂者自身の考えで行つたというのである。

そしてここに言う原書は、前記例言によると、新納嘉次郎氏所蔵本すなわち現中村本のことである。そこで次のような問題点が生ずる。

まず問題点第一は、(一)の中村本にない二行がなぜ東大本には記入されているのか、ということである。もし旧新納本を底本としてこの時筆写したとすれば、この二行も中村本にそのまま入っているはずである。

次の問題点第二。(二)について、中村本には例言にある二十七、二十八（ただしこの点は後述）以外に、文中相当の箇所欠落があり、この口上覚の部分でも「御家老御役被」以下は欠けていて、「原書欠ク」という朱注と

一致する。それなのに(一)と同様原書中村本に欠落しているそれ以下の文章が、なぜ東大本には記入されているのかということである。

しかも(二)も、東大本の体裁をみる時、もし欠落のある中村本を底本として筆写し、その後欠落部分を補ったとすると、その補足部分は欄外か行間に記入されるべきであるのに、本文中に記入されていて、後からの補足記入という印象は全く感じられない。

以上のことから明確に言えることは、

(一)大正八年当時新納家所蔵本には、いくつかの欠落箇所があったということ。

(二)したがって大正八年当時の島津家編輯所員が、新納家所蔵本を対象として行った作業は、文字通り校訂作業だけであったということ。

以上の二点である。

ということになると、その時島津家編輯所員の手元にあった「久仰雑譜」写本(現東大本)は、いつどこで成したのかという問題が生じる。それについてここに三つの想定が成り立つ。

一つは大正八年よりもずっと前に、というと明治時代ということになるが、島津家編輯所で筆写してあったということ、それを大正八年改めて新納家所蔵本で校訂したということである。

第二は島津家編輯所自体で筆写作業を行ったものではなく、第三者の手になった「久仰雑譜」があり、それを大正年間編輯所で手に入れ、改めて新納家所蔵本を借用して校訂作業を行い、正式に編輯所図書として受入れたということである。

第三は第二の場合と同じく、第三者の手に成った「久仰雑譜」を想定するが、それを借用して編輯所で筆写し、

改めて新納家所蔵原本で校合したと考える場合である。

しかし第三の場合は大正八年当時は校訂作業だけであったとする推定と矛盾し、校訂例言に筆写のことが何もふれられていないのが気になる。例えば島津斉彬書簡について、大正十二年校訂終了分には断り書きのある例（「斉彬公史料」第一巻解題参照）のあることから、その感を深くする。そればかりではない、第二の場合を含めてであるが、島津家編輯所の図書受入れ印の下に押してある「引継」と刻んだ印判の意味についての疑問である。東大本のその他をみると大正年間に編輯所が受入れたものの中に「購入」の印もあって、購入分は区別できようになっている。

そうすると「引継」の意味は、従来からの所蔵本の所管換えをしたとか、所蔵品の保管出納体制をこのころ整備したとかいうこともわからない。要するにこの当時新しく筆写したとか、第三者から入手したというものはなく、前からあったものを「引継」いだと理解せねばなるまい。そうすると前記第一の想定が可能性が高いということになる。すなわち編輯所で従前筆写しておいたものを、この時校訂の上図書として受入れたということであろう。

そうすると前記第二の問題点は解決するが、第一の点についてはなおわかりにくい。しかしよくみると、中村本の欠落の仕方は何枚かがまとまって欠けている、すなわち落丁である。前記口上覚の箇所を中村本でみると、「本文料紙小奉書堅紙」の一行は、本文最後の一、二行間に朱書されていて、ここで紙が切れて以下落丁である。だから以下の二行の朱書は次の紙の行間にあるべきものということになる。ここで東大本文化十五年四月の部をみると、

朱書
「願之通被成御免候事、

四月 右近

とある欄外に、

下文ノ如キ朱書ハ本文中行間ニ挿記シアリ以下一々注記セス、

と注記してある。要するに東大本にまとめて記されている朱書部分は、本来中村本では行間に分割注記されていたものである。だからこの口上書でも中村本に一行しかない注記部分に、東大本は三行まとめて記入してあるというのである。初め原文がない朱書部分の注記を校訂者が原文書に当って書き込んだものかと思つたが、それは解題者の思慮不足による誤解であることがわかつた。

島津家の国事執筆史料の収集や島津家編輯所の設立等の経緯については、「市来四郎君自叙伝」（「忠義公史料」第七卷）に詳しい。市来四郎自身青年時代から史料収集に努め、その大部分を八十冊の日記と共に西南戦争で焼失したことをも記しているが、幸い一部が残つて「石室秘稿」として国立国会図書館憲政資料室に保存されている。

島津家編輯所は初め鹿児島、のち東京と鹿児島、そして最後には東京にまとめられたが、鹿児島における編輯所の作業について市来は、

県地島津家編輯所は、漸次事業の拡充を為し、筆生を増員し、広く県地所在を搜索し、旧古経歴の人物を訪問し、或は遺族に就て書類を収集したるより、日々集まるもの数百若干に上れり、依て孜孜督励騰写を為し頗る編輯の業務を補成したり（「忠義公史料」第七卷一〇一七頁）と記している。恐らく新納家も対象になつたであらう。

久仰の嫡子久修（刑部、中三）は大目付時代慶応元年薩藩英国留学生を率いて渡英、五代友厚らと紡績機械の

購入やバリ万博出品、ベルギー商社設立交渉に当り、帰国後家老となった。明治時代は判事となって各地を転勤、のち鹿児島県少書記官、大島島司となり明治十九年辞任、同二十二年十二月死去した（新納家文書）。その嗣子久中も明治二十八年東京で死去したので、久中の弟嘉次郎が後を継いだ。その嘉次郎が明治三十二年磯島津邸に次のような願書を出している。

所有品並文書下渡願書

一 豊太閤賜軍扇 巻

(以下目錄中略)

右ハ亡父中三去ル明治廿一年三月之代時勢之變遷ニ随ヒ将来保存方可難行届思考仕、御邸へ御預被下候様奉願候処、御許可相成差
置候処、今般右保存方行届可申見込相立候ニ付、如旧家藏仕度候間何卒御還付被成下候様奉願候也、

明治三十二年二月

新納嘉次郎

磯島津御邸御中

追而御還付被成タル折ニ御預証書ハ御返上可仕候

と。これをみると、新納家所蔵物品文書中の重要と思われるものは、一時島津家に寄託していたらしい。しかしその中には「久仰雑譜」はない。その後明治三十七年東大史料編纂所が借覽した新納家文書目錄中にも「久仰雑譜」はない。

ということとは「久仰雑譜」はそれ程重要視されていなかったということであろうが、島津家編輯所としては、別の立場で筆写作業は行ったと考えてよいのではあるまいか。しかし新納家での「久仰雑譜」の保管は、他の物品文書に比べてやや粗雑で、それが大正八年当時相当の落丁を生じていたということであろう。

P485	P438 下9	P420	P409 上12	P397 上2	P397	P345	P282	P246	P175	P106 下17	P100 下14
}	}	}	}	}	}	}	}	}	}	}	}
P545	P439 上3	P484	P412 上3	P406 下4	P419	P396	P344	P281	P245	P108 上17	P101 下13

十 九 八 七 六 五 四

中馬藤八より山口休次郎まで
 右同壹袋より本結五曲まで
 天保六年二月より同九年十二月
 天保十年正月より同十四年十月
 天保十五年正月より弘化四年十二月
 弘化五年正月より嘉永三年十月
 嘉永四年正月より同年十二月
 嘉永四年正月四日より六月十七日の条まで
 嘉永四年亥九月十三日の条
 嘉永五年正月より同六年三月八日
 嘉永五年子十月廿六日の条より
 一当春以来、老体
 嘉永六年三月十四日から同年十二月晦日

五 五 五 四 四 三 三

落丁
 落丁
 落丁
 嘉永四年より同六年
 天保十五年より嘉永三年
 欠本
 欠本
 落丁
 落丁

解 題

	十七、二十八の ページ数は未定	P797 P842	P742 P796	P691 P741	P647 P690	P598 P646	P554 下3 P554 下9	P546 P597	P544 上11 P545 上18	P543 下2 P543 下11	P536 下2 P543 上3
十八	十七	十六	十五	十四	十三	十二		十一			
安政三年八月 日より同年十二月	安政三年四月十七日より同年八月三日	安政三年正月より同年四月十六日	安政二年八月十四日より同年十二月	安政二年三月二十二日より同年八月十三日	安政二年正月より同年三月二十一日	嘉永七年八月より同年十二月	右式通被仰付候より御礼被仰付候	嘉永七年正月より同年八月朔日	同年十二月二十九日の条左候而右御金より 十二月晦日まで	同年十二月二十七日の条	同年十二月六日の条右は私事今日より十二月廿日の条
			七	七	七	六		六			
欠本	欠本	欠本(八、九、十卷各卷) (取載年月不明)			安政二年正月より同年十二月		落丁	嘉永七年正月より同年十二月	落丁	落丁	落丁

十九	安政四年正月元日より同年三月十五日	欠本
二十	安政四年三月十六日より同年七月二十九日	欠本
二十一	安政四年八月朔日より同年十二月晦日	欠本
二十二	安政五年正月 日より同年四月 日	欠本
二十三	安政五年五月朔日より同年八月晦日	欠本
二十四	安政五年九月 日より同年十二月 日	十一 安政五年九月より同年十二月
二十五	安政六年正月 日より同年四月十日	十二 安政六年正月より同年七月
	脱落	三月六日の条
二十六	安政六年四月十一日より同年七月二十九日	十二
二十七	安政六年八月朔日より同年九月晦日	十三 安政六年八月二十三日より同年 十二月
	同年八月朔日より同年八月二十三日	落了
	同年八月二十六日より八月二十八日	落了

	二十八	脱落	安政六年十一月朔日より同年十二月晦日 同年十月五日の一部
	十三	落丁	九月十五日の条 「右同人……」

p …… 本巻のページ
上 …… 上段 下 …… 下段
! …… 本巻の行数

以上底本成立事情の推量に終始した感があるが、本書は藩政はもちろん、従来余り知られていない城下士の生活実態を示す史料として、極めて貴重な価値を持つことを付記して解題に代える。

本稿執筆に当り編集担当の井上明文氏および浜平公子・山下由美両嬢の御協力を得た。記して厚くお礼申し上げます。

(追記)

本解題執筆数か月後井上明文氏の調査により以下のことが判明した。すなわち嘉永六年十二月六日の口上覚について、中村本で欠落しているとした「表御用人小笠原徹」以下の二行を含むこの口上覚全文と、それに続く軍役手当の「覚」全文及び次の明細帳の「覚」の「一居屋敷千石馬場」迄の部分(五三六頁)、すなわち中村本二

枚分が中村本の全く別の箇所に残存しているということである。よくみると嘉永四年、五年の部分が、この前後に入りまじってとじられている。

そこで以下のことが推定される。

(一) 大正八年校訂当時既に中村本は相当錯雑していたこと。

(二) そのため校訂者も「表御用人」以下が別の箇所に挿入されていることに気付かず、例えば「以下八枚原書欠く」というような朱書を記入したということである。

したがって本解題中の推定部分には、原書（中村本）で確認できる箇所もあるわけであるが、結論的に本解題の要旨を変更する必要はないと考えられる。

(芳 即正)

例言

一本書は、東京大学史料編纂所蔵本「新納久仰雜譜」（二十八冊）と中村孫次郎氏所蔵の「藤原姓新納氏略系図」を底本とし、これを「鹿児島県史料新納久仰雜譜」全二巻として刊行するものである。

一「新納久仰雜譜」については、中村孫次郎氏所蔵本「新納久仰雜譜」で補訂した。

一地名と人名については底本のままとし、それ以外の漢字については、原則として常用漢字を使用した。また、特殊文字メ（しめ）はそのまま用いた。

一仮名は、底本の体裁のとおりとした。変体仮名は普通の仮名に改めたが、江・茂・而はそのまま用いた。

一平出・擡頭・闕字および但書は、原則として底本の体裁によった。

一原編者による傍注および注記は、原則として底本の体裁によった。新に注を付す場合は（ ）を付して原編者注と区別した。

一人名および地名については、適宜傍注を付した。

一本文には適宜読点「、」および並列点「・」を付した。

一朱書・頭注および張紙は、「」で示し、「朱書」「頭注」「張紙」と注記した。ただし、後筆のものは削除した。

例言

一欠所部は原則として底本のままとし、解説困難の箇所の原編者注本のマ、と虫喰のある箇所は、マ、・虫喰と

傍注を付した。

一文意の通じない字または箇所には、(ママ)または(衍カ)・(○○カ)と傍注を付した。
一返り点・送り仮名は省略するが、ルビは底本にあるもののみ適宜付す。

新納久仰雜譜 一 目次

解題

例言

藤原氏
新納氏

略系図

卷一 文化四年ヨリ文政八年 酉十二月迄

卷二 文政九年正月ヨリ十一年十二月迄

卷三 文政十二年正月ヨリ天保五年十二月迄

卷四 天保六年 未二月ヨリ同九年十二月迄

卷五 天保十年 亥正月ヨリ十四年 卯十月迄

卷六 天保十五年 辰正月ヨリ弘化四年 未十二月迄

卷七 弘化五年 申正月ヨリ嘉永三年 戌十月迄

卷八 嘉永四年正月ヨリ同年十二月迄

卷九 嘉永五年 子正月ヨリ六年三月八日迄

卷十 嘉永六年 丑三月十四日ヨリ十二月晦日迄

目次	
卷一	一三
卷二	四五
卷三	八二
卷四	一七五
卷五	二四六
卷六	二八二
卷七	三四五
卷八	三九七
卷九	四二〇
卷十	四八五

卷十一	嘉永七年 寅正月ヨリ同年八朔迄	五四六
卷十二	嘉永七年 寅八月ヨリ同年十二月迄	五九八
卷十三	安政二年 卯正月ヨリ同年三月廿一日迄	六四七
卷十四	安政二年 卯三月廿二日ヨリ同年八月十三日迄	六九一
卷十五	安政二年 卯八月十四日ヨリ同年十二月迄	七四二
卷十六	安政三年 辰正月ヨリ四月十六日迄	七九七

〔表紙〕

明治六年癸酉八月

藤原姓
新納氏

略系図

祭主

十八代孫 久脩

藤原姓新納氏 略系図

△是久四郎太郎
駿河守

○是久は新納家四代之家督修理亮、他腹、

忠治二男、五代近江守忠續之次(第九)第六代

越前守忠明之兄也、因之氏族尤重シ

室佐多伯耆守忠遊女、

○繼室比志嶋河内守立頼女、

○文明十七年乙巳六月廿一日戦死於飢肥

養叟源公居士、

○永祿二年己未九月十二日於田布施卒、法名

○文明 誕生、母は三原淡路守久重女、

忠澄又六、右衛門尉
能登守入道名漁隠 衛守祖

○室新納近江守忠明女、

法名号喜庵忠祐居士、

○享祿元年戊子五月一日戦死于莊内冷水、

○母は同氏越後守忠泰女、

三代 忠祐次郎三郎
左京亮

○大永五年乙酉十月十日卒法号梅窓妙法大姉

○文明四年壬辰生

女子寿五十八歳

○繼室三原淡路守久重女、

○室新納越後守忠泰女、

○延徳元年己酉十月六日卒、法号理阿弥陀仏、

○母は佐多伯耆守忠遊女、

二代 友義又四郎越前守
伊勢守

河原、駿州是久庵主、

— 忠光 四郎五郎 隱岐守 山城守 權左衛門祖

○於山之寺死、法名清岩祖了上座、

— 忠載 又次郎 兵庫允 悅之介祖

四代 久典上七 祐久 次郎四郎 刑部太輔

○永正三年丙寅誕生、母家嫡六代近江守 六世乃 是久弟

之女、

○正月六日 年号不詳 死、法号花岳道春庵主、石塔

在河辺玉泉寺、大口泉德寺亦建、按是忠元

君所建而以是泉德寺為始祖深有故哉、

○室新納周防守久友女、

○六月二十一日 年号不詳 死、法名聲貞聞一大姉、石

塔在大口專念寺、

— 女子 伊集院下野守久治母 乃治部少輔久通入道魯笑妻也

— 忠清 神四郎 縫殿

○同氏山城守忠光為猶子、

○室平田備中守宗秀女、

○天文二十二年癸丑八月廿六日於市來竜雲

寺鳩殺、石塔在長里村光明寺迹、法名等阿

弥陀仏

五代 忠元 安万丸 次郎四郎 刑部太輔 武藏守 入道名拙齋又賜号为舟

○大永六年丙戌 三日誕生、母は同氏周防

守久友女、

○慶長十五年庚戌十二月三日卒于大口、享年

八十五、火葬於天龍寺 今改興 禪寺 靈屋大口城在

之水之手口、置牌於祥雲寺 今改置牌 宣德寺 法諱著

翁良英庵主、殉死者伊地知又十郎重近入道

清久 法名世 林居士 宮竹休兵衛 二人大口之士 二士

石塔も著翁君側に在り、

伝曰、葬忠元之際、欲殉死者数多也、雖然

依無公免切指殉葬者五十余也云々、

室種子嶋修理亮時興女、

慶長十四年己酉二月十四日死、法号笑蓮妙

欣大姉、石塔著翁君墓側に在り、

— 忠佐 二郎五郎 五郎右衛門

— 女子 市來美作守室

— 女子 有川雅樂助貞世妻、母は同忠亮

六代

忠堯 次郎四郎
刑部太輔

○天文二十三年甲寅誕生、母は種子嶋修理亮

時與女、天正十一年癸未六月十三日遂戦死

于肥前深江、行年三十、法号大翁宗心居士、

○大守義久公感忠堯之忠死、賜懸命之地於青

木村口之内、於茲建立一字、号泉徳寺為菩提所、

○室上原長門守尚常女、十二月十六日(廿)年没、(廿)新納家代々祭

春心妙芳大姉、石塔在于泉徳寺、不詳

忠増 次郎九郎
弥太右衛門 左京

○慶長九年甲辰五月七日没、法号鐵翁盛關居士、万塔在于泉徳寺、

七代

忠光 次郎四郎
次郎兵衛

○母は上原長門守尚常女、

○慶長八年癸卯八月廿五日死、法名英傳宗傑居士、石塔在泉徳寺、

○室肝付彈正忠兼寛女、盛下七

○万治二年己亥六月廿一日死、法号梅林院妙

香大姉、石塔泉徳寺に在り、

女子 川上左京亮久林 忠堅妻
男

女子 忠清妻、母は肝付彈正忠兼寛女

女子 桂山城守忠能妻

八代 忠清 次郎四郎 刑部太輔
加賀守

○文祿四年乙未三月九日生、

○忠光早世無嗣子、故祖父拙齊上言 太守公

令忠光之長女妻忠清相統当家、実忠増之長

子也、

○承応三年甲午二月十七日死、行年六十、法

諱春屋宗天居士、石塔在泉徳寺、丸田元心

法名無庵元心居士、山下慶右衛門法名直應

清傳禪定門二人大、金丸宇右衛門法名自得

金性禪定門、牧山清兵衛法名花林昌嫩禪定

門二人殉死、石塔春屋君之側に在り、家臣

○室忠光之女、寛永十二年乙亥十月三日没、

法号松屋妙寒大姉、石塔興国寺に在り、
○繼室谷山孫右衛門忠通女、寛永十九年壬午

五月十六日死、清芳長意大姉、大口在成就(石塚脱力)

寺并泉徳寺、

九代 忠秀熊千代丸 次郎四郎

○元和三年丁巳十一月廿一日誕生、母は忠光

女

○忠秀慶安三年冠船之時庚寅春、奉 太守公

高命使於琉球国、從士伊駒主殿・市來長左衛門也、然任不終二而五月八日病死於彼地、享年三十四、葬清泰寺、法号悟心全了

庵主、分遺髮葬深固院、泉徳寺建石塔、田

代諸右衛門義雲維忠居、源兵衛頼廣玄利禅士大口之士、家奴殉死、

且又家僕有西田龜右衛門喜庵常、慶上座、忠秀渡海

之時、被勘当留国、聞訃音而殉死、三人共

深固院并泉徳寺に建石塔、

○室三原左衛門重饒女、寛文十三年癸丑六月十六日病死、法号蘭室良蕙大姉、石塔深固院に在り、

女子北郷佐渡守久加妻

○元和四年戊午誕生、母同前、

○寛永二十年癸未正月廿六日没、二十六、法

号月桂芳心大姉、

忠尊初重頼 市三郎

○寛永二年乙丑十月十四日誕生、母同前、

○忠尊、初伊地知李右衛門重政之養子、

女子比志嶋内記国安妻

○寛永十二年乙亥誕生、母同前、

○承応二年癸巳十一月十四日没、十九、梅室

清寒大姉、

女子

○寛永十一年甲戌誕生、母三原左衛門重饒女

○嫁家督四郎左衛門久辰而後離別則爲尼、号

芳春、正徳五年乙未十月十九日病死於大口

之地、享年八十一、法号花室芳春大姉、石

塔泉徳寺に在り、

十代 忠饒市三郎 次郎四郎

次郎右衛門

○寛永十六年己卯二月廿五日誕生、母同前、

○万治三年庚子五月十二日病死長州於伊崎、

行年二十二、葬伊崎之内海晏寺、且鹿府深

固院泉徳寺、法諱涼安江月居士、

光久公御代御小姓より御番頭にて終、是即

番頭之初也、

○室鎌田左京亮政喬女、死去年月不詳、

—女子

□二十一日夭、葬興國寺、法名幼花童女、

—女子

□五月二十一日夭、葬興國寺、法名桃夭

童女、

十一代 初重頼 市三郎
忠尊 主膳 弥兵衛

○寛永二年乙丑十月十四日誕生、

○万治三年甥忠饒早世而無嗣子家將絶、故同

年七月奉 太守光久公高命去伊地知家婦

本氏而為忠饒養子、相統当家也、

○寛文四年甲辰十二月六日没、行年四十、法

号實心無參居士、石塔南林寺に在り、御番

頭に終る、

○室伊知地左右衛門重政女、

○寛文六年丙午六月廿四日死、法名機窓嶺頼

大姉、石塔南林寺に在り、

—女子 小島九右衛門定昌妻

○正保元年甲申正月二日誕生、母は伊地知左

右衛門重政女、

○正徳二年壬辰八月廿九日死、年六十九、法

号恵明觀智大姉、

—女子 伊地知左右衛門重倫妻

○慶安元年戊子五月十六日誕生、母同前、

○延宝六年戊午八月十五日没、三十一、法号

海心了月大姉、

十二代 千徳丸 主殿
忠鎮 外記

○慶安四年辛卯正月廿九日誕生、母は同前、

○貞享四年乙丑正月十四日死於大口、三十五、

法号梅泉院殿天外龍貞大居士、石塔泉徳寺

に在り、御番頭にて終る、

○室大野源右衛門久明女也、

○寛文十二年壬子十二月九日死、離別之後也

法号芳岩梅心大姉、有故祭之、石塔建興國寺、

○繼室比志嶋内記國安女也、

○享保九年甲辰二月廿日死、法号桃悟院殿錦

心貞紅大姉、石塔興國寺に在り、

忠常市三郎 監物 助右衛門

○万治三年庚子□誕生、母同前、

○為比志嶋主膳國治之養子、多年在彼家而後

去矣、嫁國治女有女子、堀四郎太夫與昌室、以寛延二年己巳十月六日卒年七十四、法名清操院殿

意松良 貞大姉

○天和二年壬戌四月十五日病死江戶、二十三

法号群山宗逸居士、葬于芝大円寺建墓石并

ニ泉徳寺に在り、

—女子 徳霧

○延宝三年乙卯四月七日誕生、母は比志嶋内

記國安女、

○享保八年癸卯九月十五日死、享年四十九、

法号円明院殿慈運貞濟大姉、葬興國寺、

十三代 初忠倚 千徳丸 次郎四郎 久敦 刑部 左京

○延宝四年丙辰五月十七日誕生、母は同前、

○享保九年甲辰三月廿八日病死、享年四十九

法号現成院殿一機全用大居士、葬興國寺并

泉徳寺に在り、御番頭より大目付に終る、

○室新納市右衛門久記女、

○享保十八年癸丑九月廿八日病死、享年五十

一、法号寶池院殿源心妙清大姉、葬興國寺、

—女子 伊集院十藏久達室

○元禄十一年戊寅九月廿一日誕生、母は同氏

市右衛門久記女、

○明和元年甲申閏十二月朔日死、享年六十七

法号梅樹院殿清心妙香大姉、葬興國寺、

—女子

○元禄十三年庚辰四月四日誕生、母は同前、

○同十五年壬午六月廿一日夭亡、法号權花幼

英童女、石塔深固院に在り、

女子 義岡右京久守室

○元禄十五年壬午十一月晦日誕生、母は同前、

○宝曆六年丙子正月二十五日死、享年五十五、

法号松心院殿月山庭柏大姉、葬浄光明寺、

十四代 初久郷 安万 刑部

久品 次郎四郎 次郎兵衛 賜内蔵

○正徳二年壬辰十月二十日誕生、母は同前、

○宝曆四年甲戌九月二十五日於江戸卒、享年

四十三、法号高樹院殿義觀源明大居士、葬

大円寺并建石塔於興国寺・泉徳寺、物頭よ

り御家老に終る、

○室高橋喜三兵衛種門女、

○寛保二年壬戌五月九日死、享年二十四、法

号了性院殿心安貞康大姉、石塔興国寺に在

り、

○継室鎌田衛衛政興養女 実湯 池氏

○寛政十一年己未十月廿三日卒、八十一、法

名桂香院殿祥雲瑞光大姉、石塔興国寺・泉

徳寺に在り、

女子 諏訪仲左衛門兼達妻

○正徳四年甲午五月廿九日誕生、母は同前、

○安永九年庚子十一月廿九日死、享年六十七

梅林院殿浄心清香大姉、葬于南林寺、

十五代 安万 次郎四郎

久徳 内蔵 享保二十一年丙辰四月三日誕生、母は高橋

喜三兵衛女、

○天明五年乙巳十二月二十五日卒、享年五十

法名不白院殿雪山雄峯居士、葬興国寺、蔵

遺髪泉徳寺、物頭より大目付に終る、

○室新納十郎左衛門久富女、

○天明元年辛丑四月十八日死、四十三、法名

清蓮院殿花質妙法大姉、葬興国寺并泉徳寺

○継室三崎治部久品女、

○天明五年乙巳十一月十三日死去、三十五、

法名眞常院殿浄心妙性大姉、葬興国寺并泉

徳寺、

—女子—
二階堂新左衛門行度妻

○宝曆八年戊寅八月十二日誕生、母は新納十郎左衛門久富女、

○天保九年戊戌六月廿一日死、八十一、法名

清鏡院殿覺智妙音大姉、葬于隆盛院、

十六代
万太郎 次郎四郎 駿河
久命 内藏 老号葦舟

○宝曆十一年辛巳二月二十一日誕生、母は同上、

○文政十三年庚寅七月九日死、七十、法名顯

高院殿道海葦舟大居士、葬興國寺分遺髮泉

徳寺、御番頭より御家老に終る、

○室桂藤九郎女、

○天明三年癸卯七月廿四日卒、法名微笑院殿

花顔妙拓大姉、石塔興國寺并在泉徳寺、

○継室諏訪舎人伴兼女、

○安永四年乙未六月十七日誕生、

○嘉永六年癸丑六月朔日死去、七十九、法名

芳樹院殿碧雲妙榮大姉、葬興國寺分遺髮納

泉徳寺、

—時苗—
直次郎

○宝曆十三年癸未九月二十六日誕生、母同前、

○安永二年癸巳十一月朔日死、十一、法名英

岩院殿智山孤勇大居士、葬興國寺并泉徳寺

—時美—
神四郎 隼見

○明和八年辛卯四月九日誕生、母同前、

○天明四年甲辰八月二十五日、為新納隼見久

里之養子、

○文化十三年丙子正月十六日死、四十六、法

名柳岸院殿豊心道清大居士、葬于松原山、

—女子—
廣 島山式部妻

○安永六年丁酉正月誕生、母同前、

○天保十五年甲辰十二月二日死、六十八、法

名淨貞院殿眞相清鑑大姉、葬大興寺、

—良珍—
実峯 時峯 幼字市五郎 七郎

○安永八年己亥正月廿六日誕生、母同前、

○寛政十一年己未十一月十九日藤野休右衛

門良記為養子、

○文化八年辛未八月廿五日死去、三十三、葬

南林寺、法名法雲軒實山了心居士、

男子 安万

○天明六年丙午九月二十九日刻^申生、母は川上

(女脱^カ後離^レ頼母^カ婚去)

○寛政五年癸丑八月十八日刻^酉天、年僅八ツ、

葬興国寺先塋、法名芳林院殿月山英心大居士、分遺毛埋大口泉徳寺建墓如例、

女子 半

○寛政五年癸丑八月十日刻^寅生、母は諏訪舎人

伴兼女、

○同八年丙辰八月二十三日刻^午天、僅四歳、葬

興国寺先塋、法名秋光幼夢禪童女、

女子 瑠世 久敬妻

久敬 幼字兼資 称郷十郎 改 称次郎四郎

○久命哭男無後可嗣、故乞兼資為嗣子、実肝

付帶刀兼滿^{後号}活遊之第三子、母は二階堂主計

行且之次女以寛政四年壬子十月四日刻^亥生、

○文政六年癸未四月五日病卒、年三十二、葬

興国寺先塋、法名唱岩院殿一聲徹心大居士

分遺毛埋諸大口郷泉徳寺建墓如例、御小姓

より御小姓組番頭御用人兼務に終る、

○室久命女、

○寛政七年乙卯八月十五日刻^卯生、母同前

○安政三年丙辰七月十日刻^申卒す、六十、法名

璞心院殿舍光貞圓大姉、葬興国寺、分遺毛

埋泉徳寺、

女子 久 久仰妻

女子 芳 島津右膳久誠妻

○文化十四年丁丑二月十一日刻^寅生、母同前、

十七代 久仰 初名義愈 後改上名 幼字龜之介 彦九郎 次郎四郎 内藏 駿河 葦州 (久仰)

○久命嗣子久敬蚤卒、又無可嗣、更乞義愈妻

久敬女以養子迎、実崑山式部義矩二男、母

久命妹以、文化四年丁卯十月三日生、

○明治六年癸酉六月三日午後二時死、享年六

十七、葬旧興国寺先塋之地此家從、是神葬、葬旧泉徳

寺先塋之地如例、当番頭より御家老に終る

○室久敬女、

文化十二年乙亥九月十四日巳刻生、母久命女

○明治十七年三月十四日午前第四時五十三分

死、享年六拾九歳七ヶ月、東京青山共葬地

に葬る、

—女子 鉄

○天保二年辛卯正月十七日申刻生、母久敬女、

○同六月十六日戌刻天、葬興国寺、法名春生苗

影童女、

十八代、万太郎 次郎四郎 刑部
—久脩 次郎兵衛 中三

○天保三年壬辰四月十五日寅刻生、母同前、

明治廿二年十二月十日卒す、行年五十八歳

葬旧興国寺先塋之地葬神、

○室同氏内匠久 養女、実は家嫡波門久世女

○文久二年壬戌八月廿二日卯下刻卒、二十五歳

法名法雲院殿實相妙嚴大姉、葬興国寺分遣

毛埋泉徳寺、

—時次 小字金次郎

○天保五年甲午十一月十六日刻生、母同前、

○同七年丙申二月三日刻天、僅三歳、葬興国

寺、法名春夢祥童子、

—時次 小字亀之介

○天保十四年癸卯九月廿三日申刻生、母同前、

○弘化四年丁未四月五日刻天、僅五歳、葬興

国寺、法名清心慧禅童子、

—女子 悦又薰 新納波門久治妻後離別

○弘化二年乙巳七月廿二日酉上刻生、母同前、

明治三拾年五月拾三日午前四時於東京死

亡、年五拾三、

—時中 幼字安之介 改彦熊 又彦四郎

○嘉永七年甲寅正月六日寅刻生、母同前、

○明治四年辛未四月廿四日為同氏權左衛門

時睦之猶子次家、

—久中 幼字万太郎 次郎四郎 竹之助

○安政三年丙辰十一月三日申刻生、母は川上式

部久美之女、後離別其後死去、明治廿八年

乙未九月六日於東京死、年四拾歳、葬於青

山共葬地、

時 幼字十五郎

○万延元年庚申十月十五日申下刻生、母は同

氏内匠久 養女、実は家嫡波門久世女、

○元治二年乙丑四月九日夭亡、六歳、石塔在

興国寺、法名電淨光禪童子、

時 幼字嘉次郎

○明治五年壬申四月三日夜戌刻生、母は同氏彌

太右衛門時敏女、

一昭和十二年十月四日病没、葬興国寺先塋之

地（神葬）、享年六十六歳、

附記 昭和六年三月廿八日任鉄道局技師叙高等官七等、
全日叙従七位、全年三月三十日依願免本官

女子 梅

○明治六年癸酉九月十五日午後十一時生、母

同前、

女子 藤

○明治八年八月廿六日午後八時生、母同前、

女子 松

○明治十一年八月三十一日午後七時三十分生

母同前、

大正七年十一月六日午後五時死、興国寺墓

地に葬る（神葬）、

女子 雪

○明治十六年五月廿三日午前四時三十分生、

母同前、

○同年七月二日午後六時夭亡、東京青山共葬

地に葬る、

女子 八重

○明治十八年一月廿五日午後三時五十五分生

母同前、

○同年四月四日正午十二時十五分夭亡、東京

青山共葬地に葬る、

啓吉

明治二十一年五月九日午前第六時三十分生
母同前、

— 嘉夫 —

明治四拾壹年六月二日生、

母は谷山甚助女(明治十八年十二月三日生)

明治四十四年五月四日死、葬興國寺先塋之

地神葬、

— 寛 —

明治四十三年三月十三日生、母同前、

〔表紙〕

新納久仰雜譜

文化四年ヨリ
文政八年酉十二月迄

〔新納駿河久仰 雜譜〕

久仰リ

初義愈ヨシマユ

幼名龜之介

後彦九郎

又次郎四郎

又改内藏

又改駿河

一文化四年丁卯十月三日誕生

島山式部義矩次男、母は新納内藏久儔女、名廣

此時父君義矩 三拾六歳

慈母廣女 三拾壹歳

○龜之助あけ字見事ニ御座候、皆々ほめ被申候間、折角
／＼精を出候様御すゝめ可被成候、のそみ物ハ何にて
も下し可申候、大学もろんごも下し可申候得共、当分
の取込ニハ何茂緩々相成不申候、追々下し可申候、扱て
先日爰許にてうらなひの上手当分名高きものにて候、
名前承り候得共覺不申候、右之ものへ拙者書判大藏書
判見セ申候ニ付、龜之介あけ字茂為見申候処、別紙之
通申遣候付、為御安心下申候、八歳の男と申事此方よ
り不申遣候ニ、うらなひじやより八歳の男ニうらなひ
申候、是にて御すひさつ可被成候、いろはにはへと此
あけ字下し申候間、御かくご成可被置候、やがてのた
めしにて候、

一拙者書判見せ申候処、左之通見申候、

○書判墨いろ見申候処、うん宜敷出世あり、官祿共ニ豊
かにして君上の用あつし、当時少々目下ニさんざい有、
又金銀出入之処心を可被付候、恐らくハ紛失等のさい
あらん、御用心可被成候、外ニ災なし、

〔朱書〕

「紛失等之災あらんとうらなひ申候ゆへ、其御元ぬすミ等の御念可被入候、爰元にてハ大藏申談、何事も念入申候、此事が小心配にて御座候、金子之格護拙者大藏外ハ見せ不申候、是のミ大世話ニ御座候、其御元猶又御念不被入候、来年下り無程事ゆへ其内御念被入、何事茂御心を可被付候、江戸ニハ一節すき不申候、一刻も早く罷下り安心いたし度是のミ待申候、大藏も同前ニ御座候、折角御待可被成候、以上、」

右之通うらなひ申候、又せきりうしと申ものへうらなひいたさせ候処、左之通申候、

○四拾三歳男、墨いろ一見仕候処一体の運宜敷、貴人を見るニ利有、主用御勤向之儀何之滯も無之候得共、何れ来春御帰国と被存候、当年上之処住所うごき相見得不申候、御心願之儀当春ニ相叶可申候、四拾四歳開運之年わりニ候得ハ、当月冬至より既ニ四拾四歳開運之年候ゆへ、当春ニ相達し可申候欵、をそく共来春ニハ成就可有之、外ニさわりなし、

ミしま丁より

右ミしま丁と申所ニおり申候うらなひじやにて御座候一大藏書判のうらなひも宜敷御座候、当暮来春ニ掛け御出世ありとうらなひ申候、是が当り可申候哉、不思議なる事を申候、為御心得申進候、

右之通御座候間書付遣申候、龜之介うらなひハ先方より遣候書付直ニ下申候故、御覽の後ハいろはのあけ字に御添御とり置可被成候、何も此書付御他見御無用可被成候、何も追々可申進候、めて度かしく、

十一月廿八日 敷馬

お廣殿

○いろはにはへと、八歳男、すみ色一見候処、うんよろしく福徳有、立身はやき方、六親富貴にして衆人愛敬あり、御成長之上は君上の用重かるへし、大吉、本父うらなひしやより遣候書付にて御座候間、下し申候、いろはニ御そへ御直し置可被成候、

一文化十二年乙亥、龜之介九歳、元服并初而之御目見之儀左之通、

一御元服之事、

高輪公子今和泉侯安藝忠厚君江川北孫右衛門を以頼入
相成候処、御請合ニ付十二月廿七日理髮村橋左膳ニ而
元服首尾能相済候、但龜之介着服熨斗目・長上下、

加冠

〔朱書〕
〔料紙檀紙〕

御馬

〔朱書〕
〔青銅百疋〕

一疋

以上、

畠山彦九郎

〔朱書〕
〔実名なし〕

畠山龜之介

彦九郎

御肴

一折

御酒

一荷

以上、

畠山彦九郎

宜為

〔朱書〕
〔忠厚老号山松殿ト称ス、七拾歳ニテ弘化四年末三月十六
日御死去、委敷ハ其年間ニ記ス、〕

文化十二亥

安藝忠厚判

進上

〔朱書〕
〔料紙同断〕

御肴

一折

以上、

畠山數馬

進上

〔朱書〕
〔料紙中奉書横目録〕

御太刀

〔朱書〕
〔現品〕

一腰

右之通致進覽候、尤元服相済熨斗目・麻上下ニ支度替
之上、父君義矩等茂一所ニ被召寄、安藝殿より御盃被

下、且御礼申上候儀共通例之通無滯相濟候事、

義愈 虞

右抛左氏伝之思義為愈之文也、

文化十二年 白尾國柱謹譟

一同廿八日初而之

御目見之事左之通、

十一月之望

口上覚

私親類畠山數馬二男畠山彦九郎事、未初而之

一明廿八日

御目見不仕候間、御序を以

御目見可被仰付候間、五半時早目可被罷出候、此旨申

御目見被仰付被下度奉願候、

達候、以上、

數馬家二男之儀、御太刀・一種・一荷進上仕来申候間、

十二月廿七日 奏者番 鳴津 仲

此節之儀茂先格之通被仰付被下度奉願候、數馬事当分

川上東馬

奉伺差扣置候間私より奉願候、此旨被仰上可被下儀奉

畠山彦九郎殿

願候、以上、

明廿八日

亥十月廿日

諏訪甚六

右之通相認大身分触役所書役白濱孫兵衛江用頼代能勢

畏候、以上、

甚兵衛を以差上置候事、

十二月廿七日 畠山彦九郎

畠山彦九郎御実名

鳴津 仲様

通字義

川上東馬様

主命火

右之通料紙杉原半切ニ相認、切封ニ而差出候事、

進上

〔朱書〕

〔料紙中奉書横目録〕

御太刀

〔朱書〕

〔現〕

一腰

御馬

〔朱書〕

〔銀四拾三匁〕

一疋

以上、

畠山彦九郎

義愈

進上

〔朱書〕

〔料紙中奉書豎折〕

干鯛

一折

御樽

〔朱書〕

〔二行代銀式拾六匁〕

一荷

以上、

畠山彦九郎

義愈

右之通進上、奉拜

太守齊興君之尊顔、奏者新納次郎四郎久敦無滯相濟、

大目付以上并奏者番等江御礼廻例之通、但彦九郎着服

熨斗目・長上下、且又御目付北條十次・村橋左膳頼入

有之候事、

但彦九郎供廻家来兩人、手鐘片挾箱小者ニ而候事、

〔朱書〕
〔願之通被成御免候事〕

四月

右近

口上覚

私二男畠山彦九郎事、当年十二歳罷成申候間、角入御

免被仰付被下度奉願候、尤初而之

御目見相濟申候、此旨被仰上可被下儀奉頼候、以上、

〔朱書〕
〔文化十五年戊寅〕

四月三日

畠山式部

右之通大身分触役所江差出置候処、即日月番御用人嶋

津右膳取次を以御免被仰付候事、

〔朱書〕
〔願之通御暇被下候、〕

正月

右近

口上覚

私二男畠山彦九郎事、此程より腹之痛有之、段々薬用

仕候得共、今以寸切と全快不仕、此涯指宿之内湊温泉

江差越致入湯候ハ、可致相応旨療医より承申候、依

之三廻御暇被成下度奉願候、自然右之場所相応不仕候

ハ、同所之内摺之濱温泉江差遣申度御座候間、此旨

御申奉頼候、以上、

正月十四日

畠山式部

右之通月番御用人志岐休之進江差出ス、

〔朱書〕
一願之通御暇被下候、

二月

長門

口上覚

私二男畠山彦九郎事、痛所有之、依願指宿之内湊并摺

之濱温泉江相掛湯治御暇三廻被成下、去ル朔日より差

越入湯仕候処、漸々快方ニ御座候へ共未全快不仕候、

御暇日数来ル廿三日迄筈合申候、依之今一廻御暇被下

度奉願候、此旨御申可被下候、以上、

二月十六日

畠山式部

右之通月番御用人伊集院備江差出ス、

〔朱書〕
一願之通御暇被下候、

三月

内藏

口上覚

私二男畠山彦九郎事、長々腹之痛有之、段々薬用仕候

得共、今以寸切と全快不仕、此涯湯治相応可仕旨療医

より承申候、依之三廻り御暇被成下度奉願候、左様御

座候ハ、御蔭を以踊之内榮之尾温泉江差越、得と入湯

為仕度奉存候、此旨御申奉頼候、以上、

三月廿八日

畠山式部

右之通月番御用人末川將監江差出ス、

〔朱書〕
一願之通御暇被下候、

四月

安房

口上覚

私二男畠山彦九郎事、依願湯治御暇三廻り被下置候、

去ル朔日より踊之内榮之尾温泉江差越致入湯候処、漸

々快方ニハ御座候得共、未寸切と全快不仕、御暇日数

も来ル廿三日迄筈合申候、依之今暫致入湯候ハ、可

致相応旨療医より承申候間、今一廻御暇被下度奉願候、

此旨御申奉頼候、以上、

四月十七日 畠山式部

右月番御用人嶋津求馬江差出ス、

^{〔朱書〕}
「願之通被成御免候、

八月 安房

口上覚

親類式部二男畠山彦九郎事、当年十四歳罷成申候間、

前髪取御免被仰付被下度、尤初而之

御目見相済申候、式部儀当分差扣奉伺置候間、此旨私

より奉願候間、被仰上可被下儀奉頼候、以上、

^{〔朱書〕}
「文政三年辰」

八月十三日 諏訪甚六

右之通触役所江敷根仲兵衛より差出置候処、則日月番

御用人嶋津矢一郎、取次を以被成御免候旨被仰渡候間、

前髪取之上御家老并右御用人江御礼廻いたし候事、

一文政三年庚辰冬より馬術稽古ニ打立候ニ付、十月朔日

大坪流稽古場へ出張候、尤誓詞之儀ハ先年町田左平左

衛門實盈師江入門いたし居候事、

一同月十五日、朝より劍術天真流稽古ニ打立候、加藤權

兵衛清貞を師とし彼家江致出席候、誓詞之儀ハ後達而

序次第可為致と之旨師より承候事、

一十二月十五日、大坪流先師大内山乘左衛門五拾年回ニ

付、門弟中より石燈爐孝基致寄進候、義愈是ニ加ハリ

候事、

一同十五日、父上様より無銘脇差一本御求被下候事、

但此脇差新納家養子引越之後、嫡家四郎久世より御

もらひ被成候間差上候事、

一文政四年辛巳正月十七日より家兄義實加世田野間野權

現祭礼之御代参として被差越、同廿二日首尾能被為濟

御帰家被成候事、

一三月廿日、馬術師家町田次郎太殿より古衛図一卷為心

得可写との旨ニ而被授候間致拜受書写し、四月二日本

書返納候事、

一四月十一日、馬師右同人より四季懸之乗様と外題之書物一冊可写との旨ニ而被授候間、致拝受書キ写し、同月廿九日本書は差返シ候事、

一五月廿七日、谷山境瀬戸ニ而御仕置者有之、父君并家兄御腰物ためし方として被遣候間、拙者江此内父上様より被下置候伯耆守平朝臣正幸之刀(三代正良)も差遣候、左候而拙者正幸ハ二木助市殿脇毛一刃ためし被申候処、二寸計残り候由、切れ味随分宜敷候由、其外父君などの御腰物も能く切れ候由也、

一七月五日、読書師河島傳右衛門御記録方見習助教勤ニ被仰付候、

一九月十七日、御右筆御役愛甲清之丞殿手習入門として、御右筆頭役池田次郎兵衛同伴を以参り候事、

一同月廿七日、境瀬戸ニ而御仕置者有之候間、去十二月

十五日父君御求被下置候無銘脇差ためし方として差遣候、黒江伴左衛門躰よこ之一刃切り候処半分位切れ候由、宜敷切れ味ニ無之由也、

一十一月十三日、父君指宿温泉江御越被遊候、御同列谷山善兵衛殿・用達敷根仲太・医師家村龍見其外家来共被召列候、尤此内より何となく御弱り被遊候故也、左候而十二月十三日御機嫌能御帰り被遊候、御相応之驗差而不相見得候事、

一十一月廿七日、境瀬戸ニ而御仕置者有之候間、家兄御腰物并拙者脇差当九月廿七日ためし方いたし候もの、拙者持越ためし方相頼候、家兄御腰物ハあハラ一枚掛り候、拙者脇差ハ脇毛四寸計切れ候、二本共切れ味は随分宜敷候事、

一文政五年壬午正月十一日、馬之師町田次郎太殿、御馬預見習御召馬乗勤被仰付候事、

一同月十八日、武運長久・家内安全等之矢数三射東郷長

左衛門殿矢初メニ而、拙者其外七人ニ而致執行候、且

当家書院三之間より玄喚^(四)辺此内御作次有之、近頃成就

ニ付今日長左衛門殿本陣堅め之弓法執行有之候事、

一同月晦日、晚六ツ半比下町菩薩堂通より出火、直ニ燃

上り大火と成、武士屋敷は山之口地藏堂辺焼失、日置

屋敷は残り近辺都而焼き払ひ、御春屋は無難、前通り

町家都而焼払ひ広小路迄、下は南林寺門前浜手迄都而

焼失いたし曉下火と相成候事、

一 閏正月二日、岩下家姉君平産、女子出生之事、

一同月十七日、朝より父君御不例ニ而右之御手足御不叶、

中気症ニ被為在候間、則より醫師馬場玄龍其外相頼御

養生被遊候、尤御軽症ニハ候得共、今晚より我々始類

中相寄、夜起き通ニ而御看病いたし候、左候而追日御

快方も不相見得候、長々御同体ニ而被為在候付、二月

廿三日より拙者茂諸稽古方ニ出候、是迄之内は門外不
出候而御看病いたし候事、

一 三月八日、馬之師次郎太殿より馬口相之書卷冊可写と
の旨にて被授候間致書写、四月十四日本書返納いたし
候事、

一 五月八日、加藤師より天真流二段目引渡給候事、

一 八月三日、馬師次郎太殿より手綱目録之書卷冊可写と
の旨にて被授候間致書写、同九日本書返納いたし候事、

一同月廿五日、次郎太殿親父町田平殿於江戸御鍵奉行江
御役替之吉左右承候事、

一 九月廿七日、境瀬戸ニ而御仕置者有之候間、家兄御腰
物并拙者無銘脇差ためし方ニ拙者持越ニ而、御腰物切
り二木助市殿江相頼、家兄御腰物は乳割切り候処半分

位切れ、切れ味不宜候、拙者脇差ハ肩堅割にいたし候
処八寸位余り、切れ味兎哉角にて候、今日首落七ツ傑(傑)
もの老人有之候事、

一十月三日、馬師町田平殿江戸より下着ニ而候間、為迎
門弟中拙者も乗馬ニ而差越候事、

一十二月十日、馬師平殿より秀幸論一冊可写との旨ニ而
被授候間、拝受いたし書写相済同十五日本書返納いた
し候事、

一文政六年癸未正月十四日、御右筆御役有川庄之進殿江
愛甲清之丞殿手引を以、筆法入門いたし候、尤愛甲氏
近々江戸江出立之故也、二月九日愛甲氏発足有之候事、

一二月廿一日迄相掛り秀幸論講釈拜聞相済候事、

一四月五日、晧従弟新納次郎四郎殿急病ニ而死去、翌六

日興国寺江葬式ニ付家兄并拙者葬場迄茂差越候事、

一同月廿八日、晚柏原作市・谷山善兵衛兩人江戸ニ而死
去、今晚遺髪之葬式有之、兩人共当家江懇意之人ニ而、
父兄方何れ茂様御愁傷被為成候事、

一五月十九日、町田平師より引口之大事と外題有之、書
物一冊可写との旨ニ而被授候間、致拝受書写相済、不
日ニ本書は差返申候事、

一六月十七日、父君義矩公大目付御役御願之通御免ニ而、
御養料七拾五俵一世被下置、且大奥江茂被伺御機嫌候
様被為蒙 仰、家内一統難有奉存致安堵候、右ニ付少
々類中打寄り御祝ひいたし候事、

一同月廿六日より当春二之丸御蔵を破り御金盗取候者共
兩人鋸引有之、翌廿七日傑付ニ被行候間、廿六日ハ見
物に差越候事、

一 八月十九日、晚八ツ時分より父君御病氣御再発ニ而、

則より引釣り強く被為在、蔽敷御難儀ニ付、早速医師馬場玄龍殿其外針科など段々相頼、精々御薬灸治等差上候得共、御薬功不相見得終夜御難儀ひとく被為遊候、尤即刻より類中江触廻し何茂打寄り御看病いたし候、

翌廿日朝ニ成少々御引つりハ御和らきニ而候得共、御勞倦相見得、御勝れ不被遊候、四ツ過九ツ前比終御養生不被為叶、奉絶言語候、右ニ付翌廿一日大興寺江御葬送ニ付、家内の御焼香相仕廻、家兄御一所ニ先達而大興寺江差越居奉待上候、左候而御引導等如例相濟直帰宅、翌々廿三日より家兄同様御墓参等如例相勤候、尤御中陰四拾九日・百ヶ日御法事、其外諸御仏事如例被為整候儀共ハ書留略す、

一 文政六年癸未八月廿日

父君義矩御死去、寿五拾二歳、御法号

盛徳院殿觀阿道輝大居士、御墓所大興寺

〔朱書〕

一 此時慈母廣女

四拾七歳

家兄義實 式拾九歳

姉女厚 式拾六歳

同福 式拾壹歳

義愈 拾七歳

一 同年十一月廿八日、家兄継目之御礼被為濟候事、

一 十二月朔日、晚福ヶ迫諏方別当寺普賢院焼失いたし候事、

一 同月十五日、加藤師より天真流三段目引渡給候事、

一同月廿七日、境瀬戸ニ而御仕置者有之候ニ付、拙者此内求置候忠行之脇差ためし方ニ拙者持越、御腰物切り二木助市殿江相頼多ひら一刃ためし方いたし候処、二寸余残り候、切れ味ハ宜敷候、忠行ハ強物と及承候処其通り有之致満悦候事、

但右之脇差ハ新納家養子相成候以後、畠山源七望ニ

よりにて授与いたし候事、

三月

内藏

口上覚

一文政七年甲申正月七日、先日より少々痔之痛有之候処、今日より甚敷相成別而致難儀候、医師馬場玄龍殿相頼致薬用候、左候而十四日比迄ハ、同断痛強ク有之候、晝夜一睡茂不出来位ニ而、只仰きに寝候儘ニ而少も身動き不調、十五日比ニ成り紅門(恥)の脇ニ腫れ出候所有之、夫より少し和らき、左候而追日右之腫口あき悪血或ハ、肝など多く出候、しかれ共二月を過三月ニ成候ても矢張り痔痛強ク有之、居り候事共ハ片時茂不調候付、致湯治候ハ、可然申談候、尤湯治之事ハ岩下家おあねさま長々こしけの御痛有之、段々御薬用被成候ても寸切と不被為成候間、当春中母上様・拙者ニ而おあねさま御同列仕、櫻島江湯治ニ差越呉候様、岩下家より御頼筋致承知居候処、折柄拙者も右之通痔之痛差起り致難儀、今以快方無之候付、旁湯治相応可致との事ニ而諸手当いたし候也、

私弟畠山彦九郎事、長々腹之痛有之、段々養生仕候得共今以寸切と無之、此涯湯治相応可仕旨療医より承申候、依之三廻り御暇被成下度奉願候、左様御座候ハ、御蔭を以櫻島温泉江差越、得と入湯為仕度奉存候、尤療医証文相添差上候間、此旨被仰上可被下儀奉頼候、以上、

申三月四日

畠山式部

証文

畠山彦九郎事、長々腹之痛有之、折角薬用仕候得共今以全快無之、此涯湯治相応可仕見及申候、私療治仕候間如此御座候、以上、

申三月四日

久木山宗見印

右之通御願書被下候処、同月七日月番御用人町田監物取次を以御暇被成下候事、

〔朱書〕
「願之通御暇被下候

義寶君御日記〔張紙〕

「文政七年甲申三月十一日、母上様并おさち・彦九郎今日より櫻島黒神温泉ニ被差越候間、拙者も内々参候九ツ時前之濱出帆、七ツ過黒神へ着船、嘉右衛門新宅止宿、左候而拙者へ瀬戸村江嶋津頼母殿・荒田四郎太

等瀬立として差越被居候ニ付、彼方江参候約束ニ而今晩瀬戸村江差越、庄屋村山周右衛門所江致止宿候事、四月十八日、母上様・おさち様・彦九郎黒神より御帰りニ付、拙者も三日前より御迎ニ参り同船ニ而帰候、昼比より少々風悪敷相成候付、野尻・横山両所江暫く汐掛りいたし大鐘比前之濱江着船、都合宜敷候也、」
〔以上張紙ノ分〕

一三月十一日、母上様・おあねさま・おとみとの・拙者列立、櫻島江湯治として下町津畑より乗船、四ツ過出帆ニ而差越候、家来岩下家より田代權九郎・下女とく・下男作藏、此方より下女房老人被召列候、左候而家兄御付添被下両日彼地江御滞在ニ而御世話被成下置、兩日ニ而御帰り被成候、且敷根仲太ニも被差越候、是ハ

伊集院藏主殿（イ）此内より湯治ニ而見廻候由也、左候而敷根も兩日ニ而兄上様一所ニ被帰候、此節は百姓嘉右衛門と申者所へ致旅宿候事、

一四月十八日、五ツ時分黒神村出船ニ而何れ茂罷帰候、尤兄上様ニも迎として御越旁御世話被成下候間都合宜敷候、左候而大鐘時分鹿府下町津畑江無滞着船、帰宅いたし候、尤此節之湯治ニ而おあねさまも余程御快方之由、拙者も至極相応いたし、三月十一日差越候時分迄ハ毛頭居ハリ候事などハ不調候処、湯治半分比より少ツ、歩行哉居ハリ候事なども出来候様成り立候、然共大弁（便）通し候後ハ一時位も痛ニ而、其後ハいたみ治り候へは歩行哉居ハリ候事も出来候付、大悦之事ニ候、

一七月七日、七ツ後新納主税殿御出被成候、新納家御伯父様之御使ニ而候由、然共家兄今日夕詰ニ而御留主ニ付一往主税殿御帰被成、大鐘時分又々御出被成候、家兄様江被仰入候趣、新納家御伯父様養子次郎四郎殿先

頃御死去ニ付、又候御養子として私御貫被成度との段被仰聞候ニ付、他家よりの御貫受ニ候得は類中江致相談、御返答茂可申上候得共、伯父様之御沙汰ニ付而は不及其儀、直様御沙汰之通差上可申旨御即答被為成候旨、家兄様被仰聞候ニ付、私乍不調法者、難有奉存候旨申上、奉畏候事、右ニ付今晚母上様新納家江御礼として御出被遊候事、

〔張紙〕

「義寶君御日記

甲申七月七日、内藏殿より彦九郎養子ニ被貫度旨主税殿を以被仰聞候付、母上様江御相談申上、弥差遣可申段直ニ返答いたし、左候而養子と承候ても養孫之含と相答候事、

一 全八月六日、母上様并おさち・彦九郎黒神温泉江被差越候事、左候而九月十九日御帰宅也、」〔以上張紙〕

口上覚

私弟畠山彦九郎事、新納内藏養子遣申度内々申談候間、

御免被仰付被下度奉願候、且於御免は亡新納次郎四郎娘江往々取合申度御座候間、是亦御免被仰付被下度奉願候、尤彦九郎事、初而之

御目見相済申候、此旨被仰上可被下儀奉願候、以上、

申八月六日

畠山式部

口上覚

私智養子新納次郎四郎事、先達而病氣ニ而死去仕候処男子無之候ニ付、式部弟畠山彦九郎事、養子仕度内々申談候間、御免被仰付被下度奉願候、尤於御免は亡次郎四郎幼少之娘有之候間、往々取合申度御座候間、是又御免被仰付被下度奉願候、此旨御申可被下候、以上、

申八月六日

新納内藏

右式通之通双方より大身分触役所江被差出候也、

一 八月十一日、物頭嶋津權五郎殿寶嶋へ渡海ニ付御殿より直ニ出立、下町津畑より乗船ニ付、鉄砲三拾挺・弓十張・鎗二十本之備立ニ而候、尤先月八日イキリス人上陸乱妨いたし候ニ付、詰役吉村九助異人害人鉄砲ニ

而射留成行披露ニ及候而之故也、

一八月廿日、父君盛徳院様御一周忌ニ付、大興寺ニ而御
法事有之、家兄五ツ時分より用頼等御列立被差越候、
拙者ハ痛ニ付四ツ後より参り相詰候、左候而ハツ後相
濟候、尤今日類中并出入之面々被相招御寄合有之候事、

一同廿一日、家兄二番御小姓与番頭江御役替、御役料高
百八拾石被下置、且又高懸郡高城地頭職被為蒙 仰候
事、尔時家兄三拾歳ニ而候事、

一閏八月六日、四ツ時分打立下町石燈爐通江居住岩下家
之家来徳田伊右衛門所へ立宿いたし、母上様・おさち
さま・おとみどの・拙者出揃、櫻島黒神江湯治として
差越候、大鐘時分黒神江着船、百姓甚藏所へ致旅宿候、
左候而此節は岩下家此方ニても人支ニ付家来茂不在合
候ニ付、川上亘殿家来野元勘四郎と申者借り入召列候、
下女は岩下家よりとり、梅兩人、下男ハ黒神村之嘉左

衛門湯治中雇入置召仕候、左候而湯治茂致相応、九月
十九日主従何れ茂無事鹿府江帰着致候事、但此節は湯
治段々心配致候訳も有之候得共、都合能相調満悦いた
し候事、

〔張紙〕

義寶君御日記

甲申十一月廿八日、彦九郎養子成被仰付候云々、

一十二月十九日、内藏殿方江引越候ニ付夕方より参候、
拙者差越度候得共、去ル十一日より疝積症(癰)ニ而腹痛甚
敷、最早快方ながら未打臥居候付不得差越、母上様御
出被遊候事、

一十一月廿八日、拙者事養子成願之通被仰付候次第左之
通、

御用之儀候間明廿八日四時可被罷出旨、監物殿依御差
函申達候、以上、

十一月廿七日

喜入多門

畠山式部殿

右之通御承知ニ而翌廿八日御出被成候処、於數舞台喜入多門殿引進候而御家老監物殿より左之通、

畠山式部

右弟畠山彦九郎事、新納内藏養子被仰付被下度、於御免は内藏智養子、亡次郎四郎幼少之娘ニ而有之候間、

往々取合申度旨申出、願之通被仰付候事、

十一月

監物

右ニ付大目付以上江口上書を以御礼廻有之候由、且亦新納家之儀も左之通被仰渡候由、

新納内藏

右畠山式部弟彦九郎事、養子被仰付被下度、於御免は智養子、亡次郎四郎幼少之娘有之候間、往々取合申度旨申出候、願之通被仰付候、

十一月

監物

右通双方難有御承知ニ付、今日母上様・兄上様・私ニも七ツ時分より新納家江参候、御祝有之夜入四時分一

統被帰候ニ付、同刻拙者も罷帰り母上様方も御同断也、

一同廿九日、新納家よりお久どの乳母のけさ御使ニ而、私江衣服品々過分御取合被下候ニ付厚御礼共申上候、左候而夕方新納家役人之前田覺左衛門も祝儀旁として見廻候事、

口上覚

私養子新納彦九郎江被仰付難有仕合奉存候、依之御序之節御礼為申上度奉願候、私家之儀は御太刀・三種・

二荷進上仕来申候間、先格之通被仰付被下度奉願候、此旨御申可被下候、以上、

十一月廿九日

新納内藏

口上覚

願名

次郎四郎

私養子新納彦九郎へ被仰付難有仕合奉存候、御礼願之儀は別紙を以申上候、依之御差支無之候ハ、右之通名替被仰付被下度奉願候、此旨御申可被下候、以上、

十一月廿九日

新納内藏

右式通大身分触役所へ被差出候由、

弓拙者致執行候事、

一同十八日、川上亘殿御家内中より肴一折・金子百疋、

一十二月朔日、兄上様御同列被成下四時登城、御殿内諸

明日引越候付被下候事、

事御指南被成下候、左候而席々謁候而御祝儀申上退出、

夫より新納家江参り

一同十九日、四時登城、先月廿一日

御氏神并御位牌前江致拜礼暫罷在帰候事、

若殿様御元服被為在、兵庫頭様と御改名齋彬公と奉称候旨被仰渡候御祝儀有之、毎之通席々謁候而申上退出候也、

一同十日、晚阜山小八郎殿并小平次殿申談候而、小平次

一同日、今日より新納家江拙者事被召呼候ニ付大鐘時分

殿所江拙者被招候間、母上様ニも御出被遊候、尤近々

新納家江引越候ニ付餞別咄也、左候而小八郎殿・小平

次殿より金子百疋ツ、贈り有之入念候事也、段々客人

出宅ニ而差越候、尤母上様ニハ早目より御出被遊候、兄上様ニハ先達而より御病氣ニ而、今以御臥通しニ付御出無之候、新納家は諏訪甚六殿・新納主税殿等初客人段々有之候、左候而九ツ時分(新納久敏)いづれ茂被帰候間、母

一同十五日、四時登城、毎之通席々謁候而御祝儀申上退

出候事、

上様ニも同断御帰りに被遊候、拙者は今晚より唱岩院様御栖居被遊候小座敷ニ栖居いたし候事、

一同十六日、家兄御次女先日御出生ニ付、今日四ツ後産

一同廿一日、引越より三日目ニ相成候間滑河へ参候ハ、

可然旨致承知候付、八ツ前より参候而暮過帰候事、

謁御家老御祝儀申上退出、夫より諸方年礼相廻り夕方致帰宅候事、

一同廿三日、養兄先祖代拜領ニ而當時も持切在大口郷木之氏村居住家来、当分横目役久保田林右衛門・芝原善助、此節拙者引越之祝儀として参候間、召出し盃共遣候而盃共遣候事、

一同廿六日、四ツ後大口郷土新納尾之介と申者参候間、逢候而盃共遣し候、是ハ木之氏村差引相頼有之者之由、左候而尾之介事ハ此節父上様御世話ニ而大口郷小河内番所番人被仰付候御請として差越候処、折柄拙者も引越候付祝儀旁見廻候事之由、

一同廿八日、四時登城、毎之通席々謁候而歳暮之御祝儀申上退出、夫より滑河江参候処、今日より兄上様ニ茂御出勤有之御留主ニ而候、暫時罷在致帰宅候事、

一文政八年乙酉正月元日、四ツ前登城、例之通於數舞台

一同四日、大口居住家来組頭弓削與右衛門并與右衛門嫡子彦八、年頭祝儀として差越候間、召出し盃共遣候事、

一二月十七日、新納矢太右衛門殿見廻候付初而致面会候、

尤明日大坂江出立之筈ニ付、暇乞ニ而候間一刻ニ而被帰候、右ニ付拙者も彼宅江見廻候得共、矢太右衛門殿事齒之痛強打臥被居面会断ニ付、家内へ申置候而罷帰候事、

一御用之儀候間明廿六日四時可被罷出旨、但馬殿依御差図申達候、以上、

北條織部

二月廿五日
新納彦九郎殿

御用之儀候間明廿六日四時可罷出旨、但馬殿依御差図

被仰渡趣奉畏候、為御請如斯御座候、以上、

二月廿五日

新納彦九郎

北條織部殿

右之通料紙杉原半切ニ而相認切封ニ而差遣候事、

一廿六日、四時登城、月番御用人北條織部殿江届申出置

候処、於敷舞台右之織部殿引進ニ而、

一当番頭

一御役料米貳百俵

新納彦九郎

右之通御役被

仰付御役料米被下置候、

二月

但馬

右之通被仰付難有次第ニ而、直ニ当番頭之内縁家之衆
被罷在候間、右之面々且席中よりも差図有之、則より

山吹之間江相詰候事、

口上覚

私事、今日当番頭御役被仰付難有仕合奉存候、依之御
序之節御太刀進上仕御礼申上度奉願候、此等之趣被仰
上可被下儀奉願候、以上、

西二月廿六日

新納彦九郎

口上覚

私事、今日当番頭御役被仰付難有仕合奉存候、依之御
序之節誓詞被仰付被下度奉願候、此等之趣被仰上可被
下儀奉願候、以上、

西二月廿六日

新納彦九郎

覚

一当番頭

一御役料米貳百俵

一当年拾九歳

一養父持高千百四拾五石九斗九舛七夕三才

内

千石 養父御役料

百石 上地

一居所平養父内藏一所ニ罷在候、

右は今日当番頭御役被仰付候ニ付、明細書為見合此

段申上候、以上、

酉二月廿六日

新納彦九郎

右之通即日表御用人北條織部殿江差出、且明細書老通

同案を以御側御用人有川勇馬殿江差出置候事、

口上覚

私事、今日当番頭御役被仰付、御役料米貳百俵被下置

候旨、被仰付難有仕合奉存候、為御礼参上仕候、以上、

二月廿六日

新納彦九郎

右之通相認上包折掛ケニ而大目付以上并織部殿江見廻

候、尤北篠家ハ為御礼参上候処致伺公候と相認候事、

一筆啓上仕候、弥御堅勝被成御勤務珍重候儀奉存候、

然は私事去ル廿六日当番頭御役被仰付、御役料米貳百

俵被下置候旨被仰渡難有仕合奉存候、右御礼為可申上

如斯御座候、恐惶謹言、

二月廿九日

新納彦九郎

久仰判

何かし様

参人々御中

右之通料紙小奉書半切ニ相認、江戸詰御家老川上久馬

殿・京都詰右同北郷内記殿江差遣候事、

一三月十四日、大口泉徳寺住持爰元江先日より差越居候

付、今日召出し一刻致面会候事、

一同廿四日、実名義愈を改めて久仰と号く、

実名目録

家字久

本命火

久仰

婦納

襦

右恭応新納君之需考、久字屬木局故配又以木局、仰字

則俱生本名火、生々無窮吉也、而婦納為襦於法為子孫

襦負愛養其子之義也、則有子孫繁昌之象、亦以為吉、

而計久仰兩字之点画、以配八卦之数則為乾、乾有天長

地久識、是以終日乾々久而不息、則德聚而永為人所仰

焉、則受天之景福也必矣、
文政八年乙酉三月穀旦

平川常經撰

一 四月五日、唱岩院様御三回忌ニ付、興国寺脇寺於不遷
院御法事いたし候付、五ツ過より差越相詰候、外ニ新
納正左衛門・用頼川崎次右衛門・役人前田覺左衛門相
詰、八ツ時分相濟候旨御墓参いたし帰宅、左候而八ツ
後より類中相招籠飯共御振廻被成候、尤拙者今日は別
勤之筋同席中江相頼候事、

一 四月七日

〔朱書〕
「本人当日相勤候供廻等平日之通ニ而挾箱為持候事」

新納彦九郎

〔島津齊興男子〕
光臨院様御正忌日付、惠燈院御位牌殿江

太守様御代参

但御惣蓋様江御代拝

着服熨斗目・半袴

右之通御代参被仰付候条、刻限四時可被相勤旨申渡、
可承向江茂可申渡候、

三月

信濃

右之通三月廿八日、御用人取次を以被仰付候事、
一 御用之儀候間、明廿五日四時可被罷出候、以上、

四月十四日

川上東馬

新納彦九郎殿

御用之儀候間明十五日四時可罷出旨被仰渡候趣奉畏候
為御請如此御座候、以上、

四月十四日

新納彦九郎

川上東馬様

右御請書料紙杉原半切ニ相認切封ニ而差出ス、

一 十五日、四時罷出月番御用人川上東馬殿江届申出置候
処、於御用人座御目付席詰ニ而同人取次ニ而左之通、

奏者番兼務

当番頭
新納彦九郎

右之通被仰付候条可申渡候、

四月 監物

右之通被仰付候間、御家老町田監物殿并取次東馬殿江口上書を以致御礼廻候、外ニ川田求馬・嶋津典禮同断奏者番被仰付候事、

一 四月十六日、七後より父上様初家内中都而肝付家江御招被成被差越候、拙者ニは初而参候間主殿殿初何れ茂様より金子三百疋目録被下候、左候而緩々御取持ニ而晚九ツ時分いづれも罷帰候、尤亭主振家来等も段々有之候事、

一 四月十九日、晴天、御下国涯ニ付

太守様御着服不洗物御半袴、四時御供揃、五本御道具ニ而桜之間御中門北御門御出五社江御参詣、御出口之通御帰殿有之御供相勤候、着服不洗物麻袴、供廻家来兩人片挾箱・合羽籠老荷、手鑑小者ニ而候、家来は絹

羽織為着候、拙者も羽二重袷致着用候、左候而柄引込合羽致用意着笠も為持候、首尾能相勤候事、

一 四月廿一日、平田孫太郎殿御懐おみえさま御死去、母上様御姉様ニ而忌二十日・服九十日御請被遊、拙者ニも母方伯母之御統相成、忌十日・服三十日相受候事、一御自分事忌中ニ而候得共御用差支候間、忌被成御免候条、明日より可被致出勤旨、但馬殿依御差函申達候、以上、

四月廿六日

新納彦九郎殿

町田少兵衛

私事、忌中ニ而候得共御用差支候ニ付、忌被成御免候条、明日より出勤可仕旨、但馬殿依御差函被仰渡候趣奉畏候、為御請如斯御座候、以上、

四月廿六日

新納彦九郎

町田少兵衛様

料紙杉原半切ニ相認切封ニ而差出候事、

着服麻袴

一五月十二日、出勤、八ッ前相頼退出、今日は八ッ後よ

右之通被仰付候条、刻限四時可被相勤旨申渡、可承向
江も可申渡候、

り同席中相招候人数鳴津頼母殿・川上主鈴殿・本田次

四月

内膳

郎殿・赤松主水殿・町田勘解由殿・伊勢巨殿・向井十

郎太夫殿、亭主振り新納縫殿殿・桂宇右衛門殿・島津

一六月朔日、於台子之間御目付東郷長左衛門席詰ニ而大
目付伊織殿より

矢市郎殿・兄上様相頼候、書役田上左衛門・平山源

川田求馬

八・町田孫右衛門・敷根仲太・箕田八郎・久保源之丞

新納彦九郎

ニ而随分酒も相進ミ、夜入五ッ時分飯差出候処夫限り

右当年下弓場奉行被仰付候、

何れ茂被帰候、内証向世話人大原源五・川崎次左衛門、

六月

伊織

料理方片野坂直右衛門相頼候事、

右之通求馬一所ニ致承知候、上弓場奉行澁谷喜三左衛
門・北郷權五郎へ被仰付候間、申談相勤候事、

一五月十三日

一六月三日

〔朱書〕
一本文当日相勤候供廻等毎之通

新納彦九郎

〔朱書〕
一本文当日相勤候事

新納彦九郎

〔島津齊宣母〕
春光院様御正忌日ニ付福昌寺御靈屋江
太守様御代参、

〔島津齊興男子〕
蓮珠院様御正忌日ニ付、惠燈院

但御惣靈様江御代拜

蓮珠院様御正忌日ニ付、惠燈院

御位牌殿江

太守様御代参、

但御惣靈様江御代拝

着服麻袴

右之通被仰付候条、刻限四時可被相勤旨申渡、可承向

へ茂可申渡候、

五月

信濃

右之通五月晦日御用人取次を以被仰付候事、

一七月三日

新納彦九郎

〔朱書〕
「本文当日相勤候事」

〔島津重豪男子〕
麗珠院様御正忌日ニ付、惠燈院御位牌殿江

太守様

大御隠居様

御隠居様御代参

但御惣靈様江御代拝

着服麻袴

右之通被仰付候条可被相勤旨申渡、可承向江茂可申渡候、

六月

伊豆

右之通六月廿九日御用人取次を以被仰付候事、

一七月九日、下射初ニ付四時演武館江出席、求馬殿同断

木上清右衛門射初相勤、無滞相濟候ニ付直ニ退席、

一來ル十三日不断光院御靈屋江御燈爐御献納ニ付御使者

〔朱書〕「本文當時相勤候事」
被仰付候条、御使番江取合可被相勤候、左候而御受之

届可被申出候、此旨内膳殿被仰候、以上、

七月朔日

喜入多門

梅田九左衛門

新納彦九郎殿

ノ

來ル十三日不断光院御靈屋江御燈爐御献納ニ付御使者

被仰付候旨、内膳殿依仰被仰渡趣承知仕候、為御請如

此御座候、以上、

七月朔日

新納彦九郎

喜入多門様

梅田九左衛門様

料紙杉原半切ニ而切封相調候事、

一 七月十五日、諸所江致墓參、泊り番ニ而暮前より出勤
相詰候、然処柳正九郎用向有之為面会御殿江被參候節、
高欄口之上日覆江人等數者相見得居候段被申候付、則
御目付坂元七郎へ口合為致見分候処、最早何事も無之
候、然共夫形ニも難差置終夜別段夜廻等も為致、且大
目付衆并奥向江茂成行御目付より内々口合置、御目付
茂終夜心配ニ而候間正九郎ニも留置候得共、外ニ異変
無之翌早朝被帰候事、

一同十六日、猶又御家老衆并大目付衆へも成行御届共申
出置、四時退出いたし候、

一同日より上下打込弓之事相初り候ニ付演武館江出席、
喜三左衛門殿も同断ニ而八ッ前相濟一同退席、

一 八月十日

新納彦九郎

〔朱書〕
「本文当日相勤候事」

〔島津音興女子〕
智桂院様御正忌日ニ付、恵燈院御位牌殿江

太守様御代參

但御惣靈様御代拜

右之通被仰付候条、刻限四時、着服麻袴ニ而可被相勤
旨申渡、可承向へ茂可申渡候、

七月

内膳

右之通七月廿九日御用人取次を以被仰付候、

一 八月廿日、父上様・母上様・お久どの・およしどの被
召列、市來温泉へ御越被遊候事、

一同日、滑河盛徳君御三回忌被為成御法事有之候付、五
ッ前より拙者ニも大興寺へ参り相詰候、勿論兄上様・
用頼敷根仲太・役人山元早之丞相詰居候、八ッ時分相
濟御拜共仕廻候、夫よりなめり河江参り客人等有之候
付、緩々ニ而夜入五ッ時分罷帰候事、

一 九月十二日、父上様方市來より御帰りニ付、横井迄為御迎差越候、外ニ新納主税殿・二階堂小源太殿など段々被參候、七ツ前比横井迄御帰着、夕方何れも様御帰家被成候事、

一 九月十七日

(朱書)

「本文当日毎之通相勤候事」

新納彦九郎

(鳥澤新直文字)
瑞光院殿御正忌ニ付惠燈院御位牌殿江

太守様

御隠居様御代參

但御窓靈様へ御代拜

着服熨斗目・半袴

右之通被仰付候条、刻限四時可被相勤旨申渡、可承向へも可申渡候、

八月

信濃

右之通八月廿九日御用人取次を以被仰付候事、

一 十月十七日、四時御供揃五本御道具、御着服不洗物御

半袴ニ而、桜之間御中門御出、表御看經所靈符堂北御門御出、福ヶ迫諏方護摩所内朝鮮稻荷・鶴岡八幡御參詣、護摩所江御入暫ニ而

御出口之通御帰殿ニ而有之御供相勤候、着服不洗物麻袴其外何事茂四月十九日之通致用意候事、

一 同日、晚本田仁左衛門殿被參候、左候而伊地知（全安）小十郎

先祖之家譜老冊持參ニ而、右之伊地知家は当家之十一代弥兵衛忠尊様三・四年養子ニ被為成居候家ニ而、当

小十郎右之忠尊御譜編撰被致候付、拙者致一覽誤は勿論脱漏も有之筈ニ付、当家之書留等引合書載具候様承

候ニ付預り置候事、

一 十月廿六日、下射納ニ付四前より演武館江出席、求馬殿同断、御側役長崎甚七殿被相詰候、三ツの二ツ矢東郷十九郎、金の二ツ矢福島半之進・西郷八郎次・面高源左衛門・川西新左衛門、四半ニ吉利右平太殿・大島清兵衛ニ而候、惣人数八拾人余有之、大鐘比相濟候事、

一十一月廿二日、御用人川上東馬殿、取次を以信濃殿より左之通被仰付候、

表御年男

〔朱書〕
一本人御断申上候ニ付

北郷權五郎

代り本田二郎・川田求馬

新納彦九郎

江被仰付候事」

手代り

肝付主殿

嶋津 柰

右来年頭御規式ニ付、右之通可被仰付儀も可有之候間、内々可申聞置事、

右之通被仰付候、拙者儀当日は泊り番ニ而出勤不致候付、權五郎殿名代致承知給候事、

御内意之覚

私事、来年頭御規式被遊御請候付、表御年男可被仰付旨、御内沙汰之趣承知仕難有奉存候、然処兼而痔之痛強、相勤申体無御座候間、右勤方御免被仰付被下度奉願候、此旨被仰上可被下儀奉頼候、以上、

西十一月廿五日

新納彦九郎

右内意近隣伊豆殿等江も訳而申上置、御用人喜入多門殿江差出置候処、同月廿八日申出之通御免被仰付候事、

一十二月朔日、拙者御役之御礼被仰付候間、御太刀一腰・

馬代銀老杖ツ、

御三殿様

若殿様江進上、御書院三之間下敷居より上二重目ニ而

御礼、奏者番嶋津藏人久武・新納彦九郎御役之御礼と

披露首尾能相仕廻候事、

右御礼ニ付而は前以当番奏者番より御礼被仰付候旨被

仰渡事候得共、拙者当務ニ付別段御当り無之候事、

一十二月十五日、養子成之御礼被仰付候間諸事左之通、

御用之儀候間明十五日五時早目可被罷出候、以上、

十二月四日

喜入多門

新納彦九郎殿

御用之儀候間明十五日五時早目可罷出旨、被仰渡趣奉
畏候、以上、

十二月十四日

新納彦九郎

喜入多門様

右御請書料紙杉原半切ニ相認候事、

一十二月十五日、罷出候処於御用人座右之多門殿より左
之通、

彦九郎事

新納次郎四郎

右養子成之御礼ニ付、願之通名替被成御免候条可申渡
候、

十二月十五日

伊豆

一同日、四時御書院江

御出座ニ付、御太刀一腰・三種・二荷相備、三之間御
定之席ニ而御礼、奏者番伊勢巨貞長・新納次郎四郎養
子成之御礼と披露、首尾能相仕廻候事、

右御礼ニ付而は前以当番奏者番より、来ル何日御礼被

仰付候旨御当り有之事情得共、当務之事ニ付別段御当
り無之候、進上物目錄等左之通、

進上

〔朱書〕
〔料紙中奉書二枚重横折〕

御太刀

一腰申受代錢百文

御馬

一疋錢ニして四貫三百文

以上、

新納次郎四郎

久仰

進上

〔朱書〕
〔料紙中奉書豎七ツ折〕

昆布

一折

鯛

一折

干鯛

一折

御樽

二荷

〔朱書〕
〔惣合錢ニして五貫八百文〕

以上、

新納次郎四郎

久仰

右二行

太守様御方江進上

進上

〔朱書〕
〔料紙同断〕

御太刀

御馬

以上、

一腰〔朱書〕
〔申受代錢百文〕

一疋〔全〕
〔錢ニして四貫三百文〕

新納次郎四郎
久仰

右式行

兩御隠居様

若殿様御方江進上

〔朱書〕
〔料紙中奉書二枚重横折〕

御太刀

御馬

以上、

一腰〔朱書〕
〔錢ニして百文〕

一疋 錢ニして老貫文ツ、

青差ニ調

新納次郎四郎

右御家老衆江之目録

〔朱書〕
〔料紙中奉書豎七ツ折〕

御着

一折〔朱書〕
〔錢ニして四百三拾文ツ、

杉原紙ニ包水引結ひ〕

新納次郎四郎

右若年寄大目付衆江之目録

〔朱書〕
〔料紙同断横目録〕

御太刀

一腰〔朱書〕
〔錢ニして百文〕

新納次郎四郎

〔朱書〕
〔料紙同断〕

進上

昆布

鯛

干鯛

御樽

〔朱書〕
〔都合錢ニして老貫六百文〕

以上、

一折

一折

一折

二荷

御馬 一疋 錢ニして巻貫文

青差調

以上、

新納次郎四郎

右奏者番江之目録

口上

私事、今日新納内藏養子成之御礼被仰付難有仕合奉存候、為御礼参上仕候、依之目録之通進覽之仕候、以上、

十二月十五日

新納次郎四郎

右之通大目付衆以上江之口上書

口上

私事、今日新納内藏養子成之御礼被仰付、且又願之通名替迄茂被仰付難有仕合奉存候、為御礼参上仕候、依之目録之通進覽之仕候、以上、

十二月十五日

新納次郎四郎

右若年寄二階堂伊豆殿江之口上書

口上

私事、今日新納内藏養子成之御礼被仰付難有仕合奉存

候、為御礼致伺公候、依之目録之通致進覽候、以上、

十二月十五日

新納次郎四郎

右奏者番伊勢巨殿江口上書

右口上書都而杉原半切ニ相認、上包

美濃紙折掛致候事、

当分御家老川上久馬殿・町田監物殿・嶋津但馬殿、若年寄川田信濃殿・島津丹波殿・二階堂伊豆殿、大目付小松式部殿・菱刈李士之介殿・伊勢伊織殿江御礼廻致候、尤奏者番伊勢巨殿へも同断也、今日拙者供廻家来三人、着服上下、手鍵・長柄片挾箱・合羽籠袴荷小者ニ而台輪用意いたし候事、

一右御礼ニ付進上物三種・二荷差廻方表坊主敷根安悦ニ相頼候処、彼是致世話候ニ付後日肴一折用頼より手紙を以礼差遣候事、

一私共事、来戌年頭御役并家格ニ付持参太刀仕、御礼申上管候へ共、奏者番勤方ニ付差支申候間、納太刀被仰付度此段申上候、以上、

十二月十五日

川上東馬

島津 靱負
 町田 少兵衛
 北郷 七郎左衛門
 新納 縫殿
 嶋津 頼母
 伊集院 織部
 島津 仁十郎
 北郷 惣次郎
 赤松 主水
 嶋津 藤次郎
 名越 右膳
 畠山 式部
 嶋津 藏人
 町田 勘解由
 北郷 權五郎
 桂權 七郎
 伊勢 亘
 二階堂 靱負

島津 典禮
 新納次郎四郎
 末川 將監

右之通年頭掛御用人島津矢柄殿江申出置候事、
〔朱書〕
 「申出候通被仰付候、」

十二月 丹波

右之通御付紙を以、十二月晦日御用人町田少兵衛取次
 を以被仰付候事、」

一御自分事、当番頭御役被仰付御札相濟候ニ付、来年頭
 より当御役之場ニ而御太刀進上被仰付候、尤年々仰渡
 は無之候、此旨伊豆殿被仰候、以上、

十二月廿八日 町田少兵衛

島津 矢柄

新納次郎四郎殿

私事、当番頭御役被仰付候御札相濟候ニ付、来年頭よ
 り当御役之場ニ而御太刀進上被仰付、尤年々仰渡は無
 之旨伊豆殿依仰被仰渡趣奉長候、為御請如此御座候、

以上、

十二月廿八日

新納次郎四郎

町田少兵衛様

島津矢柄様

ノ

料紙杉原半切ニ而毎之通差出ス、

〔表紙〕

新納久仰雜譜

文政九年正月ヨリ
十一年十二月迄

一文政九年丙戌

正月十三日

新納次郎四郎

〔朱書〕
「本文当日毎之通相勤候事、」

〔墨澤所見也〕
春光院様御忌日ニ付福昌寺

御位牌殿江

太守様御代参

但御惣霊様江御代拜

着服々紗・小袖・半袴

右之通被仰付候条、刻限四時可被相勤旨申渡、可承向
江茂可申渡候、

十二月

伊豆

右之通十二月廿九日御用人取次を以被仰付候事、

〔朱書〕
「一晒之通御暇被下候、」

二月

但馬

右之通二月十一日御用人取次を以被成下候事、」

口上覚

私事、長々腹之痛有之、段々養生仕候へ共今以て寸切
と無之、此涯湯治相応可仕旨療医より承申候、依之三
廻御暇被成下度奉願候、左候へ、櫻島温泉へ差越得と
入湯仕度奉存候、尤療医証文相添差上申候、此旨被仰
上可被下儀奉願候、以上、

戌二月六日

新納次郎四郎

証文

新納次郎四郎事、長々腹之痛有之、段々養生仕候得共、
今以寸切と無之、此涯湯治相応可仕見及申候、私療治
仕候故、証文如斯御座候、以上、

二月六日

久木山宗見印

〔朱書〕
「願之通御暇被下候、

三月

但馬」

口上覚

私事、長々腹之痛有之、櫻島温泉江三廻御暇被成下、

去月十四日より差越入湯仕候得共、今以寸切と全快不仕候、然処御暇日数茂来ル五日迄答合申候間、今一廻御暇被成下度奉願候、左様御座候へ、御陰を以入湯仕度奉存候、尤療医証文相添差上申候、此節等之趣被仰上可被下儀奉願候、以上、

三月朔日

新納次郎四郎

証文

新納次郎四郎様事、腹之痛ニ而櫻島温泉へ差越被居入湯被致候得共、今以て寸切と無御座候、今一廻入湯被致候へ、相応可仕と見及申候、私療治仕候間如斯御座候、以上、

戌三月

土橋恕信印

一二月十三日、四過出宅、下町津畑より出帆順風宜敷候、七ツ時分櫻嶋黒神江着船、百姓藏左衛門と云者所江旅宿いたし候、家来川邊宗太郎・平田嘉右衛門、下男源四郎・新太郎召列、且奏者方書役敷根仲太致誘引候、左候而三月十一日主従帰着候事、

但二月十三日より三月十一日迄日数廿八日致滞在候諸用払錢貳拾三貫文余ニ而賤敷事ニ候へとも、為見合記置候事、

一父上様御事、二月廿一日御出勤之節御城唐門階ニ而御ころび被遊候処、左之膝頭御打被遊、兩日は御痛ミ甚敷被為在候由、乍去追々御快方ニ被為成候段湯治先キより致承知候得共、罷帰り委敷伺候処、いまだ御痛ミ相応有之、今程御快気候処無覚束奉存候事、

一三月十三日、出勤ニ而今曉罷帰り残り日数一日差上候旨御礼御届、月番御用人川上東馬殿江申出候処、御家老衆御謁之儀と有之候筋可相心得旨、同人より致承知候事、

一 同日、父上様御療治被申上候、相良淡斎江御様体承候
処、御怪我計ニ無之、專中氣症之御模様被為在候間、
只今より御煩不重様被為在候処第一と存候、尤当分よ
り御快氣方なとハ有之間敷被伺候との趣ニ承候事、

一 同月十四日、晚、又木嘉右衛門参り、母上様・璞(新納久敏)心院孝

様・拙者共相揃呉候様、左候而承候は父上様先頃膝頭
御怪我被遊候以後、折角御養生被遊候得共今以御快方
不相見得、畢竟御年齢ニも被為在、此比ニは少々御弱
り居被遊候而、御足の運ひなとも御不自由ニ而少し中
風症ニ被為在候由、然ハかた／＼以一旦之御怪我共不
奉存、数百日を被為経候ハ、御快方も可有之筈候得
共、兎角御年齢と申上御役柄ニも被為在候へは、旁篤
と御勘弁被為在早く思召切り御退役御願立被為在候ハ
、脇々より茂一涯感心可仕儀と奉存候、此段は加右
衛門一己ニ無之、用頼并上聞なと申談候上相伺候、乍
去母上様・拙者共考ハ何様ニ候哉と承候ニ付、母上様
ニ茂此内より左様ニ思召付被為在候、何れ一旦之御怪

我なとハ不相見得、御役柄ニ茂候故、左様之処早く

御勘弁有之度、見苦敷御様体ニ而御出勤共被遊、諸人
色々よからぬ評判とも申上候而は誠に氣之毒ニ思召候
由御沙汰有之、拙者も乍憚左様ニ奉存居候段申聞候処、
夫程之事致承知候へは別而致安心候ニ付、早速上聞・
用頼等へも申入置候様可仕との趣ニ而致安心引取候事

(朱書)
「本文当日相勤候事」

一 瑞仙院様百年御回忌御法事明後十九日より廿日迄日数

二日、於浄光明寺御執行有之候ニ付、廿日詰被仰付候
条、着服熨斗目・半袴ニ而被相勤候、左候而御受之由
可被申出候旨御差図ニ而候、以上、
但朝六半時揃ニ而候、

三月十七日 北條織部

新納次郎四郎殿

(朱書)
「本文当日相勤候事」

瑞仙院様百年御回忌御法事、明後十九日より廿日迄日
数二日於浄光明寺御執行有之候ニ付廿日詰被仰付候間

着服熨斗目・半袴ニ而可相勤旨、依御差図被仰渡趣奉
畏候、為御請如斯御座候、以上、

三月十七日

新納次郎四郎

北條織部殿

右之通料紙杉原紙ニ相認切封ニ而差出候事、

一 四月朔日、諏方甚六殿より存寄承り候趣ハ

父上様御病氣此節は逆も寸切と御快氣之処無覚束存候

ニ付、相良淡齋江茂承合候処、折角御養生之事ニ候得

共御年齢旁ニ付当分より御快氣之儀相見得間敷と申事

ニ候、右ニ付而は最早御役御断被仰上候方可然候半存

候、多年正道御精勤被為在、此節御不都合之御退役共

ニ而は誠に残多き儀と呉々存候、勿論御当人は左様之

御心付毛頭不為在、矢張り御快氣を御待被成候、然共

脇々より見上候而は左様之事ニ無之、何分ニ茂御再勤

相調間敷存候付、最早御断御願出之方ニ御決着有之候

様清鏡院様より何となく御咄有之候ハ、其後ハ甚六

(新納次郎女子)

殿なども追々右之向ニ御進め申上候ハ、御納得も可

宜との趣細々承候ニ付、御存寄之程別而忝御座候、私

ニ茂左様内存も有之、其上先日用頼等之存寄も又木加

右衛門を以承候趣も有之候へ共、養子之身分ニも候へ

ハ卒忽ニ申出も致かたく、第一家中内氣向落着之上ニ

無之候而は、不宜事と存未差扣居候、然共右様御存寄

致承知候上は類中等江申談候様可致との段相答、厚く

礼共申置候、左候而則日大原源五江右之趣申達、夫よ

り上聞、相良權兵衛・東郷一介等へ茂申談被呉候相頼

置候事、

一 四月廿日

〔失書〕

「本文病氣ニ付前日御断書付を以申出候処御免被仰付候、代

り伊集院伊織江被仰付候由承候事、」

新納次郎四郎

(島津重豪女子)

淨信院様御正忌日ニ付惠燈院

御位牌殿江

太守様

大御隠居様

御隠居様御代参

但御惣霊様江御代拜

右之通被仰付候条刻限四時可被相勤旨申渡、可承向へ
茂可申渡候、

三月

信濃

一五月三日、滑河兄上様より一刻可参旨御使被下候付致
参上候処、頃日拙者儀加藤家江節々稽古ニ差越候由、
夫ニ付得と御勤考被遊候処、養家は御男子無之近年柔
和成家風ニ而候、左候は武芸などはめ付候而は、決而
むひき者とか、不乙名敷者なと皆様被思召候半、家
来共ニも遠方ニ掛度々致往来ニ而は太儀ニも有之、色
々申立候而は養子之身分不宜儀も可有之、稽古事ニ候
得共彼是勤弁無之候而不相叶、勿論内心より不埒者ニ
罷成候而は不可然候間、士之本意は此通と云事致覚悟、
時・所・位を以何事も致修行候様有之度、拙者も当年
輩罷成候得者、兄上様なと御教訓無之候而も程能勤弁

出来候様可心掛、尤武芸は少ニ而茂不嗜候而不叶事候
間折角可心掛、乍去養子身分ニ候へは其家風を受継可
相勤事ニ付、權兵衛殿江茂兄上様より細々御咄合茂可
被成下候間、程能可心掛旨細々御教訓被成下候事、

一六月廿五日、八ツ後清鏡院様御出被遊緩々御咄之折、
(新納久傳女子)

父上様江不事立様被仰上候は、最早相応之日數御引入
ニ而御同役中江も御厄害懸られ候も氣之毒成事故、御
役之御断ニ而も御申被遊、一向ニゆるりと被為成御養
生候ハ、可宜なと、被仰上候処、未百日余ニ而二百日
ニも不及候間、二百日以上ニも相成候ハ、と一口之御
返答ニ御座候、右之事を我々より清鏡院様江頼上置候
ニ付、先日も御出被下候へ共都合無之今日右之通御咄
合ニ而候間、追々相伺候様可致心組ニ而候、左候而清
鏡院様ハ七過御帰被遊候事、

一六月廿七日、諏訪甚六殿江参り

父上様御病氣ニ付清鏡院様御咄合被遊候成行申述、二

百日以上ニ茂被及御快方不相見得候ハ、其節御役御断被仰上候筋は、只今より御病症も大体相知れ候事ニ類中不頓着之方ニ相当御役柄ニも候得は、脇方不評判ニは有之間敷哉、御同席方之内ニハ決断早キ御方も有之候ニ付、若哉長病氣ニ付而は御断ニ而も被申上養生有之可然候半なと承候ハ、何共無申訳次第御座候、左候へは逆先日清鏡院様江之御咄振ニ而は、我々其外誰そより申上候而も御氣前ニさかひ候(ら服カ)は一定御座候ニ付如何敷事共候得共、家来又木加右衛門事ハ別而御心安く被召仕、殊ニ役所向も存候者ニ候間、此者江猶亦都合見計、最早多年御勤被遊御骨折茂有之候間、此上ははやく御安氣ニ被為成候方御能被為在候半、左候而所帯方茂御不如意ニ付、多年之御勤功ニ琉球館内或は嶋方勤等之御内訴共被仰上候ハ、随分御取訳茂被為在候半、左様共御座候得は猶亦以来之御都合茂可宜旨彼は進め上候様為致候ハ、可然候半、相考候趣共咄合候処、随分可宜、左候而御合点無之候はちと不本意ニも候へ共、御同席方茂長々御引入ニ付而は、御断ニ而

茂御申被成得と御養生之方可然御咄も有之候由、取臈申上候は可宜、左様之時宜共は有之候而も苦かる間敷、勿論当分歩行御暇ニ而折々武別荘など共へ御出之節ハ淨瑠り其外御慰事茂有之御氣散ニは候へ共、右様之事も御病中ニハ目立候儀も難計候間、可成早目ニ御断御願書被差出候方可然存候間、猶亦兄上様なとへ茂かた／＼御相談可申上旨承候事、

一 父上様御病氣右次第何分御快方不相見得候ニ付而は、何れ之筋御役御断早目ニ御願出相成候方可然、家内類中段々致心配居候処、父上様ニも前以より御沙汰之通長々數御快方無之、御出勤之御様体不被為成ニ付、此上は御役之御断被仰上一向ニ御養生可被遊思召立有之、我々茂別而難有奉存、家内一同より進メ上候而類中江も御相談ニ及ひ、滑河兄上様を以御家老島津但馬殿・北郷内記殿江御内意御伺有之候処、御同席方御相談之上何分可被仰聞旨ニ候処、八月九日但馬殿より拙者直ニ致承知候は、父上様御病氣折角御養生被成候由なから今以御快方不相見得ニ付而は、最早長々敷事ニ茂有

之、無仕形事候ニ付、御役御断願出可被成との段兄

上様江御返答可被成候得共、当分兄上様弓場方別勤ニ

付拙者江御沙汰被成候間、拙者より兄上様へも可申上

旨致承知候、右御内意成立候時宜は前文之通、父上様

尊慮より思召立被為成別而難有次第ニ而候事、

右ニ付八月十日父上様御役御断願書、月番御用人北條

織部殿江新納縫殿殿を以被差出候処、翌十一日今一往

得と御養生可被成との事ニ而願書被相下候事、右ニ付

同月晦日又々御役御断之御願書兄上様を以月番御用人

江被差出候事、

一 明廿五日五時但馬殿於宅誓詞被仰付筈候間可被罷出候

病氣等候へ、右刻限前以届可被申出候、以上、

十月廿四日 島津藤次郎

新納次郎四郎殿

ノ

明廿五日五時但馬殿於宅誓詞被仰付筈候間可罷出、病

氣等候へ、右刻限前以御届可申上旨、被仰渡候趣奉畏

候、為御請如斯御座候、以上、

十月廿四日

島津藤次郎殿

ノ

料紙杉原半切ニ而毎之通差出ス、

一 十月廿五日、五時但馬殿宅江着服麻袴ニ而罷出候、外

ニ二階堂鞆負殿・嶋津専右衛門殿・末川將監殿・嶋津

新八郎殿・伊集院伊織殿・島津主税殿、一所ニ誓詞被

仰付候、尤御用人右之藤次郎殿詰ニ而首尾能相仕廻四

時帰宅いたし候事、

一 十一月廿八日、父上様御事御願之通御役被成御免、多

年正道御勤被成候訳を以、高百石之物成且縮緬三卷御

拝領有之、首尾能御退役ニ而一同難有奉存候、委細は

父上様御譜ニ記し置候事、

文政十年丁亥

〔朱書〕

「本文当日毎之通相勤候事」

新納次郎四郎

一正月廿三日

新納次郎四郎

(島津重豪男子)
青林院様江年始ニ付惠燈院

御位牌殿江

太守様御代拜

但御惣靈様江御代拜

右之通被仰付候条刻限四時、着服熨斗目・半袴ニ而可

被相勤旨申渡、可承向江茂可申渡候、

十二月

信濃

(朱書)
「願之通御暇被下候、

二月

内記

本文ニ付二月廿二日より差越候筋廿一日ニ御届申出置三月

廿三日罷帰候御届申出候事、

口上覚

私事、長々足之痛有之、段々養生仕候得共今以寸切と

全快不仕、此涯湯治相応可仕旨療医より承申候、依之

三廻御暇被成下度奉願候、左様御座候へ、御蔭を以

櫻島温泉へ差越、得と入湯仕度奉存候、尤療医証文相

添差上申候、此旨被仰上可被下儀奉頼候、以上、

亥二月九日

新納次郎四郎

証文

新納次郎四郎事、長々足之痛有之私療治仕候得共今以寸切と無之、此涯湯治可致相応旨見及申候間、証文如此御座候、以上、

亥二月九日

相良淡斎

右之通杉原半切ニ相認、月番御用人長束市郎右衛門江差出置候処、同月十一日ニ同人取次を以願之通被仰付候事、

二月廿日九時分出宅、櫻島黒神温泉へ差越候ニ付下町

津畑より乗船、順風宜敷七ツ半時分黒神村へ着船、百

姓甚藏所江致旅宿候、家来滿田休之進・下男政右衛門・

勘右衛門且御雇足輕折田喜八召列候、且亦兄上様ニも

同断湯治御越ニ付同船ニ而差越候、是亦家来兩人・下

男耆人、且東郷十九郎殿御誘引被成候而御同宿被成候

事、

一右湯治差越候御届は、明後廿二日より差越候段明日も

申出候様、宿元江申付置候、左候而三月十五日迄管合候付、亦々御暇申重候而致湯治候事、

一 兄上様ニは三月十九日御帰被成候、拙者同月廿六日罷歸候、左候而黒神村嘉左衛門船頭ニ而罷歸管候処、今朝より急病差起り、至極難病ニ而八ツ時分相成、呼吸も幽かに相成居候由、迺も養生仕立候丈ケニハ不見得候旨医師より出帆前ニ承候事、

一同廿七日、出勤、尤御暇日数は此内管合候付、同席より罷歸候御届ハ申出置給候付、今日より出勤之旨御礼申出置候事、

口上覚

私事、先達而小番土師孫九郎部屋栖番申出候節、片書及間違新番と申出、今更大形至極奉存候、依之差扣奉候候間、此等之趣被仰上可被下儀奉頼候、以上、

九月廿九日

新納次郎四郎

右月番御用人町田少兵衛へ差出、勤方何様可致哉之旨

相伺候処、不及遠慮段即日同人を以致承知候、且六月七日 御目通罷出候儀何様可仕哉之旨相伺候処、是亦不苦段致承知候、尤右之大形付ニ取扱之書役久保源之進事も、同様差扣相伺置候事、

一 六月三日、(島津齊興男子)蓮珠院様御正忌日ニ付惠燈院へ御代參被仰

付候由、昨日同席より問合有之候得共、当分病氣ニ付相動体無之候間御断申上候事、

〔朱書〕
「本文当日相動候事」

一 蓮亭院様御拾三回忌御法事、明廿二日より廿三日迄日数二日於寿国寺御執行有之候間、廿三日詰被仰付候条、着服染帷子・半袴ニ而可被相動候、左候而御請之御届可被申出旨御差図ニ而候、以上、

但朝五時揃ニ而候、

六月廿一日

町田少兵衛

新納次郎四郎殿

右之通被仰渡候間、御請之儀は町田少兵衛殿江口達ニ

而直ニ申出置候事、

着服麻袴

新納次郎四郎

右は土師孫九郎へ部屋栖番被仰付度旨申出候節、小番

右之通被仰付候条可被相勤旨申渡、可承向江茂可申渡候、

を新番と書役久保源之進認違候を氣不相付、大形之旨

閏六月 主殿

差扣被相伺候得共不及御咎目候、向後可被入念候、

一御用之儀候間明廿四日四時可被罷出旨、久馬殿依御差

右可申渡候、

図申達候、以上、

七月

但馬

七月廿三日

吉利主馬

右之通七月六日御用人吉利主馬取次を以被仰渡候事、

新納次郎四郎殿

一七月廿日

新納次郎四郎

御用之儀候間明廿四日四時可罷出旨、久馬殿依御差図被仰渡趣奉畏候、為御請如斯御座候、以上、

〔朱書〕
〔本文当日相勤候事〕

七月廿三日

新納次郎四郎

蓬窓院様御正忌日ニ付惠燈院

吉利主馬様

御位牌殿江

太守様

右料紙杉原半切ニ相認切封ニ而差出入、

大御隠居様

御用之儀候間明廿四日四時可被罷出旨、久馬殿依御差

御隠居様御代参

図申達候、以上、

但御惣盡様江御代拜

七月廿三日

吉利主馬

新納内藏殿

御用之儀候間廿四日四時可罷出旨、久馬殿依御差図被仰渡趣奉長候、為御請如斯御座候、以上、

七月廿三日

新納内藏

吉利主馬様

右料紙同断

一七月廿四日、四時父上様御名代諏訪甚六殿相頼拙者一所ニ罷出候処、於敷舞台御用人吉利主馬引進ニ而左之通、

隠居

新納内藏

養子

家督

新納次郎四郎

右願之通被 仰付候、

七月

但馬

右之通被仰付候間、大目付衆以上并引進之御用人江口上書を以御礼廻いたし候事、

口上覚

私養父内藏江隠居、私江家督被仰付難有仕合奉存候、

右御礼参上仕候、以上、

七月廿四日

新納次郎四郎

右御家老嶋津但馬殿・町田監物殿・川上久馬殿・北郷内記殿、若年寄二階堂伊豆殿・川田信濃殿・島津主殿殿、大目付菱刈李之介殿・伊勢伊織殿・小松式部殿江見廻候事、

口上覚

私養父内藏江隠居、私江家督被仰付難有仕合奉存候、

右御礼致伺公候、以上、

七月廿四日

新納次郎四郎

右御用人吉利主馬江之口上書ニ而候、尤都而上包美濃

折掛いたし候事、

(朱書)
「本文料紙小奉書豎紙」

口上覚

私養父新納内藏江隠居、私江家督被仰付難有仕合奉存候、依之御序之節御礼申上度奉願候、私家之儀は御太刀・三種・二荷進上仕来申候間、此節之儀も不相替被仰付被下度奉願候、右之趣被仰上可被下儀奉願候、以上、

亥七月廿五日

新納次郎四郎

〔朱書〕
〔本文料紙小奉書半切

願之通被成御免候

八月

久馬

右之通八月四日御用人吉利主馬取次を以御免被仰付、名代新納縫殿承知ニ而候事、

口上覚

願名

葦舟

私養父新納内藏事、依願隠居被仰付難有仕合奉存候、依之右之通名替ニ而惣髮成御免被仰付被下度奉願候、此旨被仰上可被下儀奉願候、以上、

亥七月廿五日

新納次郎四郎

右式通大身分触役所江用頼を以差出置候事、

一御自分事家督被仰付御礼不相濟候ニ付、当八朔迄は家ニ付而之進上物不被仰付候、此旨信濃殿被仰候、以上、
但御請之届可被申出候、

亥七月廿六日

上野善兵衛

新納次郎四郎殿

田中七右衛門

私事、家督被仰付御礼不相濟候付、当八朔迄は家ニ付而之進上物不被仰付候旨、信濃殿依仰被仰渡趣奉畏候、為御請如斯御座候、以上、

七月廿六日

新納次郎四郎

上野善兵衛様

田中七右衛門様

料紙等毎之通ニ而差出ス、

一御自分事、明後廿八日御太刀・三種・二荷進上ニ而候、於御書院家督之御礼被仰付管候間、当朝六ツ半時早目

着服長袴ニ而可被罷出候、以上、

八月廿六日

当番奏者番

新納縫殿

川田求馬

新納次郎四郎殿



私事明廿八日御太刀・三種・忒荷進上ニ而、於御書院
家督之御礼被仰付筈候間、当朝六半時早目着服長袴に
て可罷出旨被仰渡趣奉畏候、為御請如斯御座候、以上、

八月廿六日

新納次郎四郎

新納縫殿様

川田求馬様



右料紙等毎之通、

口上覚

私事、明廿八日家督之御礼被仰付候段被仰渡候、依之
御役々方江御定之通祝物致持参、御礼申上筈御座候得
共、脱体小高ニ而所帶方難渋仕居候付、右祝物之儀輕

目之方被仰付被下度奉願候、此旨御内意被仰上被下度
奉願候、以上、

亥八月廿七日

新納次郎四郎

右杉原半切ニ相認、月番御用人上野善兵衛へ用頼川崎
次左衛門より差出候処、即日内記殿御聞置之段、右同
人取次を以次左衛門致承知候事、

一 八月廿八日、御太刀・三種・二荷進上、御書院三之間

御定席ニ而御礼、奏者番伊勢豆貞長、新納次郎四郎家
督之御礼と披露、首尾能相仕廻候、右ニ付進上物之目

録左之通、

進上

〔朱書〕

〔料紙中奉書横折〕

御太刀

一腰

御馬

一疋

〔朱書〕

〔錢ニして四貫三百文〕

以上、

新納次郎四郎

久仰

進上

〔朱書〕
「料紙中奉書豎七ツ折」

昆布

一折

鯛

一折

干鯛

一折

御樽

二荷

以上、

〔朱書〕
「都合銭ニして五貫八百文」

新納次郎四郎
久仰

右式行

太守様御方江進上

進上

〔朱書〕
「料紙中奉書横折」

御太刀

一腰

御馬

一疋

〔朱書〕
「銭ニして四貫三百文ツ、」

以上、

進上

〔朱書〕
「料紙中奉書豎七ツ折」

昆布

一折

鯛

一折

干鯛

一折

御樽

二荷

以上、

〔朱書〕
「都合銭ニして壹貫六百文ツ、」

新納次郎四郎
久仰

新納次郎四郎
久仰

右式行

両御隠居様

若殿様御方江進上

御太刀

一腰

御馬

一疋

以上、

〔朱書〕
「代百文ツ、」
〔朱書〕
「代四百三拾文ツ、」

〔朱書〕
「但杉原包水引結」

新納次郎四郎

右御家老衆江之目録

御肴

一折〔朱書〕「代三百文ツ、」

右若年寄・大目付衆へ同断

御太刀

一腰〔朱書〕「代百文」

御馬

一疋〔朱書〕「代四百三拾文」

〔朱書〕
「但同断」

以上、

新納次郎四郎

右奏者番衆江同断

口上

私事、今日家督之御礼被仰付難有仕合奉存候、為御礼

參上仕候、仍而目録進上仕候、以上、

八月廿八日

新納次郎四郎

右大目付以上江

口上

私事、今日家督之御礼被仰付難有仕合奉存候、為御礼

致伺公候、依之目録之通致進覽之候、以上、

八月廿八日

新納次郎四郎

右奏者番江

右之通御礼濟祝物持參ニ而御礼廻いたし候、供廻は家
來三人手鍵・長柄・片挾箱・合羽籠・台輪駕籠小者ニ
而候、右御礼相仕廻候付而は、掃毛之上類中并兼而出
入之面々相招賑々敷致祝候事、

一 九月十日、致出勤居候処御目付市來次右衛門より、明
十一日、四時御用之儀候間可罷出旨監物殿依御差図申達
候旨、月番御用人椀山休太夫取次を以被仰渡旨致承知
候間、御請申上置候事、

一 十一日、罷出候御屈右之休太夫江申出置候処、於敷舞
台休太夫引進ニ而左之通、

加久藤

新納次郎四郎

右之通地頭職被

仰付候、

九月

監物

右之通被仰付、外ニ末川將監東郷、島津新八郎山之口、伊集院伊膳恒吉、島津大藏横川、市來次郎左衛門久志、秋目地頭職被仰付候事、

口上覚

〔朱書〕
〔料紙杉原豎紙〕

私事、今日加久藤地頭職被仰付難有仕合奉存候、依之御序之節御太刀進上任御礼申上度奉願候、右之趣被仰上可被下儀奉願候、以上、

亥九月十一日

新納次郎四郎

右月番御用人椀山休太夫江差出置候、

口上覚

〔朱書〕
〔料紙杉原半切〕

私事、今日加久藤地頭職被仰付難有仕合奉存候、依之異国船御手当之儀承知仕度奉願候、此旨被仰上可被下儀奉願候、以上、

亥九月十一日

新納次郎四郎

右異国船掛御用人島津壬生江差出置、

口上覚

私事、今日加久藤地頭職被仰付難有仕合奉存候、右為御礼參上仕候、以上、

九月十一日

新納次郎四郎

右杉原半切ニ相認致上包、御家老川上久馬殿・町田監物殿・北郷内記殿・嶋津但馬殿、若年寄ニ階堂伊豆殿・川田信濃殿・嶋津主殿殿、大目付菱刈柵之介殿・伊勢伊織殿・小松式部殿江見廻候事、

口上覚

私事、今日加久藤地頭職被仰付難有仕合奉存候、右為御礼致伺公候、以上、

九月十一日

新納次郎四郎

右引進御用人椀山休太夫江同断、

一地頭所取次は川崎次左衛門江相頼、今日帰宅之上類中并出入之面々相招き賑々敷致祝儀候事、

新納次郎四郎

嶋津新八郎

右は地頭職被仰付候付、異国船御手当承知之願被申出

候、兼而所江被仰渡置候帳面之通可被相心得候、
右可申渡候、

九月

監物

右之通九月廿七日月番御用人椀山休太夫取次を以被仰
渡候事、

一筆啓上仕候、愈以御堅勝被成御勤珍重御儀奉存候、
然は私事先月十一日加久藤地頭職被仰付難有仕合奉存
候、御礼為可申上如斯御座候、恐惶謹言、

十月二日

新納次郎四郎
久仰判

北郷内記様

一 九月十五日、畠山家御先祖長壽院(阿多盛彦)様御法事毎之通於大
興寺御執行有之候得共、兄上様当分湯治江御差越居被
成候付、拙者御寺江相詰候様承知いたし候間其通相詰
候、外ニ畠山甚六并役人三嶋大八五過より差越相詰、
四過相済候付直ニ御墓参共いたし罷帰候、夫より滑可
江参り、夜入五前比帰宅いたし候事、

九月也
一同月廿日、新納矢太右衛門所江見廻候、昨日矢太右衛

門并大坂御留守居朝倉孫十郎、御役御免逼塞被仰付候、
勿論大坂詰中不行届之儀有之候との趣ニ而候由、

一同月廿一日、父上様御事、昨日共より又々御足御不自
由御増しの方ニ候間、今日山之内玄軒相頼伺もらい候、
少はおひゞき御増し方ニ付、別煎共被差上候、然共御
見脈は御替無之候、追而御足運ひハ御不自由被為成、
当分は膝行ニ而被為居候間、此上御不塩梅被為成候而
は不可然儀と家内中心痛いたし罷在候事、

一同廿二日、父上様猶又御手足共御不叶之方ニ而候、今
日も玄軒は相招候へ共矢張り御同様と申事ニ而候、

一同廿三日、御様体余程宜敷方ニ被為成候間、誠ニ難有
奉存候、尤御手足共少し御動き出来候御模様にて被為
在候事、

九月也

一同廿四日、弥御快方被為在候間、先安心いたし家内中少し致喜悅候事、

地頭横目 瀬戸山惣右衛門

同 萩原宇八郎

郡見廻 中村彦右衛門

右之通ニ而外ニ自分之土産として茶五袋ツ、銘々より

呉候、尤役所ニ而緩々酒共為吞差婦候事、

一右役々出府ニ付、年中差出物之規帳卷冊差出候事、

文政十年亥九月

年中進上物品附帳

加久藤

一廿六日、加久藤役々此節地頭職被仰付候為祝儀、致出府候付、今日召出し面会ニ而盃共遣候、左候而役所ニ而吸物其外脇並之通飯迄振廻候事、

右ニ付祝物左之通、

一酒着料錢卷貫百文

一玉子老籠

一山芋老籠

一午房

郷士年寄 西田矢左衛門

同 西田甚太夫

組頭 井之上源右衛門

同 西田藏助

横目 川口世民

同 境田大右衛門

一御酒八盃

一御肴老折

〔朱書〕
一本文兩種料物卷貫百文

右御地頭様御方

一同八盃

一同一折

〔朱書〕
一本文同断

右奥様御方

一同五盃

一同一折

〔朱書〕
一本文六百文

右御嫡子様御方

一鳥目貳百文

右町中より差上申候

一午房 一椎茸 一ふろふ 一茄子 一千わらひ
一胡麻

一午房 一玉子 一山芋

右在中より差上申候、

右盆御用として差上申候、
一御酒八盃 一御肴一折

右年頭御祝儀方

右地頭様御方

一午房 一山芋 一椎茸 一玉子 一つり大こん

一同八盃 一同一折

右上巳節句御用として差上申候、

右奥様御方

一御酒八盃 一御肴一折

一御酒五盃 一御肴一折

〔朱書〕
〔本文両種料巻貫百文〕

右御嫡子様御方

一そふめん巻貫目 〔朱書〕
〔現品〕

一鳥目貳百文

右御地頭様御方

右町中より差上申候

一御酒八盃 一御肴一折

一午房 一玉子

〔朱書〕
〔本文両種料巻貫百文〕

右在中より差上申候

右奥様御方

右八朔御祝儀方

一同五盃 一同一折

一御酒八盃 一御肴一折

〔朱書〕
〔料物六百文〕

〔朱書〕
〔本文両種料巻貫百文〕

右御嫡子様御方

右御地頭様御方

右暑気伺御機嫌方

一同八盃 一同一折

〔朱書〕
「本文壹貫百文」

右奥様御方

一同五盃 一同 一折

〔朱書〕
「右同六百文」

右御嫡子様御方

右寒中伺御機嫌方

一御酒八盃 一御肴一折

〔朱書〕
「本文両種壹貫百文ツ、料物」

右御地頭様御方

一同八盃 一同 一折

〔朱書〕
「右同壹貫百文」

右奥様御方

一同五盃 一同 一折

〔朱書〕
「右同六百文」

右御嫡子様御方

右歳暮御祝儀方

外

正月御初符

二月・上巳節句御符

十二月歳暮御符

右之通符方仕、宍取得候へ、差上申候、

一郷士年寄・組頭両役之内より外御用ニ而御当地江参上

仕候節は、御酒八盃・御肴一折御地頭様迄差上来申候、

右は年中進上物相調差上候様被仰渡趣承知仕、相しら

へ申候処右之通御座候、以上、

郷士年寄助 萩原十左衛門

郷士年寄 西田甚太夫

右同 西田助七郎

右同 西田矢左衛門

右同 前田十郎右衛門

御地頭所

御取次衆中

用夫貳百五拾四人

右当亥春改元右之通御座候、此段申上候、

一十月十一日、鮪・鯉骨粕一手売支配之儀、
〔朱書〕「徳田直助
家来又木加

名前か

右衛門名前ニ而此方蔵方ニ此内より願出置候処、今日

願之通御免被仰付難有次第ニ候、右は專二階堂伊豆殿

御世話被成下候間、為御礼見廻置候、右ニ付翌十二日

肴一折・酒一樽・粕平壱箱相添為御礼致進覧候、且又

相良權兵衛ニも内働いたし別而預世話候間、是亦肴一

折・酒一樽差遣致挨拶置候事、

〔朱書〕

一本行手本六卷弘化年間ニ成り久了子孫衛守殿方江讓渡永年

格護有之候様申達置候事、

一十月廿四日、新納又左衛門久了之手跡手本六卷新納熊

五郎家蔵ニ而候得共、先年熊五郎無抛訳合有之、代錢

三貫文之引当ニ遣被置候処、此節先方より受返し之相

談有之候へ共熊五郎方も調達不致候間、拙者取計様は

有之間敷哉之旨山本十郎太を以承候ニ付、則三貫文差

遣取返置候、以後熊五郎方入用之節ハ可差遣旨申談置

候事、

新納次郎四郎

〔朱書〕

「本文当日四時相勤候事」

右は来ル廿六日

天如院様御一周忌御法事於惠燈院寺役執行被仰付候付

太守様

御隠居様

若殿様御代參被仰付候条、刻限等之儀は寺社奉行江承

合、着服熨斗目・長袴ニ而可被相勤旨申渡、可承向江

茂可申渡候、

十月

但馬

一十月廿七日、加久藤役々之内九月廿六日為祝儀差越候、

残り人数為祝儀同断致出府候付、今日面会、先達而之

通盃共遣候、於役所吸物・酒・飯迄差出候事、

郷土年寄 前田十郎右衛門

同 西田助七郎

組頭 伊地知筑後

同 伊地知城之助

同 西田竹知

横目 前田市郎右衛門

同 白坂庫之進

同 黒木 彈 正

郡見廻 白坂宗右右衛門

同 江平 俵 兵衛

右之人數祝物并自分土産・御茶袋等も都而先度之通呉候事、

一十一月十一日、七時分より伊地知(季)小十郎殿所江不図参

候、右は当家十一代弥兵衛忠尊様一往養子ニ被為入候

家ニ而深き由緒茂有之事候得共、近年出入茂中絶ニ而

候間拙者存慮を以此方より押掛参候而緩々致面会候、

向後無疎意先代之通可致出入旨茂申談置候、暮時分罷

帰候事、

一十一月九日、役人前田覺左衛門事、当暮交代琉球館聞

役として被差越候、赤塚吉右衛門役人として覺左衛門(腕)

相勤度、左候へ、相応之心付も可有之旨承知之由にて、

暇之儀願出候間先日差免置候処、多年被召仕段々難有

被成下候との御礼として酒肴等何れ茂様江呉候間、今

晩拙者方にて相披き、母上様・璞心院様など打寄覺左

衛門召出し寄合候、左候而同月廿二日当屋敷引取り彼

方江差越候、

但当屋敷役人は大根占郷土兼田八郎次と申者致内約

置候間、近日可差越旨申達置候事、

一十一月十三日、御用人取次有之左之通、

伊豆殿より被相渡候口達覚書之写、

表

御年男

新納次郎四郎

嶋津大藏

手代

島津徳之助

義岡藏人

右来年頭御規式ニ付、右之通被仰付儀茂可有之候間、
内々可申聞置候事、

口上覚

私事、来子年頭表御年男被仰付候儀も可有之旨御内沙汰承知仕候処、兼而痔之痛有之折々差発ノ節ハ別而難儀仕候、依之御年男之儀限たる人数ニ而殊ニ格別之御式向之事御座候ニ付、今通ニ而は相勤申体無御座候ニ付弥被仰付儀御座候ハは、何卒御免被仰付被下度奉願候、此旨御内意を以申上候間被仰上可被下儀奉願候、以上、

亥十一月十七日

新納次郎四郎

右之通若年寄二階堂伊豆殿江細々御内意申上度、御用人嶋津壬生江差出候事、

〔未〕
願之通被仰付候、

十二月

但馬

口上覚

金子百疋ッ、

右は 此節大乘院江御影殿御造立ニ付右之通致献納度御座候間、納り方被仰渡度奉存候、以上、

亥十二月十一日

佐多六郎次郎

- | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|------|------|------|------|-------|------|-------|------|-------|-----|------|------|-------|--------|--------|------|------|-------|
| 新納縫殿 | 嶋津頼母 | 川上主鈴 | 新納浪江 | 桂宇右衛門 | 嶋津矢柄 | 町田勘解由 | 桂權七郎 | 北郷權五郎 | 伊勢亘 | 川田求馬 | 嶋津典禮 | 二階堂鞆負 | 新納次郎四郎 | 嶋津守右衛門 | 嶋津壬生 | 末川將監 | 嶋津新八郎 |
|------|------|------|------|-------|------|-------|------|-------|-----|------|------|-------|--------|--------|------|------|-------|

伊集院 伊膳
市來次郎左衛門

北 郷 主 膳

嶋 津 主 稅

吉 利 主 馬

關 山 糺

右之通御側御用人江差出置候事、

一十二月十八日、伊地知(季安)小十郎(季通)嫡子小四郎初而被參候、

尤先日拙者申談置候趣有之候付、改服ニ而一刻見廻被
申候事、

一地頭所之儀ニ付御用之儀候間、明廿二日四時可被罷出
旨、但馬殿御差函申達候、以上、

十二月廿一日

川上東馬

新納次郎四郎殿

地頭所之儀ニ付御用之儀候間、明廿二日四時可罷出旨、

但馬殿依御差函被仰渡候趣奉畏候、為御請如斯御座候、
以上、

十二月廿一日

新納次郎四郎

川上東馬様

右御請書料紙等毎之通ニ而差出ス、

一廿二日、罷出右之東馬江届申出置候処、於敷舞台同人

御取次ニ而、加久藤役々直竿等之儀ニ付無調法有之、

御咎目被仰付置候得共、此節

忠久公六百年御回忌御法事ニ付、御恩赦被仰付候段難

有致承知候、右ニ付即日大目付以上并取次右之御用人

江致御礼廻、当人共江は明日も所役を以申渡候手筈い

たし置候事、

御書附左之通、

(朱書) 一本文於在所申渡相濟難有 加久藤東長江浦村

奉存候旨御礼申出候間

庄屋

上田八之進

子正月七日御用人江其
段届申出置候事」

同所 永山村・灰塚村

右同 税所伊兵衛

同所 西永江村

先庄屋 岩崎喜右衛門

同所 西江村・川北村

湯田村庄屋 今村源太郎

同所 栗下村・小田村

榎田村右同 終田甚内

同所 郡見廻

中村彦右衛門

右同 江平俵兵衛

同所 郷士年寄

西田矢左衛門

右同

前田十郎右衛門

右は去年直竿見分之節蒔見・筆算・竿取江地主等より

^(密カ)蜜金子贈、無筋都合頼入候儀有之、畢竟取締不行届処

より右次第無調法之旨差扣相伺候、右ニ付而は糺方之上急度御取扱被仰付管候得共、別段之思召を以

忠久公六百年御回忌御法事之御恩赦ニ而、不及糺方科

銀五拾目ツ、被仰付候、

右可申渡候、

十二月

但馬

監物

近年諸所上見亦は直竿門割等ニ付、在役地主共より再

見郡奉行付蒔見・筆算・竿取江賄賂之金子を贈、私曲

之儀而已取企、年々太分之及御損失候段相聞得別而不

届至極ニ候、右様悪意之仕形ニ付而は、評席江召出問

付之上張本ニ相決候者は被行死罪、立障候役々迄茂重

き御取扱可被仰付旨、文化八年申渡之趣も有之候付、

此節も糺方之上急度御取扱被仰付管候得共、格別之

思召を以別段之御取扱被仰付候条一統難有奉承知、向

後御作法を相守、聊以取違有之間敷、乍此上万一犯御

法候聞得於有之は、急度御法令通可被仰付候、此旨諸

郷・私領江不洩様可申渡旨郡奉行江申渡、可承向へ茂可申渡候、

十二月

監物

右式通翌廿三日郷士年寄萩原十左衛門御当地江都合居候ニ付、拙者直ニ申渡候事、

一文政十年亥十二月廿日役所帳留、鎌田嘉吉様御親類衆

被成御出被仰置候趣、大口木之氏村之御高名寄帳、中

原伊右衛門殿方江被遣置候処、其後吉井笑八郎殿方江

中原氏より被遣、夫より鎌田嘉吉殿方へ吉井氏より引

当被遣候、諸証文相添被遣候様致度催促候処、新納家

より諸証文相付候儀不罷成段承置候付、証文相添候儀

不罷成段承申候、外ニ引当取替被遣候様ニ吉井氏江申

掛候得共、外ニ引当等無之候付勝手次第可致旨承申候

付、上江御伺可申上候付御名前も書載申候間、御用頼

衆江茂申上置候付御役人前迄も申上置候旨承候付、且

那樣御方江此段申上置候事、

〔朱書〕
一役所帳留

〔朱書〕
一本文慶四年辰、五月川上東九郎方江金式拾五両、錢ニして式百式拾五貫文遣し名寄帳茂受取首尾相成候事、委細役所方根帳ニ記し有之候、

一十二月廿三日、八ツ後新納矢太右衛門被參候、先日通塞御赦免被仰付候旨ニ而一刻見廻被申候事、

一同廿五日、滑河父上様御仏前江金子百疋進上仕候、子

細ハ拙者儀御役并地頭職等被仰付段々難有次第ニ付、

右之通奉納いたし置候間何品ニても御調達御備上ケ被

下候様母上様江頼上置候、且又同百疋母上様江式朱銀

壹片ツ、お逸さま・おはやさま江同断致進上候事、

一御自分事家督并地頭職被仰付、家督之御礼迄相濟候付、

来年頭家ニ付、御太刀進上被仰付候、此旨伊豆殿被仰

候、以上、

十二月廿八日

上野善兵衛

田中七右衛門

新納次郎四郎殿

ノ

私事、家督并地頭職被仰付家督之御礼迄相濟候付、来年頭家ニ付御太刀進上被仰付旨、伊豆殿依仰被仰渡趣奉畏候、為御請如斯御座候、以上、

十二月廿八日

新納次郎四郎

上野善兵衛様

田中七右衛門様

ノ

右之通御請書如例差出ス、

一文政十一年戊子正月四日、地頭所加久藤郷士年寄・組頭・横目年頭之御祝儀相濟、大目付以上江茂相廻り拙者方江祝儀申出候間、例年之通致面会盃共遣候、其後於役所吸物・酒・飯共振廻候、尤役々共より兩種料取合錢三貫文并山芋・午房・玉子・外ニ自分之土産として茶袋五ツ、毎之通持参候事、
一同日、大口木之氏村横目芝原善四郎年頭之為祝儀致出府候間、是亦今日召出し盃共遣候、尤家来中より兩種

料白銀二匁差出候事、

一 正月七日

新納次郎四郎

〔朱書〕

〔本文当日毎之通相勤候事〕

〔鳥津音與男子〕

光臨院様江年始ニ付兩燈院

御位牌殿江

太守様御代参

但御惣靈様江御代拝

右之通被仰付候条刻限四時、着服熨斗目・半袴ニ而可被相勤旨申渡、可承向江茂可申渡候、

十二月

主殿

一 二月八日、吉辰ニ付迫水善左衛門嫡子孫次郎元服、拙者被相頼候旨受合候処、今八日四時父子同道被参候付、表書院上之間江主居より角掛拙者着座ニ而、元服人熨斗目・長袴裾計着用ニ而、東郷長左衛門付添中之間末江出礼被致候ニ付、是江と申拙者着座之処江被進候節

髪そき候、左候而元服人は引入なり、乱箱は此方家来ニ備させ候事、

一孫次郎若衆髪ニ直し、長上下着用ニ而中之間末ニ被出

候付、夫江と申達客居江着座之節、三ツ肴本膳江居付

差出、土器三方長柄之銚子ニ而拙者盃相初致取替、相

濟之節元服人は引入ニ而候処、直ニ親父善左衛門被出

候、元服被成下難有御座候との事ニ付、拙者より茂首

尾能相濟目出度存候との旨挨拶いたし候、右盃事之節

は拙者中之間十五疊敷之頭ニ角掛致着座候、尤給仕之

家来共改服ニ而候、

一右之式相濟内書院江元服人父子東郷長左衛門殿并髮結

として被参居候堀甚右衛門殿相招候而、吸物差出挨拶

相立、拙者は勿論父上様・母上様方茂盃御取替共被成

候、右父上様御盃事之節三階房老掛元服人江被遣候段、

用頼川崎次左衛門持出披露ニ而候、右取替相濟五品盛

角硯蓋沓面・鉢沓ツ差出、又酒共少々相進め候而無程

何れ茂被帰候事、

一右元服ニ付肴一折・平樽一荷・太刀一腰・馬代金百疋

元服人より拙者江被与候、且又太刀一腰・馬代青銅百疋元服人親父より拙者江同断被与候、且亦肴一折・酒

沓樽元服人父子より此方何れ茂江被贈候、

一太刀一腰・馬代青銅百疋元服人江拙者より、三階房一

掛同人江父上様より被遣候、肴一折・酒一樽此方何れ

茂より先方何れ茂江遣候、

右之通元服相濟被帰候後使を以差遣候、且用頼川崎次

左衛門并給仕いたし候家来共江、似合之小玉銀肴料と

して善左衛門より被遣候由承候事、

一二月十九日、拙者地頭職之御礼被仰付候ニ付、御太刀

一腰・馬代銀沓枚ツ、

御三殿様

若殿様江進上、御書院三之間御定席ニ而奏者比志嶋相

馬〇〇、新納次郎四郎地頭職之御礼と披露首尾能相

仕廻候事、

一同月廿八日、滑河用頼敷根仲太より書状相認、滑河用

向ニ而大嶋人龍佐文仁江百田紙拾五束差下シ、来夏代
砂糖ニ而差登せ呉候様、大嶋与人屋宮行掃島便より差
遣候、取仕立拙者致世話候事、

一四月十二日

新納次郎四郎

〔朱書〕
〔本文每之通相勤候事〕

〔島津新宣男子〕
寶池院様御正忌日ニ付惠燈院

御位牌殿江

太守様

御隠居様御代参

但御惣靈様江御代拝

着服熨斗目・半袴

右之通被仰付候条刻限四時可被相勤旨申渡、可承向江
茂可申渡候、

三月

伊豆

一御用之儀候間明廿五日四時可被罷出旨、監物殿依御差
図申達候、以上、

五月廿四日

島津藤次郎

新納次郎四郎殿

御用之儀候間明廿五日四時可罷出旨、監物殿依御差図
被仰渡趣奉畏候、為御請如斯御座候、以上、

一三月廿三日

新納次郎四郎

〔朱書〕
〔本文当日相勤候事〕

青林院様御正忌日ニ付惠燈院、

御位牌殿江

太守様

大御隠居様

御隠居様御代参

但御惣靈様江御代拝

着服熨斗目・半袴

右之通被仰付候条刻限四時可被相勤旨申渡、可承向江
茂可申渡候、

二月

信濃

五月廿四日

新納次郎四郎

嶋津藤次郎様

右御請書料紙等毎之通ニ差出ス、

七月廿八日

新納次郎四郎

私事、家督并地頭職被仰付都而御礼相濟候ニ付、進上物之不及沙汰、家ニ付進上物被仰付候旨、信濃殿依仰被仰渡候趣奉畏候為御請如斯御座候、以上、

一五月廿五日、罷出候届、右は藤次郎江申出置候処於御

町田少兵衛様

用人座同人を以左之通、

喜入多門様

新納次郎四郎

右料紙等毎之通ニ而差出ス、

右御連衆被仰付候条此旨申渡、寺社奉行江茂可申渡候、

五月

監物

一八月朔日、席々謁ニ而御祝儀申上候、左候而拙者家ニ

右之通御目付梅田九之丞席詰ニ而被仰付候事、

付進上物之中紙於敷舞台奏者番江相納候筋を以、奏者

一御自分事、家督并地頭職被仰付都而御礼相濟候付、地

方江目録相納候事、

頭職ニ付進上物之不及沙汰、家ニ付進上物被仰付候、

一同日、地頭所加久藤郷士年寄之西田甚太夫・組頭西田

七年々仰渡は無之候、此旨信濃殿被仰候、以上、

藏助・地頭横目瀬戸山惣右衛門・書役前田主右衛門八

但御請之届可被申出候、

朔之為礼儀見廻候間、致面会候而共盃例之通差遣候、

於役所吸物・酒・飯共例之通差出候、尤彼方より祝物

等も定式之通ニ而候事、

町田少兵衛

喜入多門

新納次郎四郎殿

一八月十四日

〔朱書〕
「本文当日毎之通相勤候」

新納次郎四郎

〔島津齊宣女子〕
香雲院殿御正忌日ニ付惠燈院

御位牌殿江

太守様

御隠居様御代参

但御惣靈様江御代拜

右之通被仰付候条刻限四時、着服麻袴ニ而可被相勤旨

申渡、可承向江も可申渡候、

〔朱書〕
「戊子」

七月

〔朱書〕
「嶋津」
主殿

一同月廿一日、淨光明寺御旧例之御連歌御一巡揃ニ付、

四ツ時分より致出席候、同廿五日六ツ時より罷出相勤

候、御連歌左ニ記、

賦何人〔朱書〕
「齊興」公御発句

万代も千枝咲て萩の栄哉

朝日に露の玉琢く庭

法阿

曇りなき月ハ夜な〜影晴て

教淳

浪路行かふ舟余たなり

松原や浦より浦に続らん

霞を羽吹く鶴の声〜

明過る春の田顔の青陽に

雪消尽し靡く呉竹

風も今和らき渡る里にして

道の陌のそての後先

立るその日并の市は終らしな

文の便りをいさもとめなん

契りしを隔る中の浮泪

猶恨めしき人の讒言

月のけふ心つくしの左遷に

都の秋を相像るそて

誰か今撰れぬらん司召

才なき我身いかにかせん

言の葉の道には疎き意

世を通れつゝ往る隠家

花の比友さへ問へぬ嵯峨の奥

芳田

太岩

淳道

親賢

時用

祐住

純行

常旭

久仰

〔朱書〕
「嶋津」
教山

淳

阿

岩

田

賢

道

住

用

春も恠しき名はあらし山
 霞めるハ寺ある方の鐘之声
 暮て纏る野こそ広けれ
 旅人は舎りいつこに借よらん
 火影も夫と見る里々
 衣擣音はしは／＼聞へ来て
 身に入てこそ背に流るゝ
 襟弥増す月の夜昼に
 逢ハは程ふる心悔しき
 絶すとも落る泪は幾そ度
 此跡したふこの塚のもと
 御仏の別れの比の如月に
 今を専にとや桜咲山
 鶯の声ハ霞の内にして
 仕へおもへハ朝居せられし
 仰くその君かめくミの尊しな
 関も鎖ぬ国そ豊けき
 高麗百濟運ふ貢の絶やらて

旭 行 河 仰 田 淳 道 岩 用 賢 行 住 仰 旭 淳 阿 岩 田

難波豆の賑へるとき
 大舟の入江や汐の満ぬらん
 月に千とりの立さなくみゆ
 妹かりの袖寒からす夜は更て
 涙も氷ふる道芝の露
 よそめをハしのふ心の一向に
 めしもあらぬ中らひそうき
 他妻を恋ふるおもひいかゝせん仰
 身になす罪はかへり見かたし
 戒も花に背ける酔心地
 呂の音乱てならず爪琴
 春風の随意に勧へし瀧の糸
 筏棹さし下す谷川
 水鳥の浮巢はなる、声ハして
 雨の晴ける朝氣静けし
 分出る野もせの末や遠からん
 草の葉つるに月そほのめく
 夕霧はしはしか程に消けらし

賢 道 住 用 旭 行 阿 田 淳 道 岩 用 賢 行 住 仰 旭

詠急ならん秋の山々

高楼に催しぬるは詩の席

酒くミかハす中の親しミ

遊女と聞とも情浅からて

別おもへは歎そふそて

睦言はまた尽なくも明方に

鳥の鳴音を恨ミこそすれ

老か身ハ暮行年の惜まれて

独りつらぬる歌の理り

月の秋住も淋しき小倉山

男鹿の声の遠く聞ゆる

風かよう楓の梢且ちりて

在し行幸の過しこの比

道広く車の轍続らし

賀茂の社の祭り近く

小忌衣宜祢か粧正しけに

真砂の上はちりたにそなき

白波の寄来る磯の干潟にて

賢 用 岩 道 淳 田 仰 阿 行 旭 用 住 道 賢 田 岩 河 淳

清水の流れ春はぬるめり

花は紐解とも我ハ浮思ひ

泪は雨と淋くなかき日

飛て行燕の翅二ツ三ツ

夕になれハ霞む釣簾

端居する袖に軽くも風触れて

緑にはれし五月雨の空

早苗をは植渡しぬる比及に

螢はもゆるかけの若竹

学する窓のあたりハ月遅ミ

秋に挑る暮のともし火

釣ふねや澳の霧間に浮ふらん

いとまもあらぬあまの産業

法に入れば忌ぬることの多かれや田

中々にしも悟り得かたき

怪きは牛の車の譬へにて

たゝ苦るしさのからき世そうき

いとふにも洩て立名ハいかならん阿

賢 用 岩 道 淳 田 仰 阿 行 旭 用 住 道 賢 田 岩 河 淳

袖行水をせきや兼つる 住

見初ぬる佛猶もゆかしけれ 用

逢ふとせし間に夢へ覚めけり 淳

化しその契りとなるは墓ならき 行

たゝかれくに残る瓜蔓 旭

しのへるは駒の渡りの花の色 阿

誰も楽しき春を送れり 仰

御一句

法阿十一 淳道 八 祐住 九 教淳 九

教山一 純行 九 芳田 八 親賢 八

常旭 九 太岩 八 時用 九 久仰 十

一九月十四日、七半時比より打立、妙円寺江致参詣候、

夜入五時分参着、拜礼共相仕廻、寺内江粟の粥の売物

有之候付、給候而直に罷帰候、中途大迫畠之辺より甲

冑着用ニ而参詣之者ニ段々行逢候間數へ候処、横井辺

迄之間ニ而通り済候、右之内ニ百三人位或上下着用等

ニ而参詣之者三拾人内外も有之候、鎧武者は皆夜入比

より出宅ニ而之模様ニ付、横井より伊集院の方ニ而都

而行逢候、其外昼之内参詣之者多有之候由承候、拙者

は家来川邊宗左衛門召列靜ニ往来いたし候故、九ッ過

致帰宅候、尤今晚至而之晴夜ニ而候事、

一同月廿八日、二階堂小源太殿死去ニ而候、拙者従弟と

続キ合候得共、小源太殿他家養子ニ付忌服之不及沙汰、

然共今一日遠慮いたし出勤差扣居候処、名代ニ而左之

通被仰付候、

新納次郎四郎

右当年下弓場奉行伊勢巨代被仰付候、

九月 帶刀

右之通被仰付候、伊勢巨殿事は先比より親父伊織殿逼

塞ニ而家内慎故被成御免、拙者江代り被仰付候事、

一十月十三日、

新納次郎四郎

春光院様御正忌日ニ付福昌寺

御靈屋江

太守様御代参

但御惣靈様江御代拜

着服々紗・小袖・半袴

^(朱書)
「本文当日毎之通相動候」

右之通被仰付候条刻限四時可被相動旨申渡、可承向江

茂可申渡候、

九月

伊豆

一十月十七日、下射納ニ而演武館弓場江四時より出席、
關山糺殿同断、御側役新納四郎右衛門、御目付堀堀右
衛門・本田善七郎、御徒目付坂元廉四郎等ニ而、九ツ
前初り七過相濟候、射手人数は六拾人位ニ而候、二ツ
矢三ツ的二面高源左衛門、金的ニは二ツ矢無之、四半
ニ星山仲右衛門・谷川市郎・吉田善右衛門ニ而候事、

一十月廿四日、出勤いたし八ツ退出より滑河江参り候、
兄上様御事、当月六日比より御病氣ニ而候、桐原怨哲

葉差上候得共、漸々御煩増し之方ニ付、去ル廿一日よ
り山之内玄軒江被相替候処、疫症之御煩ニ而不輕御事
と申上候付、夫より被入御念御養生之処、昨廿三日四
後下血沢山被為在、猶又御勞倦之方被為成、大切之御
病氣ニ付夜起等いたし皆々御看病ニ付、拙者も今晚夜
起き御看病いたし候事、

一廿五日、朝五ツ時過帰宅候、今日は母上様・^(新納久敬室)璞心院様・

お久との・およしとの被召列、角力・芝居為御見物、
上町人相良徳右衛門隠し棧敷江四過より御出被遊候間
拙者ニは父上様御方江出張り御留守番いたし候、左候
而母上様方角力御帰より相良徳右衛門宅江御立寄ニ而
晚九ツ過御帰り被遊候付、拙者則打立滑河江参り今晚
も御看病仕候、御様体弥増御勞倦等相見得人々心配仕
候事、

一同廿六日、御様体弥被為重候次第ニ而何共心痛之至奉
存候事、

一廿七日、猶々御勞倦等相増、今朝五ツ時分小用之御考ニ而も候哉、御臥床之末ニ板敷切ほかし置候所江不図御出可被成候とて御立上り被成候処、忽御面色青く被

為成、御氣絶等敷見得候ニ付、早々我々より抱上候而御床之内ニ直し上御薬共上候得は、御血色能く被為成候、最早虚氣ニ被為成候御事と別而心痛之事ニ候、左候而昼時分相成追々御太切之御様体被為成、血色之御下し物等多く有之、間々虚言共被為出候、左候而七ツ過比終ニ御養生不被為叶、絶言語候、勿論療医山之内并今朝より馬場玄龍ニも相招、早くより参り居致世話被呉候、其外類中并兼而之出入之面々江は先日よりしらせ置候ニ付、今日は多人数打寄り世話いたし被申候事、

一廿八日、拙者儀矢張り滑河江滞在ニ而御加勢いたし候事、

一廿九日、御葬式御引導福昌寺住持昆山相頼候、御法号

法雲院殿と申上候、御墓所は大興寺ニ而六堂廻りハ大興寺之客殿庭ニ而諸事都合能相濟候事、

一十一月廿七日、法雲院様四拾九日御法事於嶺鷲院御執行ニ付、当朝五ツ過より右源太様御一所ニ差越候、尤用頼敷根仲太・役人三嶋大八ニ茂相詰、導師は恵燈院之住持音充相頼候、御法事相濟御墓所江塔婆供養も相濟何れも列立帰り夫より滑河江参上、類中并此内御世話被致候面々相招御振廻共緩々有之候事、

一十二月五日、御勝手方御用人樺山休太夫取次を以左之通、

但馬殿より被相渡候口達覚書之写

北郷七郎左衛門

新納次郎四郎

長崎良右衛門

中西水之丞

右四人相中名代老人

右は来々寅春琉球在番付役被仰付儀茂可有之候間、右之通名前被申出候様可申渡候事、

年頭家ニ付於江戸御太刀進上被仰付候旨、主殿殿依仰被仰渡候趣奉畏候、為御請如斯御座候、以上、

右之通長崎良右衛門養子勘助承知ニ而川崎次左衛門江

十二月廿二日

新納次郎四郎

吹聴有之、拙者儀滑河江致滞在居候処、彼方江被參被

喜入多門様

為聞候、此御内意は、当春比より法雲院様より但馬殿・

鳴津矢柄様

丹波殿杯江訳而被仰上候処、御存生之内但馬殿より御

自分内訴は無拠向ニ見得候間、人数ニ被入置候との趣、

右御請書料紙等毎之通差出候事、

粗御内諭有之至極御喜悅之事ニ而候処、御死去被成候

付何様可相成哉と則より存居候処、拙者名前ニ被召替

「文政十一年子十二月終」

右之通御内達有之誠以難有次第奉存候事、

一御自分事家督并地頭職被仰付家督之御礼相濟候付、来

年頭家ニ付於江戸御太刀進上被仰付候、此旨主殿殿被

仰候、以上、

十二月廿二日

喜入多門

鳴津矢柄

新納次郎四郎殿

ノ

私事、家督并地頭職被仰付、家督之御礼相濟候付、来

〔表紙〕

新納久仰雜譜

文政十二年正月ヨリ
天保五年十二月迄

〔久仰雜譜 一 文政十二年以來
天保五年ニ至ル〕

一 文政十二年己丑正月五日、地頭所加久藤役人年頭御祝儀相濟今日拙者方江祝儀申出候間、毎之通面会いたし
盃共差遣候、役所ニ而吸物・酒・飯共振廻候、尤所産物等も例之通差出候事、

一 正月八日

新納次郎四郎

〔朱書〕
「本文当日例之通相勤候事、」

〔島津重豪女子〕

麗岱院御正忌日并年始ニ付、恵燈院御位牌殿江

太守様御代参、

但御惣靈様江御代拜

同日

同人

〔朱書〕

「本文同断相勤候事、」

麗岱院様御正忌日ニ付、恵燈院御位牌殿江

大御隠居様

御隠居様御代参、

但書同断

右之通被仰付候条、刻限四時、着服熨斗目・半袴ニ而

可被相勤旨申渡、可承向江茂可申渡候、

十二月

主殿

一 正月十日、御用人取次ニ而左之通致承知候、久馬殿より被相渡候口達覚書之写、

琉球付役

北郷七郎左衛門

新納次郎四郎

新納次郎四郎

右四人相中江

長崎良右衛門
中西水之丞

右之通被仰付候間、附屬料之儀は銘々右人数ニ而割方可被致旨可申渡事、

一同十一日、琉球在番付役名代池田休藏名前年内申出置候通、今十一日表向被仰付難有致承知候、右ニ付即日

鳴津但馬殿・鳴津丹波殿・町田監物殿江^(略)喚迄御礼として見廻置候、琉球在番は町田平殿江今日被仰付候事、

一同月十六日、琉球付役被仰付候付、

肴 一折

酒 一樽

重之内 一組

内二重干菓子、老重粕平

一重鱧之樺焼入付

鳴津但馬殿江

肴 壹折
酒 一樽
粕平 一箱ツ、

鳴津丹波殿・川上久馬殿江

右之通取仕立用頼代敷根仲太を以致進覽候、尤右之付役拙者名前ニ而被仰付候得共、内実は畠山家江之御心付ニ而候間、都而右様之手当畠山家より仕出有之候事、

一二月九日、大口泉徳寺住持先達而致病死当分無任ニ付、吉田津友寺弟子宗演と申僧、当年廿九歳計ニ而、先年為修学致遍歴去夏罷下居、当月初方より爰許江差越住持之儀当家江願出候間、福昌寺江役人兼田八郎次差遣之為致相談候処、泉徳寺之儀は宮之城揚宣寺之末寺ニ而福昌寺又々末寺ニ付、寺社方等江願出ニ不及、当家より住持申付、当人より大口成就寺并揚宣寺江届申出候得は宜敷との段承届候ニ付、今九日拙者より直ニ申付候、左候而吸物・酒とも差出候処暫時致咄罷帰候事、

一三月廿八日、滑河おちへさま御事、いまだ御年若ニも候間、往々似合之御再縁にて有之候へ、可然旨類中吟味ニ而、兄上様御死去之節より院号等も差扣有之候処、最早日数も相心ニ被為立候ニ付猶又類中申談之上、諏訪甚六殿より平野休左衛門を以川上家親類嶋津仲殿江引合有之候処、納得ニ而則今廿八日よりおちへさま川上家江御出被成先御滞在ニ而候、勿論右通双方親類熟談之事ニ付、向後出入等も不相替可被成との約諾ニ而候、左候而再縁之願書追而差出筈ニ候事、

一四月五日、(新納久敬)唱岩院様御七回忌被為当候ニ付、於大口泉徳寺御法事有之、爰許ニ而は興国寺之脇寺不遷院相頼、拙宅之御仏前江御霊前相備、今朝四時誦経且御墓所江御塔婆供養等相頼候、尤拙者初家内中御墓参致、八ツ後より類中相招酒・飯共振廻候事、

一四月十一日、大口木之氏村庄屋是迄黒木孫八江申付置候へ共、内々無拠詛合有之断申申出候間御差免し、代

り役中馬藤八江今日用頼川崎次左衛門を以申付候、右ニ付藤八より肴・酒共差出候間、召出し盃共遣之候、左候而明日打立罷帰候筈ニ而候事、

一四月十三日

新納次郎四郎

〔朱書〕

「本文当日相勤候事、」

(島津重豪男子)

瑤池院様御正忌日ニ付惠燈院

御位牌殿江

太守様御代参

但御惣霊様江御代拜

着服熨斗目・半袴

右之通被仰付候条、刻限四時可被相勤旨申渡、可承向江茂可申渡候、

三月

本之介

一五月九日、滑河松濤院様十三回忌被為当候間、於嶺鷲院御法事有之候ニ付、拙者五過より差越相詰候、尤畠

山家用頼敷根仲太・役人三嶋大八ニも相詰候、焼香師
惠燈院住持音充相頼候、九ツ過御法事相濟候ニ付御墓
参等仕廻なめり川江参上、夜入致帰宅候事、

一七月三日

新納次郎四郎

〔朱書〕
「本文当日相勤候事、」

〔鳥津重家男子〕
麗珠院様御正忌日ニ付惠燈院

御位牌殿江

太守様

御隠居様江御代参、

但惣霊様江御代拜

着服麻袴

右之通被仰付候条可被相勤旨申渡、可承向江茂可申
渡候、

六月

奎之介

〔朱書〕
「本文当日相勤候事、」

れ候処耆寸位相掛候由、然共切れ味宜敷刃先きも痛無
之寸尺ニは大業物と申事ニ而候由、二本共家来平田加
右衛門江為持遣候、検見柳正九郎・川村十左衛門、研
師佐野清右衛門等江頼置候処、何れ茂右之通被申聞、
二本共向後不及試可致秘藏旨承候事、

一來ル十三日南林寺江御燈爐御進納ニ付御使者被仰付候
条、御使番江問合可被相勤候、左候而御請之届可被申
出候、此旨奎之介殿被仰候、以上、

但着服麻袴、宰領中小姓老人被仰付候、

七月朔日

川上東馬

嶋津壬生

新納次郎四郎殿

ノ

右之通御殿ニ而致承知候間、御受書ニ不及、壬生殿江口達ニ而即刻御受申出候事、

一七月十九日、先年より滑河之

父上様并兄上様江引続、東郷長左衛門殿方より御伝授被致置候弓法伝書、都而今日東郷家江拙者持参いたし、長左衛門殿江面会ニ而致返納置候事、

一八月二日、加久藤役々当八朔之御祝儀相濟今日拙者江祝儀申出候間、毎之通面会いたし盃共差遣し、例之通役所ニ而吸物・酒・飯共振廻候、尤彼方より祝物等例之通差出候事、

一八月十二日、琉球在番正月十一日被仰付置候四人相中、今日附屬引結相濟惣高式百五拾兩ニ相成候、四人ニ而致割合候事、

一八月十二日

〔朱書〕
「本文当日相動候事、」
〔島津齊宣女子〕

新納次郎四郎

香雲院殿御正忌日ニ付惠燈院

御位牌殿江

太守様

御隠居様御代参、

但御惣靈様江御代拝

着服麻袴

右之通被仰付候条、刻限四時可被相勤旨申渡、可承向江茂可申渡候、

七月

李之介

一同月十四日、吉辰ニ付主馬様継目養子諏訪甚六殿三男湯之介殿實受度、先達而より類中江致相談候処、何れ

茂同意ニ付、今日長東市郎右衛門殿を以甚六殿江申込候処、応其意可遣との趣即答有之候由、滑河江市郎右衛門殿参り首尾被申聞候付致安心候、左候而無程市郎右衛門殿被帰候付、拙者則甚六殿江右之礼ニ参候処、甚六殿は留守ニ而候間、其段申置暫時ニ而罷立候事、

一月九日、五ツ時分出宅、櫻島黒神温泉へ差越候、家来平田加右衛門・竹村吉之助、下男善助召列、下町砂糖蔵脇より乗船、順風宜敷七ツ時分黒神村江着船、百姓伊右衛門所江致旅宿候事、

〔朱書〕
「此節之湯治御暇願書見失ひ候、可糺事也、」

一八月廿日、滑河盛徳院様御七回忌被為当、於大興寺御法事有之候付、拙者も五過より大興寺江参り相詰候、

一十月十五日、九ツ時分黒神村出船、日入時分下町津畑へ着船、主従無事ニ候事、

外ニ畠山吉右衛門・用頼敷根仲太・役人三嶋大八相詰候、導師は大興寺法印ニ而衆僧六人也、八ツ時分相済候付御墓所江御塔婆等相建拜礼共仕廻引取候、且当年御回忌ニ付東北西之三方(杭カ)楳垣(盛亭)垣仕調、拙者致寄進候間

木之氏村

御諏訪社老字

数八間半ニ而候、其外長壽院様御牌銘之太石茂少し前之方江傾き居候ニ付、是亦真直ニ押直し方共もいたし候間、今日大興寺法印ニ頼御諷経共いたし候、夫より滑河江参り、類中并兼而出入之面々御扣ニ付、亭主張ともいたし夜入帰宅いたし候事、

右は去ル廿二日之夜出火出来仕候ニ付、則私方江申出趣有之直ニ差越見分候処ニ、都而及焼失申候、右ニ付委細相糺申候処ニ、村床より遠方之儀ニ御座候得は男女不残相統働方仕候得共、水場とても式三丁有之場所ニ而、働方不自由ニ而取消方不相調残多奉存候間、有筋御披露申上呉候様役人中より申出趣承届候、別条無御座候間成合候様被仰上可被下儀奉頼候、以上、

木之氏村差引

丑九月廿六日

新納尾之助

御屋敷

御役所

一御勘定所より屋敷改之節役人間違筋相答候ニ付、左之通申出候、

覚

門四ツ

右は新納次郎四郎居屋敷門右之通御座候処、先達而屋敷御改之節役人間違ニ而、三ツ有之候段申上候由、御糺方被仰渡趣承知仕相糺申候処、不図取違右通申上別而不調法之段申出候間、此旨御届申上候、以上、

丑十一月

用頼代

川崎次左衛門

右之通御勘定所屋敷方書役江申出置候事、

一御用之儀候間明廿三日四時可被罷出旨、信濃殿依御差
図申達候、以上、

十一月廿二日

鳴津藤次郎

新納次郎四郎殿

ノ

御用之儀候間明廿三日四時可罷出旨、信濃殿依御差図被仰渡趣奉畏候、為御請如斯御座候、以上、

十一月廿二日

新納次郎四郎

右料紙杉原半切ニ相認、切封ニ而差出ス、

一同廿三日、四時罷出藤次郎殿江届申出扣居候処、於敷

舞台同人引進ニ而左之通、

一六番御小姓与番頭

一御役料高百八拾石

新納次郎四郎

右之通御役替被

仰付、御役料高被下

置候、

十一月

信濃

右之通御役替被仰付候間、則より御小姓与番頭座江相勤候、且鳴津頼母殿五番御小姓与番頭江御役替被仰付

候事、

一同日、於御用人座藤次郎御取次を以左之通、

新納次郎四郎

右奏者番兼務是迄之通被仰付候条可申渡候、

十一月

信濃

口上覚

私事、今日六番御小姓与番頭江御役替被仰付、難有仕

合奉存候、依之御序之節御太刀進上仕御礼申上度奉願

候、此等之趣被仰上可被下儀奉願候、以上、

丑十一月廿三日

新納次郎四郎

口上覚

私事、今日六番御小姓与番頭江御役替被仰付難有仕合

奉存候、依之御序之節誓詞被仰付被下度奉願候、此等

之趣被仰上可被下儀奉願候、以上、

丑十一月廿三日

新納次郎四郎

口上覚

私事、今日六番与御小姓与番頭江御役替被仰付難有仕

合奉存候、依之異国船御手当之儀承知仕度奉願候、此

等之趣被仰上可被下儀奉願候、以上、

丑十一月廿三日

新納次郎四郎

覚

一六番御小姓与番頭

一御役料高百八拾石

一奏者番是迄之通

一当年二十三歳

一持高百四拾五石九斗九升七夕三才

一居所千石馬場

右は私事今日六番御小姓与番頭江御役替被仰付候間、

明細書為御見合此段申上候、以上、

丑十一月廿三日

新納次郎四郎

口上覚

右之通四通御用人嶋津藤次郎江差出、左候而明細書之

儀は同案相認御側御用人江茂彦通差出候事、

口上覚

私事、今日六番御小姓与番頭江御役替被仰付、御役料

高百八拾石被下置難有仕合奉存候、為御礼参上仕候、

以上、

十一月廿三日

新納次郎四郎

〔貼紙〕

「右之通相認上包いたし大目付以上江致御礼廻候事、

口上覚

私事、今日六番御小姓与番頭江御役替被仰付、御役料

高百八拾石被下難有仕合奉存候、為御礼致伺公候、以上、

十一月廿三日

新納次郎四郎

右上包等同断ニ而引進之、御用人江致御礼廻候事、

一今朝出勤之節は供廻平日之通ニ而、退出之節は家来三

人、片挾箱・手鍵・長柄・小者・合羽籠袴荷・台輪用

意致候事、

一御手当帳巻冊

一備函 二枚

一書附 一通

嶋津頼母

新納次郎四郎

右は御小姓与番頭江御役替被仰付候付、異国船御手当

之儀承知仕度旨被申出候、先年右之通被仰渡置候間、

入用之分写取頼ニ不差散様可被相心得候、

一右可申渡候、

十一月

但馬

右之通御用人取次を以被仰渡候事、

一筆啓上致候、弥御堅勝被成御勤務珍重奉存候、然は私事、今般六番御小姓与番頭江御役替、奏者番是迄之

通被仰付、御役料高百八拾石被下置候旨被仰渡難有仕

合奉存候、右御礼為可申上如斯御座候、恐惶謹言、

十一月廿九日

新納次郎四郎

〔朱書〕
「江戸詰御家老」

久仰判

猪飼央殿

一十二月四日、於境瀬戸御仕置者有之候付、当家所持之

家助并古谷山と申伝候刀二本、廣光在銘之短刀、柳正

九郎・田中專右衛門等江相頼、家来武田宗之丞・竹村

吉之助等江為持為試差出候処、家助之刀は御腰物切仁

禮源六兵衛けさ堅割に七寸計も切られ候処、見事ニ切れ候由、真胴ニ而は無之候得共、真胴無疑可参見得候由、古谷山之刀は御腰物切り二木助市乳割り切られ候処、あばら一枚位掛り候由、是茂切れ味宜敷、廣光茂突ためし被致候処通り能く候由、正九郎・専右衛門細々見届之成行承置候事、

口上覚

新納次郎四郎事、御小姓与番頭江御役替被仰付、御役料高百八拾石被下置候旨被仰渡候間、御支配相濟迄之間所務米相渡候様被仰渡被下度奉願候、此旨被仰上可被下儀奉願候、以上、

用頼代

川崎次左衛門

丑十二月五日

御勘定所

一十二月七日、加久藤郷士年寄西田矢左衛門・組頭西田竹知・地頭横目萩原仙右衛門、此節拙者御役替被仰付候為祝儀出府、所中より之祝物肴酒料并所産物共持参見廻候間、面会いたし盃共差遣候、役所ニ而吸物・酒

・飯共振廻候事、

証文

高三石三斗八合老才

伊集院直木村之内拘地浮免

代銭貳百五拾貫文

右は去ル文政五年午二月廿八日此方家来牧元喜平太方江永代売渡置候処、此節其御方江右牧元喜平太より永代売渡候ニ付、証文并名寄帳差上候様承候得共、先年惣直竿ニ付御勘定所御用ニ而名寄帳差出置候間、相下次第可差上候へ共、張紙を以申上置候通御取計可被成候、仍而証文迄如斯御座候、尤毎年出来之儀は此方名寄ニ而、出物藏受取候ニ而も現米ニ而も御勝手次第御入付可被成候、高直之儀は此方差支不申候、御都合次第御申出可被成候、此方名寄ニ而被召置候而も差支不申候、仍而証文如此御座候、以上、

但高直証文之儀は後年高直申出候折可差上候、

新納次郎四郎役人
兼田八郎次

文政十二年

丑十二月十八日

用頼代

川崎次左衛門

檢見崎大右衛門様

張紙ニ申上候、本文申上置候通、惣直竿ニ付名寄帳差
上置候ニ付、其御方より御勘定所江相断、御用濟之上
御勝手次第此方へ不及御到来御申受可被成候、此旨如
証拠如此御座候、

右檢見崎大右衛門事、以後肝付家之養子ニ相成肝付新
大夫と改名有之候、左候而右名寄帳御用相濟相下り候
付、天保四年巳二月三日肝付氏より相渡、受取書も被
差遣候事、

一 十二月廿日、川上矢五太夫殿嫡子和多理殿、先日親父
より元服いたし被申候由ニ付、今日母上様并拙者相中
より白銀二匁目錄相調為祝儀差遣候、拙者も見廻候事、

一 御自分事、御小姓与番頭江御役替被仰付、未御礼不相
濟候得共、家督ニ付進上物被致来候間、来年頭家ニ付
於江戸御太刀進上被仰付候、此旨主殿殿被仰候、以上、

十二月廿三日

比志嶋相馬

長東市郎右衛門

新納次郎四郎殿

私事、御小姓与番頭江御役替被仰付候御礼未相濟候得
共、家ニ付進上物いたし来候間、来年頭家ニ付於江戸
御太刀進上被仰付候旨主殿殿依仰被仰渡趣奉畏候、為
御請如斯御座候、以上、

十二月廿三日

新納次郎四郎

比志嶋相馬様

長東市郎右衛門様

一文政十三年庚寅正月五日、地頭所加久藤役々年頭御祝
儀相濟拙者江祝儀申出候間、今日面会例之通盃共差遣、
役所ニ而吸物・酒・飯毎之通振廻候、尤彼方より祝物
并所産物等規定之通差出候事、

一同日、大口木之氏村役々并家来中名代として弓削正右
衛門差越候ニ付、今日盃共遣し候、外ニ立元藤七・金
丸喜三右衛門当年頭詰として年内より差越居候間、是

茂正右衛門列立八後より打立罷帰候事、

一同廿四日晚、志布志郷士ニ而先年此方江召仕置候伊地知連右衛門、同所町人又木太三召列参候、右之太三は此方家来又木加右衛門嫡家ニ而候、当代初而此方江も参候間緩々致面会候事、

一二月八日、新納主税殿を以来ル廿一日

父上様御誕生日ニ付七十之御賀御祝ひ被遊筈候得共、廿八日ニ被差延、拙者婚礼茂被混御祝ひ可被遊候間、左様承知仕候様父上様方より致承知候間、御賀は勿論婚礼茂思召次第可被成下旨御答申上置候事、

一同月廿五日、於境瀬戸御仕置者有之候ニ付、又々当家所持之家助刀、無銘法城寺類之刀、丹波守吉通之脇差都合三本家来平田加右衛門・武田宗之丞・竹村吉之助等江為持、柳正九郎殿相頼為試差遣候処、家助之刀は御腰物切二木助市考式之胴刃切られ候処、あばら二枚

計掛り切れ味も不勝由、此胴ハ小程ニ而候得共すお骨とやら申骨之内まで赤く有り、珍敷數キ胴ニ而打通し候刀は無之、右家助など宜敷切れ物にて候由、勿論家助刀刃先き全痛、無之至極強物ニ而候間、向後は無疑可致秘藏刀ニ而候、外之大小は試不調持帰り候ニ付、又候今日仁禮源六兵衛を以て、取捨之胴ためし方日置吉右衛門江頼遣候処、夕方ためし方相調、刀は脇毛一刃被試致候処一寸余り残り候由、脇差は考之胴打落し候由、二本共切れ味も宜敷候由吉右衛門より被申越、尤家来平田加右衛門江為持差遣候間、加右衛門ニ茂見届居同断申出候事、

一二月廿七日、致出勤居候処御目付愛甲藏記より、明廿八日四時御用之儀候間可罷出旨、丹波殿より上野善兵衛取次を以被仰渡候段被相達候付、御請申出候、外ニ名越右膳殿ニも同断被仰渡候事、

一廿八日、四時罷出月番御用人上野善兵衛江届申出置候

処、於御用人座御目付席詰ニ而善兵衛を以左之通、
三番御小姓与頭

六番御小姓与番頭
新納次郎四郎

右之通組替被

仰付候、

右可申渡候、

二月

丹波

右之通被仰付、名越右膳殿事は迄三番御小姓与番頭ニ
而候間、六番与頭ニ被仰付候事、

一 同日、父上様御賀之祝ひニ被混、拙者婚礼茂被整候ニ
付、八ツ後二階堂源太夫殿奥方おせひとの待女房ニ而、
軽く三献取替し候、左候而御賀ニ付肝付家より靜樹院
様、荒田より清鏡院様・おせひとの、滑河より母上様
・新納主税殿・二階堂源太夫殿・和田源太兵衛殿・迫
水善左衛門殿・榎本新九郎・小幡平八郎・河野十右衛
門・新納矢太右衛門・種子島次郎右衛門・三原仲左衛
門・野崎善左衛門・川崎次左衛門・有馬加左衛門・新

納仲四郎など被參候間、詩歌も相応集り賑々御祝ひ
相成候、今日吉辰ニ付吉利主馬殿養子ニ伊豆殿二男二
階堂尚五郎殿も今日引越之由ニ付、靜樹院様は夕方よ
り彼方江御出被成候、外々一同は前文之通ニ而賑々敷
有之、其上五時分より拙者栖居之方江父上様初上客人
之衆茂皆々被參候而亦賑々敷相成、暫時ニ而客人等も
被帰候而今日目出度御祝ひ有之候事、尤詩歌等父上様
御譜ニ載せ置候事、

奉寿

家君七十文并短歌一首

藤原久仰

おのか家君はまた若竹のころおひより、おほやけの事
にひたふるおほん身を愚して仕えまつり給ひにけれハ
君にも御恵の露いとくふかくましく、いつ芝原
のいつしか 御国のまつりことを執らせさせ給ひて、
位山の高ねにのほり得給ひぬ、はた家継せ給ふへきわ
く子のなけれはとて、おのを養ひ給ひにしか、また
はたちにもなら柴のしはしの間に、おほけなくもとの

ゐの司に成したひて 御恵之露の玉数つもりにたれは
家君にもいさおほん身の老楽養ひ給ひてんとて おほ
やけにねぎ給ひければ、おのれに家継せ給ひて、家君
の世におはさんかきり老の身養ひてよとてあまたの田
をなん下し給ひ、はた早蕨の折々は

大城にのほりて

君の御ありさまもうかゝひ給ひてよと、なほ露ふかく
御ことのらせ給ひしハ、呉竹の世にありかたき事にこ
そ、かくてことし文政十三といふ年に御齡七十になん
成らせ給ひぬれはおほん身ハなほうねはふまめのまめ
くしくおハしまして、弥生の廿日まり八日こそ御齡
ことふき奉らんとてむしろにつとへる人々は、からの
やまとの歌ふみの数々を鶴亀になすらへて舞ひたのし
む、こは後瀬の山の後の代までもいひつきてよ

七十の後の齡をかさねよと

千世をことふく鶴の毛ころも

○^(新納久命)葦舟公の七十賀祝ひ給ひけるに、養子久仰主婚姻の取
りむすひありけるに

〔朱書〕
「新納主税」
藤原久品

七十を祝ふことはのつきぬ日に

小松も千世の契り初めけり

一三月朔日、拙者婚姻相整候付、同席相招酒共振廻度申
出候処、嶋津仲殿・小林齋宮殿・平田刑部殿・鎌田典
膳殿・嶋津靱負殿・北郷男吏殿・名越右膳殿・島津頼
母殿、亭主振りとして桂静七郎殿・新納主税殿并組所
書役大脇正之助・永山清兵衛・石原清之進等八ツ後よ
り被参候而、随分酒も進ミ夜之五時分被帰候、内証向
旁新納矢太右衛門・種子嶋次郎右衛門・川崎次左衛門
等被参候而世話被致候事、

^(新納忠元)

一大口木之氏村之儀は武藏殿御代拝領之地ニ而于今持切
在、又青木村泉徳寺は刑部大輔忠堯様御戦死之御懸命
之地ニ拝領被仰付、寺相建于今菩提所ニ而格別成沢合
候得共、拙者養子引越後いまた参詣等も不致候間、此
節参詣且は万事見聞をもいたし度存、新納矢太右衛門
等へ申談、寅閏三月十二日打立之手当いたし、矢太右

衛門并有馬加左衛門ニ茂可致同列申合置、十二日快晴
ニ付六ツ過打立、家来滿田休之進・下男新助并加治木
中宿家来淵脇甚右衛門夜前不図參合大口江致供度申出
候ニ付是亦召列、拙者は滑河江立寄母上様伺御機嫌、
夫より福昌寺堂之前江矢太右衛門下男犬太郎召列出迎
居候ニ付、夫より同列ニ而吉野筋差越、中途諸所相休
ミ加治木網掛橋之手前淵脇甚右衛門宅江立寄候処、直
ニ酒・吸物等差出暫手間取候、夫より打立溝邊之内石
原迄差越候而、所郷士岩元次左衛門所江一宿いたし、
且大口家来共へ昨今日鹿府打立差越候付、迎として兩
人計茂差越候様申遣候処、今日加治木之内足輕馬場ニ
而木之氏家来芝原善四郎・弓削彦八・山元平太郎・馬
場休作ニ出会候付承候へは、書状遲着ニ而やう／＼是
迄參り掛り候旨申出候付則其所より召列候、左候而芝
原・弓削は拙者共ニ相従ひ、外兩人は此所より直ニ大
口之様先触として走歸り候、且下男勘右衛門荷物為持
加治木迄召列、甚右衛門所より馬雇入荷物等為負越候
ニ付、勘右衛門は彼所より相返申候、

一閏三月十三日、晴天、日出過次右衛門所打立、中途諸
所休ミ昼時分湯之尾迄參着、馬繼所江休居候処、大口
家来共之内西水流より金丸平右衛門・弓削正右衛門・
松坂平右衛門・黒木三左衛門・黒木孫右衛門・松坂伴
助・弓削助八・宮原福右衛門・馬場與平次、木之氏よ
り久保田市左衛門・牧山儀兵衛・宮田長左衛門・黒川
勘助・黒木源七・中村伴左衛門迎として差越候、且久
保田林助小荷駄乗馬用として牽越候ニ付、拙者打乗湯
之尾打立、七時分大口小苗代原迄參着候処、此所江家
来牧山小平次・白坂小之進、木之氏居住之郷士飯田吉
兵衛・池田與八・上原伊八・竹之内正右衛門・宮牟禮
大助・伊地知新右衛門・緒方勘右衛門・山口休次郎出
迎居、則前後ニ致供候、左候而參り掛小苗代原葉師并
水之手(新納忠元)善翁君御墓所江致參詣候、此所迄家来弓削與右
衛門・久保田林助・甲斐新兵衛・川畑正助出迎居、且
又陣之尾迄郷士新納尾之助家来原佐八、シミつ迄家来
森田善右衛門・中村平藏・内村良源出迎居、各案内に
て日入時分木之氏村飯屋江致着候、今晚家来共より吸

物三通り・取肴種々酒・焼酎差出色々取持ニ而賑々敷
列合中寄合候、尤尾之助事は兼而木之氏村差引頼置候
者故、中途出迎より混と付添今晚も詰通しニ而候事、

一閏三月十四日、雨終日中降り、今日当所郷士有村集之
助・同嫡子八之進、柙楮掛宮原新右衛門焼酎一樽・干
肴一台・茶一包持参ニ而見廻候、右之兩人は者翁君御
代より由緒有之者ニ候得共、近来出入等致中絶無音罷
過候間、此以後以前之通出入も可致旨申達候処、兩人
共念願之事ニ而至而満悦之事ニ候、夕方木之氏村諷方
大明神江致参詣候、此諷方は以前より田地之向東の方
ニ有之候処、先達而何様之事より火出候哉子細不相知
焼失いたし候付、近頃只今之場所へ遷宮いたし候付、
いまた堂之周り竹木等も不相立さひしく見得候付、折
角竹木植込候様申付置候、左候而帰り掛久保田可市所
江立寄暫ニ而帰宿致し候、

一今日木之氏并西水流居住之家来共多人数見廻候、弓削
正右衛門・久保田可市・弓削助八・松坂平右衛門・馬

場與左衛門・黒木三左衛門・金丸仲左衛門・弓削彦八
・久保田市左衛門・内村良源・立元藤七・精松龜助・
中村伴左衛門・白坂小之進・黒木源七・川畑矢八・森
田善右衛門等也、其外ニも見廻候得共不取覚位ニ候、
可市は肴一折・焼酎一徳利持参ニ而候、

一今日武藏様御舎弟五郎左衛門忠佐之子孫当分新納源之
助ニも見廻候、其外木之氏居住郷士愛甲甚五左衛門・
瀬戸口源之助・宮牟禮助八・緒方與左衛門・伊地知新
右衛門・山口休次郎・坂元萬吉・上原伊八・竹之内正
右衛門・飯田吉兵衛・池田與八相中より、猪之穴一
・焼酎一樽持参ニ而見廻候ニ付彼是致咄候処、上原伊
八先祖ニ正右衛門と申者罷居、其代外記様より被下置
候由ニ而刀一腰帯居候間委敷見候処、指表銘は兼信作
と有之、指裏は定盛と有之候、左候而筆之方ニ切りひ
三ツ有之長サ式尺式寸五部位なり、四分半位本幅卷寸
位、拵は縁赤銅無地、頭八角ニ而目貫赤銅色絵波ニ船
人乗居候形、鍔銅を赤銅ニ而包ミ、銀覆輪有之、鮫黒
ぬり柄皮巻、鞆鷹帽子たゞきニ而、最早拵廻り都而古

ひ居候、伊八咄候儘を書留置候事、

一閏三月十五日、雨小降り、今日当所郷士年寄大田清右

衛門・大脇主藏・牧八郎左衛門、組頭祇答院吉藏、玉

子一台・山芋一台・焼酎一樽持参候而見廻候間、則右

之品相披キ候ニ付暫罷在四人共帰リ候、家来重久嘉三

次木之子一袋・蕨之かね一袋持参ニ而見廻候、并くに

のじし居住家来西田平兵衛嫡子平七見廻候、引続橋口

伊助・泉徳寺住持ニ茂見廻候、其外中馬藤八・中馬後

藤・久保田可市・中村平藏・楠松龜助・四元助右衛門

・弓削正右衛門・荒武長兵衛・久木元源藏・原佐八・

久木元庄助・江口嘉兵衛・芝原新助・同善五郎・宮田

長左衛門・白坂小之進・立元袈裟八・四元小金・精松

半次郎・甲斐新右衛門等多人数一刻ツ、見廻候、今日

色々咄承候内、清芳長意大師之御石塔御位牌成就寺江

有之、盆前ニは米老升ツ、毎年水之子用として差上候

由、且門一房之御石塔専念寺江有之、是茂同断老升ツ

、年々差上候由承候、左候而今昼木之氏居住郷士并家

来共武芸致見分候、人数等左之通、

郷士 宮牟禮大助

右同 緒方勘右衛門

右同 上原伊八

右同 宮牟禮五兵衛

右同 竹之内正右衛門

右同 池田與八

右同 伊地知新右衛門

家来 立元藤七

右同 久保田市左衛門

家来 黒木源七

右同 川畑矢八

右同 白坂小之進

右同 精松龜助

右同 久木元源藏

右同 立元甚八

右同 荒武長兵衛

右之人数太刀之業互ニ出し仕ひいたし候、

竹之内正右衛門

〔原書寫脱〕

〔家来〕

右之人數棒之手同断いたし候、

緒方勘右衛門

宮牟禮五兵衛

伊地知新右衛門

池田與八

白坂小之進

久木元源藏

荒田^(武丸)長兵衛

竹之内正右衛門

宮牟禮五兵衛

緒方勘右衛門

上原伊八

白坂小之進

荒武長兵衛

右之人數鑓・長刀之業合同断いたし候、

師範人郷土宮牟禮助八

右同家来 中村平藏

右之人數劔術等之見分相済居候処、小木原村江出火之

由致騒動候ニ付為見物差越候処、遠方ニ煙立居小家之

焼失と見得最早鎮火之様承候間、夫より宇佐八幡江致

参詣、別当郡山寺江差越古書付等見候処、大般若經有

之、此經文は昔時^(新納忠元)武藏君豊後陣より欽御持帰り御寄進

被成候哉と申伝候由、右經文之上ニ横ニ書并らへ、奉

寄進薩州牛山総社宇佐八幡宮御宝殿願主藤原忠元天正

十年壬午六月吉日とあり、奥ニ長祿二年戊寅閏正月十

日法鏡書之、或は年号へ同断ニ而二月十一日法鏡庵な

と共あり、或へ於当浦志本願祐悦文明七天二月吉日共

奥書ありて皆虫付破損之本也、右寺緩々いたし、帰り

掛原村と云野原江先達而当所之者為畠開いたし候処、

へゲ石ニ而疊ミ困候所と堀当り、内ニは鑓刀などの類

段々納め有之候由承候ニ付、其所へ差越致見物候処、

鑓刀之類は誰ぞ持帰り候哉不相見得、右疊之所迄相知

居候、右之野原近方ニはへゲ石も無之由、何方より持

運候哉、何欽訳合有之事と見得居候、夫より帰り掛木

之氏村射場之段と申所ニ而、木之氏居住郷土井家来共

鉄砲見分いたし候、人数左之通、

「上原源次郎

緒方勘右衛門

竹之内正右衛門

伊地知新右衛門

宮牟禮五兵衛

新納尾之助

弓削助八

弓削正右衛門

甲斐新兵衛

久保田可市

精松龜助

久保田林助

上田清右衛門

荒武長兵衛

牧山清兵衛

橋口伊助

右之人数三寸角五筒ツ、射候、中りは二ツ三ツ位ニ而暮時前相濟帰り候処」、泉徳寺見廻ニ而折能酒共到来

有之候ニ付差出候へ共暫ニ而帰候、今日武芸鉄砲等射候面々江到来之焼酎取肴一通りニ而祝遣候、目通ニ而は却而退屈も可有之候付、末ニ而ゆるく給候様申達候事、

一閏三月十六日、晴天、今早朝木之氏諏方大明神江改服ニ而致参詣候、子細は当年拙者厄年ニ相当候間、祈願ニ付供廻召列手鑓為持候、左候而四過打立股引羽織乗馬ニ而、供廻り召列水之手祥雲寺江差越、此所ニ而致改服、耆翁君御廟所江参詣、御香典金百疋献納拝礼相仕廻、又々祥雲寺ニ而本之通股引羽織ニ成り乗馬いたし、市山城見物ニ差越候、今日は木之氏・西水流家来共并木之氏郷士共迄茂供致候、人数太体左之通、

「原書脱案」

一中馬藤八

久保田市左衛門

宮田長左衛門

立元長七

甲斐新兵衛

上田清右衛門
 久木元庄助
 川畑源次
 精松龜助
 牧山清兵衛
 川畑八左衛門
 芝原新助
 同善五郎
 江口嘉兵衛
 荒武長兵衛
 久木元源藏
 原作八
 四元小金
 橋口伊助
 黒川勘助
 黒木孫八
 同源七
 金丸喜三右衛門

弓削正右衛門

馬場與平次

同 休作

松坂平右衛門

山元平太郎

黒木三左衛門

竹之内正右衛門

伊地知新右衛門

宮牟禮五兵衛

上原源次郎

飯田吉兵衛

池田與八

山口休次郎

緒方勘右衛門

右之外弓削與右衛門・久保田林助・新納尾之助等

役目之者共拾人余り有之候得共名前略ス、

右供廻多人数は祥雲寺より直ニ泉徳寺江相廻し置、拙者は五六人召列市山へ差越候、中途西原八幡江参詣、

奉納之十文字鑓并甲冑鉢など拝見、別当之堀之内大專院所江立寄家藏之古書付等見候処、式通は先祖之御名前も見得居候ニ付別紙ニ写し置候、左候而市山城江登り緩々致見物、泉徳寺少し手前より供廻り行列相立泉徳寺江致参詣

御愍靈様江大官香一把・金子百疋献納、且水之手御廟所江献納之御香典茂当寺江相納御仏事等相勤、御石塔迄都而拜礼相仕廻、住持より酒・飯共差出候間、矢太右衛門・加左衛門一所ニ相給へ緩々罷在、日入時分打立夫より西水流江差越弓削與右衛門所江止宿、尤先日より参り呉候様與右衛門より訳而願申出候間参候処、色々取持ニ而候、今日堀之内大專院嫡子良源坊茂市山城江付從候間泉徳寺迄召列候事、

一 閏三月十七日、晴天、今朝当所組頭今村筑右衛門、與右衛門所江罷居候内見廻候、先日役々一所ニ見廻可致候処病氣ニ而右通ニ候、尤有村集之介掣之由ニ候、一 今日四ツ半時分與右衛門所打立、専念寺之門一房御石

塔江致参詣候、御石塔ニは文字も無之多宝塔にて候、左候而過去帳・校割帳など見候処、左之通有之候、高式石代

一 錢六貫六百六拾四文

右は為(新納祐久室)聲貞聞一 大姉月牌料新納武藏殿寄進

右通相見得候、然は御位牌も相建為有之形候得共、当分は御位牌無之候、尤当分至而之貧寺ニ相成居候、夫より成就寺江致参詣、清芳長意大姉御牌并御石塔拜礼相仕廻、是茂過去帳・校割帳など見候処、

一 清芳長意大姉

但花瓶燭台(朱書)鑄物一消印願と引札あり

一 唐金茶湯器一对但蓋有之

清芳長意大姉御前用

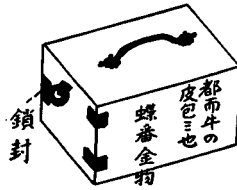
一 錢六貫六百六拾四文

但為清芳長意大姉茶湯料、施主谷山孫右衛門

右之通校割帳ニ相見得候、

右は成就寺相仕廻候而、新納源之介所江参、古書付共尋候得共、何茂系図文書類は無之候、乍去引出し二重

ニ而陣中なと用金ニ而も入候欵と見得候珍敷函之如き



箱有之候ニ付能々見候処

下之引出し裏ニ高麗於唐

嶋書之と記し、脇ニ文四

六月吉日と書、下ニ忠貞

と記し、其外下ニ至而六

ヶ敷書判有之、右之方ニ

「何事もおもひ捨たる身そやすき何にまかせて」と歌

書有之候得共、下之句頭の七字はすれ最早不見得候、

都而箱之外を牛之皮にて惣体包ミ廻し縫掛いたし有之

候、且刀大小致所持候由、由緒は何も不相知候、尤当

源之助儀は養子ニ而候、其以前より家伝ニ候旨申出候、

脇差は拵も有り兎哉角当分着用ニ相成候得共、刀は古

翰ニ鏢計有之拵何茂無之、勿論身大キニ鏢くされ居候

へ共、磨ぎ立候へ、用ニ茂可立と存候間、源之助嫡子

五郎兵衛江拵候而可遣申聞拙者持帰り候、此所ニ而も

暫時相咄し夫より大口城山ニ登り候、名を牛山之城或

はむた口之城共申候由、搦手口より登り委敷見物いた

し候、夫より地頭飯屋江参り茶共給べ、夫より大口宗

廟の諏方大明神并飛諏方并愛宕江致参詣候、諏方ニ而

は神主ニ之宮大膳出向、当年拙者厄年ニ当り候間祈願

右之大膳より茂猶又相立呉候、尤専念寺・成就寺・此

諏方社等ニ而は都而改服いたし候、愛宕ハ一面之鏡ニ

十体之軍神鑄付有之、裏ニ年月日等相記し忠元君御

名も有之、昔時は柱なとニ而も掛候哉、鏡ニ弓絃を以

結付有之候、右之絃は忠元君御弓絃と申伝候由、夫よ

り新納尾之助所江参り、暫時ニ而夫より有村隼之助所

江参り候得は、色々取持ニ而緩々罷在家蔵之古文書等

見候得は、忠元君之御手跡等段々有之候間別紙ニ写置

候、左候而終ニ一宿いたし候、尤今村筑右衛門・堀之

内大專院等も取持に参り候、矢太右衛門・加左衛門・

尾之助并家来共迄都而一宿いたし候、

一閏三月十八日、晴天、今日四時分隼之介所打立、泉徳

寺江又々差越緩々罷在御墓之龜絵図等後代之記ニ加右

衛門江相頼書調候、其外御祭式向等も住持へ細々申付

置、且古打敷之裏書等左之通書写置候、

一為涼安江月居士菩提寄進之

鎌田左京殿
御息女

右一行表りんす裏秩父

(新納久品笔)
一了性院殿御前用之

寛保二年壬戌五月初九日

右一行表縮緬裏木綿

一奉寄進

青峰山泉徳禅寺

(新納久品)
高樹院殿御前

明和七年庚寅九月寄進

右一行表縮緬裏木綿

右三行何れ茂損し物ニ而候得共、文字共相見得居候分
は写し置候、左候而七時分泉徳寺罷立木之氏之様帰り
候、今晚は家来中よりさかむかひとて段々馳走いたし
候、且出水之内江中宿罷在、木地挽細工いたし候、抱
家来共鯛二枚・酒壺樽・山芋・雉子など持参ニ而見廻

候、肴・酒は出水之産ニ而候由、

○小掠喜平次

○同平太郎

○同左吉

○同宗右衛門

○同宗助

○同政助

○同清太郎

○同清助

○同銀太郎

○同宇吉

同榮藏

右相中より前行品物差出丸星之人数見廻候間、盃共差
遣し候処無程罷帰候、左候得は今晚中木地山江致帰着
候との咄共いたし候事、

一今夕方より曇り夜入相応之雨也、

一閏三月十九日、朝曇昼より晴ル、先日より大口郷土中

鉄砲見分いたし呉候様承り候得共断置候、然共可成丈見分いたし呉候様承候間、今日於木崎原左之通三寸角射方いたし候、

孝守五分

- 一 二●二二〇二上 村 休 八
- 一 〇〇〇二二〇二 枇 山 勘 助
- 一 〇〇〇二二〇二 寺 原 源 太 郎
- 一 〇二二〇二二〇 有 村 八 之 進
- 一 〇二〇二〇〇〇 新 納 尾 之 助
- △ 一●〇〇〇二二 種 子 嶋 喜 右 衛 門
- ▲ 二二●〇〇〇二〇 今 村 三 太
- △ 二二●〇〇二〇 松 永 民 次 郎
- 一 一●二〇〇〇〇 山 下 新 次 郎
- 一 一〇二二〇〇二 村 田 源 藏
- 一 一〇二二〇〇〇 平 川 彦 左 衛 門
- 一 二〇〇二〇〇〇 市 來 清 右 衛 門
- 一 〇二〇二〇〇〇 寺 師 庄 左 衛 門
- 十一 一〇〇〇〇〇〇〇 宮 牟 禮 關 右 衛 門
- 一 二二〇〇〇〇〇 牧 傳 次 郎

- 一 二二二〇〇 松 永 藤 七 兵 衛
- 一 一〇二二〇〇〇 北 原 民 右 衛 門
- 十二 一〇〇〇〇〇〇〇 大 脇 種 兵 衛
- △ 一〇二二〇二〇 今 村 筑 右 衛 門
- △ 〇〇〇二二〇〇 祁 答 院 吉 藏
- 一 〇〇〇〇二二〇 上 村 勘 右 衛 門
- 一 二●〇〇〇〇〇 上 村 甚 左 衛 門

右暮前相濟候ニ付、建越之兩人江は塩硝老斤ツ、目録ニ而褒美いたし、惣射手中江金子百足付目録ニ而祝ニ遣し置候事、

一 明日日立歸府之賦ニ付、今日諸人より土產品送り候次第左之通、

- 一 玉子二十計 北原孫右衛門
- 一 雉子一羽 有馬十右衛門
- 一 右十右衛門は山方下目付ニ而当分爰元江旅勤之由、加左衛門親類ニ而右之通預見廻候事、
- 一 雉子一羽 原 九 七

荒武長兵衛

一木之子大袋一ツ

上原伊八

竹之内正右衛門

宮牟禮大助

伊地知新右衛門

飯田吉兵衛

池田與八

山口休次郎

瀬戸口源之助

緒方勘右衛門

野元五右衛門

麿丸新右衛門

淵之上善右衛門

坂元三七

愛甲甚五右衛門

相中より

久保田可市

家内中より

尾崎清太郎

一胡麻沓袋・竹之子拾七本

一白餅五十

一あめ沓箱

新納源之助

一あめ沓箱・茶一袋

弓削與右衛門

家内中より

一胡麻沓袋・木之子一袋

牧山小平次

一茶沓袋

与頭并其外役目中より

一胡麻沓袋

宮原福右衛門

一右同沓袋

黒木三左衛門

一小豆沓袋

松坂平右衛門

一胡麻沓袋

山元平太郎

一右同沓袋

金丸喜三右衛門

一小豆沓袋

馬場與左衛門

一胡麻沓袋

内村良玄

一鯉式疋・玉子式拾

宮原新右衛門

一木之子沓袋

原佐八

一胡麻沓袋

芝原善四郎

一小豆沓袋

黒川勘助

一右同沓袋

立元藤七

一あめ沓箱・肴料三匁

新納尾之助

一 小豆老袋
 一 右同老袋
 一 右同老袋
 一 焼酎老樽
 一 小豆老袋
 一 木之子老袋

中馬藤八
 岩城長右衛門
 中馬作平次

荒武長兵衛
 橋口伊介
 久木元源藏
 江口加兵衛
 芝原善四郎
 赤崎長右衛門
 宮田長左衛門
 黒木源七
 芝原新助
 久保田市左衛門
 原佐八
 四元小金

立元藤七
 立元袈裟八
 牧山清兵衛
 白坂小之進
 中村伴左衛門
 甲斐新右衛門
 上田庄右衛門
 川畑矢八

久木元庄助
 中村平藏
 精松半次郎
 精松龜助

相中より

此方より茂置土産として軽品少々ツ、見合左之通遣

置候事、

細工もの五ツ

たばこ入二

扇子二対

有村早之介

同 八之進

家内中江

たばこ五包

本結十曲

扇子沓対

たばこ五包

本結十曲

扇子沓対

たばこ二包

四人相中江

茶わん一ツ

茶家一ツ

茶わん一ツ・茶家一ツ

本結十曲・びん付五

細工物錦錦画三枚

たばこ二包

扇子 式本

本結 五曲

金子百疋

「以上原番ニナシ

金子式百疋

家来共

郷土中江

惣相中江

組頭兩人

相中江

扇子二本・錦画二枚

びん付三・たはこ二

細工もの二ツ

たばこ三包

ひん付三ツ

茶わん二ツ

たばこ三包

右利右衛門事は市山城見物之折致案内候者也、

細工物三ツ

ひん付五ツ

錦画三枚

右長右衛門娘儀は滞在中始終召仕候故なり、

今晩郷土家来暇乞として段々見廻候、賑々敷名残咄い

たし候、

郷土中江

惣相中江

組頭兩人

相中江

庄屋

壺人江

堀之内大專院

政所門之

利右衛門

岩城長右衛門

娘江

今晩郷土家来暇乞として段々見廻候、賑々敷名残咄い

たし候、

右長右衛門娘儀は滞在中始終召仕候故なり、

今晩郷土家来暇乞として段々見廻候、賑々敷名残咄い

たし候、

右長右衛門娘儀は滞在中始終召仕候故なり、

今晩郷土家来暇乞として段々見廻候、賑々敷名残咄い

たし候、

酌并肴汁三菜之飯差出候、尤右三人より旅宿江持参ニ
 而候間、右三人江包煙草・びん付・本結なと少々ツ、
 包物いたし相中ニ遣し置候、左候而右貞八所四時分打
 立溝邊之内石原迄参候得は、此処江島山家之家来共出
 会、是亦先日より帰り掛ニは立寄島山家拘地も見分可
 致旨、溝邊中宿之家来共江申遣置候間何れ茂待居候、
 尤今夕は溝邊藏蘭門マ之藤左衛門と申者所江七ツ前比着
 一宿いたし候、然処当所郡見廻り岩元喜左衛門饅頭老
 箱持参ニ而見廻候、并島山家之家来野田喜藏二男萬助
 ・岩下彦兵衛子之傳左衛門・萩原仲右衛門・朝倉伊右
 衛門参候、右者共より酒并焼酌差出候、并石原居住松
 山源兵衛と申候名物之饅頭屋、茶袋老ツ持参ニ而見廻
 暫相咄帰り候、右源兵衛妻は貞八親之玉置正右衛門妹
 ニ而、淵脇甚右衛門從弟之由、源兵衛嫡子金次郎妻は
 貞八妹之由、又貞八兄之林右衛門妻は右源兵衛娘ニ而、
 重々縁之者ニ而候、且島山家之家来共左之通居住之趣
 承候、

野田喜藏

嫡子 源藏
 当年式拾四才 二男 萬助

右溝邊之内加治木屋敷之持切之竹子村中宿ニ而、
 兄弟妻等無之、且作職所務は加治木之藏江相納事之
 由、

当年式拾計 安田仲藏

右竹子村居住

但至而之貧究者ニ而候由

岩下彦兵衛

右嫡子傳左衛門

右石原之内白石中宿

萩原仲右衛門

佐藤喜右衛門

嫡子四郎右衛門

朝倉伊右衛門

養子庄右衛門

右庄右衛門ハ萩原仲右衛門二男ニ而、伊右衛門養子

相成候由、

右石之むね中宿ニ而候由、

一 閏三月廿二日、朝夕雨昼晴、今朝より拘地江差越致見分賦候処、雨天ニ相成取止候而、四時分藤左衛門所打立加治木之様罷帰候、右ニ付左之通土産として差出候、

庭鳥老羽・玉子十

饅頭老箱

岩元喜左衛門

山鳥老羽

宗塚像カ權之丞

但宗塚は朝倉伊右衛門甥ニ而候由、

餅入付之重老組

家来共

饅頭老箱

相中より

右通差出伊左衛門・傳左衛門・萬助・仲右衛門四人は加治木境迄見送り参候、左候而八ツ半比加治木町淵脇甚右衛門所江致着候、此所江ゆるく休ミ候、尤甚右衛門色々馳走取持ニ而、親類共迄茂段々出候間何れも逢候、左候而船之手当為致候得共、雨天順風悪敷出船不相叶候故無抛一宿いたし候事、

一 閏三月廿三日、曇、今日四時分甚右衛門所打立罷帰り

重富之内脇元まで参り、鹿府江帰り船有之幸之儀ニ付乗船いたし候、矢太右衛門ニは下人召列主従白金越ニ而被帰候故脇元にて相分れ候、拙者共は八ツ過上町新築地出し江着船、直ニ上陸、加左衛門同道ニ而滑河江

参上候処、折柄敷根仲太参り居候ニ付、旁御咄上暫ニ而七過私宅江首尾能帰着、父上様其外皆様御機嫌能被遊御座致安堵候、加左衛門も私宅江立寄暫時罷在被帰候事、

一 御暇日数半方計残り居候付、暫は引入致休息四月五日より出勤、月番御用人嶋津仁十郎江、今晚罷帰候、残り日数三日差上候段書付を以御礼御届申出候処、伺御機嫌謁之儀は為有之筋可心得旨同人より致承知候事

尚々、御家中江も宜敷御伝声可給候、一筆致啓達候、先以御家中中可為御無事珍重存候、此内は鳥度致貴面段々預御厚志不殘忝存候、弥向後無等

閑申承度候、早々此内之御礼以寸書如是御座候、猶期

後音候、恐々謹言、

閏三月廿七日

新納次郎四郎
久仰判

有村隼之介殿

御同氏八之進殿

一筆致啓達候、先以御家内中可為御無事珍重存候、此内は鳥度致貴面段々預御厚志不殘忝存候、弥向後無等閑申承度、早々此内之御礼以寸書如是御座候、恐々謹言、

閏三月廿七日

新納次郎四郎
久仰判

宮原新右衛門殿

一閏三月廿八日、畠山家継目養子誼方湯之介江願之通被仰付候事、

一四月七日、肝付典膳殿所江拙者并(新納久敬室)璞心院様・お久との・

およしとの列立參候様先日より承候、然共拙者・およしとのハ病氣之筋ニ而断申遣、璞心院様・お久との七

ツ前より御出被成候、尤婚禮後初て被召呼候付、靜樹院様江盃三ツ入沓箱・三本入扇子沓箱、典膳殿江短尺さし沓箱、奥方江たばこ入させる袋・絵半切お久とのより進上被致候、左候而彼御方より拙者夫婦并相中江金子百疋目録、何れも様より紗綾模様付染地沓着紅裏相添、靜樹院様よりお久との江被下候、外ニ相客吉利主馬殿賀養子之二階堂尚五郎殿夫婦、北郷哲五郎殿奥方并御娘是亦初入にて候由、其外亭主振段々有之候、夜入四時分御母子御帰被成候事、

一御自分事来月朔日御太刀進上ニ而、御役之御礼被仰付候間、着服のしめ・長袴ニ而当朝六ツ半時早目可被

罷出候、以上、

四月廿九日

当番奏者番

桂 權七郎

島津典禮

新納次郎四郎殿

私事、来月朔日御太刀進上ニ而、御役之御礼被仰付答

候間、着服のしめ・長袴ニ而当朝六ツ半時早目可罷出
旨、被仰渡趣奉畏候、為御請如斯御座候、以上、

四月廿九日

新納次郎四郎

桂 權七郎様

嶋津典禮様

ノ

一 五月朔日、御小姓与番頭御役之御礼被仰付候間、御三
殿様・若殿様江

御太刀一腰・御馬代銀一枚ツ、致進上、御書院三之間
御定席にて御礼、奏者嶋津藏人久武、新納次郎四郎御
役之御礼と披露有之、首尾能相仕廻候事、

一 六月朔日、迫水善左衛門嫡子孫次郎・二男五納右衛門、

共ニ今日初而之

御目見首尾能相濟八ツ時分拙宅江見廻ニ付、孫次郎江
奥六郎元寛作三寸五分之鋒鑓石突迄相揃、烏帽子子之
一 沢を以送候、尤今日御目見之事ハ此内より承居、其上

孫次郎奏者之儀茂拙者江被相頼請合相勤候ニ付、前以
元寛江相頼致出来置候、左候而今日孫次郎宅祝ニ茂被
招候間、參候而晚遅方ニ致帰宅候事、

一同月五日、母上様・璞心院様・お久との・およしとの
御列立八ツ後より迫水善左衛門宅江御出被遊候、尤前
以孫次郎御目見茂相仕廻候ニ付祝之酒差上度、且又家
来満田清右衛門娘やす事、善左衛門実弟吉水龍仙江取
合度候間賞度候旨、拙者御小姓与番頭江御役替被仰付
候当晚承候付、其通可被致旨返答いたし置候処、是亦
今日被召列候而夫形リニ迫水家江被残置被下度、先日
より細々被申聞趣有之、右通御出被遊候而晚四ツ過御
帰り候事、

一 六月廿五日、父上様昨夕より少々御草臥之御模様ニ被

為在候処、夜中より御下シ有之、今朝猶又御草臥増候
御様体ニ付、本科相良淡齋・針科東郷芳圃呼入為伺候
一 処、暑氣御痛と申事候、

一廿六日、御同変なから少々御草臥御増候、今日茂両医師相招候、且今日より新納矢太右衛門・三原仲左衛門・川崎次左衛門・新納仲四郎など相頼御看病仕候、尤今晚夜起ニ而候、清鏡院様・淨貞院様などにも御見廻(新納久壽子)(新納人命子)ニ而候、

一廿七日、御同変ニ而候、両医師相招候、左候而今日より拙者茂引入致御看病候、今晚夜起追水善左衛門・新納矢太右衛門・野崎善左衛門・川崎次左衛門・新納主税殿・滑河母上様にて候、其外昼之内段々有之候得共、昼夜之事ニ付申談代り合にて御看病いたし給候様頼置候、今夜中より御下しも相増候、過半血なめに被為在御安眠茂出来兼候御様体ニ而候間、夜中ニ淡齋申遣候、為伺候得共矢張御同変と申候、

一同廿八日、御同変なから少し御快キ方ニ被為在候、両医師相招、拙者儀今日看病御暇願出置候、今晚河野十右衛門・三原仲左衛門・新納仲四郎・又木加兵衛等に

て夜起有之、其外昼之内見廻又は代り合へ段々にて候事、

一廿九日、御勞倦之方ニ而終日御目覚無之位、両医師は相招候、夜起も段々被參世話いたし被具候事、

一七月朔日、御同変にて候、御看病方同断、

一二日、御同変、医師は昨今共相招候、夜起いたし同断、

一三日、御同変ながら猶御勞倦増し候御様体被為成候、昼之内両医相招候、左候而今晚七ツ前比より御しやくりなど被為出少し御難儀有之御熱も少し出候、折柄芳圓參候ニ付為伺候処、御草臥増候間淡齋被招呼候方可然と申事ニ付、早速淡齋相招為伺候処、虚熱被為起御草臥見得候得共、格別昼之内ニ御替も不被為在と申、御薬加減共いたし被帰候、右ニ付早速荒田・新屋敷・滑河等江茂申上、新納矢太右衛門・迫水善・川崎杯江

も申遣被参候得共、晝比より御しやくりも止追々御静
ニ被為成候、仕合之至ニ候、右ニ付夜中は多人数集ニ
而候事、

一四日、御勞倦は弥増被為成候、又御しやくり茂被為起
せん、しけく被為成候而、御様体も衰へさせられ候
間、猶以両医師等迄相招御看病人も相重め頼置候、芳
圖迄茂今晚は泊具候事、

一五日、六日、七日、八日御同変なから段々御様体衰へ
させられ、何篇日ニ増御大切被為成、九日七ツ時分過
終ニ御養生不被為叶奉絶言語候、右次第御煩ひ被為重
候ニ付折角御側不去様心掛、五日後は委細之書留等も
不相調候事、

一七月十日、興国寺先塋ニ御葬送、導師当分興国寺無住
ニ付南林寺台鷺相頼、三仏寺ニ而奉葬
御遺髪は先例之通大口泉徳寺江奉納候事、

御法号

顯高院殿道海葦舟大居士
(新納久命)

一父上様御病氣ニ付拙者儀も看病御暇之願書、六月廿八

日月番御用人上野善兵衛江差出置候処、翌廿九日願之

通一七日御暇被下候、願書混雜ニ而致紛失候事、

〔朱書〕
「願之通御暇被下候、

七月 久馬

口上覚

私養父新納葦舟事、病氣有之難見放御座候ニ付、日数
七日看病御暇之願申上候処、先月廿九日より願之通御
暇被成下、付添看病仕候得共、今以快方無之御暇日数
茂今日迄答合申候間、又々日数七日看病御暇被成下度
奉願候、左様御座候ハ、付添看病仕度奉存候、此等之
趣被仰上可被下儀奉頼候、以上、

寅七月六日 新納次郎四郎

右月番御用人嶋津主計殿江差出候処、則日願之通被

仰付候事、

口上覚

私共親類新納次郎四郎事、養父葦舟病氣有之依願看病御暇被下置候処、昨日致病死候付御暇差上申候、此段御届申上候、以上、

寅七月十日

肝付典膳

新納縫殿

右月番御用人嶋津主計殿江差出候事、

一忌中内与方支配下之儀は、同組鎌田典膳殿江相頼候事、

一右同地頭所之儀は桂權七郎殿江相頼候事、

一七月廿一日、顯高院様御石塔致建方候、且今朝大口木

之氏より芝原善四郎・上田清右衛門・松坂龜助・泉徳寺住持、御遺髪之御迎として差越候事、

一同廿二日、御中陰御法事於不遷院致御執行候ニ付、役人兼田八郎次為相詰候、左候而御石塔相建候、御点眼供養も相頼候、且泉徳寺も参居候付是亦御飄経いたし候、尤今日御中陰は至極軽く致執行候ニ付、矢太右衛

門・仲左衛門・加左衛門・次左衛門・東郷一介等相招酒共寄合候事、

一同廿三日、御遺髪泉徳寺奉守、芝原善四郎・上田清右衛門・黒木三左衛門・飯田仁助御供いたし、今朝爰元罷立候、御遺髪は小壺ニ入外箱杉ニ而相調白木綿覆掛け、其上を油紙包ニいたし、泉徳寺首ニ掛守上候様ニ仕立差越候、今晚は溝邊江御一宿、明日泉徳寺江御入寺之上は仏壇ニ納上置、御石棺出来之上納上候様申達置候事、

一八月朔日、木之氏家来弓削彦八・四元小金差越

顯高院様御石塔之石致吟味候処、大口之内末之浦と云所之石宜敷候段申出候間、右場所之石ニ而御石塔切調候様申付、左候而御石塔之御銘書調同三日差立帰し候、御石塔成就之上ハ爰許より拙者代参として誰ぞ可差遣段も申付置候、御石棺之銘左之通、

新納内藏久命老号葦舟、文政十三年庚寅七月九日死

去、法名顯高院殿道海葦舟大居士、葬遗体于府下興
國寺藏遺髪于此

御石塔御法号は爰元之御石塔同様相記候様申遣候事、

一 八月九日、顯高院様四拾九日御法事、於不遷院致執行
候付、五過より差越相詰候、外ニ新納矢太右衛門・用
頼川崎次左衛門・役人兼田八郎次ニ而、御法事并御墓
所御塔婆供養迄も相濟候而罷帰候、右御法事は迄之仕
来不遷院ニ而候得共、当分無住故右寺之格ニ而本寺ニ
而致執行、且興國寺住持も差支有之、福昌寺会中法類
來田和尚參り導師相勤、外ニ維那等衆僧四人ニ而致御
執行候、左候而今日於宅類中は勿論、兼而被致出入御
病中より預世話候面々相招酒・飯共振廻候、且又翌十日
於役所八郎次初、家来又木加右衛門・黒岩利兵衛・徳
田助右衛門・新保長右衛門・松雪辰之助・森山民之助
・弓削萬右衛門・蒲田清右衛門・蒲田休之進・平田孫
七・武田宗之丞・竹村三助・前田興右衛門・安藤十郎
・飯田仁助・下男勘右衛門・新助・早助等、御病中よ

り御死去後万事致太儀候間、御法事之残り酒・飯・菓
子共緩々戴かせ候事、

一 御自分事忌中ニ而候得共、御用差支候ニ付忌被成御免
候条、明日より可被致出勤旨、信濃殿依御差図申達候、
以上、

八月十二日

北郷權五郎

新納次郎四郎殿

私事、忌中ニ而候得共御用差支候付、忌被成御免候条
明日より可致出勤旨、信濃殿依御差図被仰渡趣奉畏候
為御請如斯御座候、以上、

八月十二日

新納次郎四郎

北郷權五郎様

右御受書料紙等毎之通ニ而差出ス、

一 八月十八日、摂州兵庫町人堂屋助右衛門、此内より罷
下居近日帰郷之由ニ付、未忌中ながら他所人ニ而無抛

今日相招候、就而は忌中なから他所人之詛を以、新納
矢太右衛門等計ひニ而魚肉之致馳走候、亭主振として
右矢太右衛門并畠山甚六・敷根仲太・徳田新左衛門相
頼候、助右衛門ニハ七ツ後より参り、夜入五時分罷立
候事、

一 八月廿日、(島津忠厚)盛徳院様御正忌日に付、拙者より式朱銀一
片太興寺江差上、軽く御靈膳差上呉候様法印ニ頼遣し、
御影向いたし候事、

口上覚

私支配下河野六郎事聊之事聊之儀にて禁足申付候、右
ニ付而は兼而申付様不行届大形之至奉存候、依之差扣
奉伺候、此旨被仰上可被下儀奉頼候、以上、

寅八月廿五日

新納次郎四郎

右之通月番御用人江申出、左候而勤方何様可致哉之旨
相伺候処、不及遠慮旨被仰渡候事、

一 御自分事明三日五時久馬殿於宅誓詞被仰付候間可被罷
出候、病氣等候へ、刻限前以届可被申出候、以上、

十月二日

比志嶋相馬

新納次郎四郎殿

私事、明三日五時久馬殿於御宅誓詞被仰付候間、可罷
出旨病氣等候へ、刻限前以御届可申出旨、被仰渡趣奉
畏候、以上、

十月二日

新納次郎四郎

比志嶋相馬様

一

新納次郎四郎

右は支配下之者共聊之儀にて禁足被申付候、右ニ付而
は兼而申付様不行届大形之旨銘々差招被相伺候得共、
不及御咎目候、向後可被入念候、

右可申渡候、

十一月

丹波

一新納矢太右衛門時升母は宝曆十一年己之生れにて、こ
とし文政十三年寅七拾歳なられ候まゝ、十一月廿八日

氏神祭に混し賀を祝へれし時

寄泉祝 久仰

七十の後も齡のなかゝれと

いわふ泉の清きさかつき

〔朱書〕
一時升老母其後七拾八歳にて死去也、

一御自分事御小姓与番頭江御役替被仰付、当年頭迄は御

礼不相濟候処、其以後御礼相濟候得共、家ニ付進上物

被致来候間、来年頭より家ニ付御太刀進上被仰付候、

尤年々仰渡は無之候、此旨主殿殿被仰候、以上、

十二月廿三日 嶋津主計

川田求馬

新納次郎四郎殿

候、為御請如斯御座候、以上、

十二月廿三日 新納次郎四郎

嶋津主計様

川田求馬様

志布志蓬原村之内

大久保門

一高式拾式石三斗八升三合九夕六才

内田高拾四石七斗八升六合四才

内三石式斗五升八合八夕七才 損高

畠高七石五斗九升七合九夕七才

串良岡崎村之内

大藪屋敷

一高式拾石式斗式升九夕七才

内田高拾八石三斗五合六夕六才

畠高石九斗壹升四合五夕八才

上木高七夕三才

市來川上村之内

秋丸門

私事、御小姓与番頭江御役替被仰付候ニ付、当年頭迄は御礼不相濟候処、其以後御礼相濟候へ共、家ニ付進上物被仰付来候間、来年頭より家ニ付御太刀進上被仰付候、尤も年々仰渡無之候旨主殿殿依仰被仰渡趣奉畏

一高拾四石六合四才

内田高拾貳石八斗五升三合六夕七才

畠高卷石卷斗五升貳合三夕七才

加久藤永山村之内

上午田門

一高三拾貳石七斗九升六合四夕六才

内田高三拾貳石三斗六升五合六夕三才

内三斗三升九合五夕八才 損高

畠高四斗貳升五合

上木高五合八夕三才

霧田神子村之内

外藪屋敷

一高貳拾石六斗五升四合九夕九才

内田高拾九石貳斗卷升三合七夕四才

畠高卷石三斗九升四合四夕八才

上木高四升六合七夕七才

曾於郡松永村之内

平原屋敷

一高拾六石卷斗貳升三合貳才

内田高拾三石貳斗七合貳夕九才

畠高貳石九斗卷升三合五夕四才

上木高貳合卷夕九才

帖佐東餅田村之内

外岩根門

一高貳拾卷石九斗九升三合七夕五才

内田高拾八石九斗八升卷合貳夕五才

内八升六合四夕六才 損高

畠高三石卷升貳合五夕

串良小原村庄屋浮免之内

浮免

一高九石五斗三升四夕九才

内田高九石貳斗貳合八才

畠高貳斗貳升八合四夕卷才

郡山東俣村盛田門浮免之内

浮免

一高貳石

内田高卷石八斗式升七合八才

畠高卷斗七升式合九夕式才

吉松川添村米藏門浮免之内

浮免

一田高式石八斗八升五合式夕四才

樋脇塔之原村上前浮免之内

浮免

一田高式石三斗四合式夕七才

出水上鱒淵村天神門之内

浮免

一高式石六斗九升八合七夕五才

内田高式石五斗卷升四夕式才

畠高卷斗八升八合三夕三才

谷山五ヶ別府村浮免之内

浮免

一田高三石八斗八升式合九夕卷才

郡山郡山村五浮免之内

浮免

一高三石式升八合卷夕五才

内田高式石五斗五升七合三夕式才

畠高四斗七升八夕三才

始羅郡山田大山村出水門之内

浮免

一高三石三斗三升四合四夕九才

内田高三石式斗六升六合七才

畠高六升八合四夕式才

川邊古殿村浮免之内

浮免

一高卷石八斗式升七合三夕七才

内田高卷石六斗八升九合九夕八才

畠高卷斗三升七合三夕九才

志布志蓬原村諏訪門浮免之内

浮免

一田高三斗式升九合卷夕四才 損高

拾七口

合高百八拾石

内四石卷升四合五才 損高

右知行高、新納次郎四郎御小姓与番頭江御役替被仰付、御役料高百八拾石被下候旨、文政十二年丑十一月廿三日島津藤次郎御取次証文を以て被仰渡令支配候間、可有取納者也、

長束市郎右衛門

文政十三年庚寅九月廿五日

赤松 主水

御勘定奉行勤

鳴津 登

右名寄帳老冊、文政十三年寅十二月廿五日登殿より用頼代川崎次左衛門江、芍薬之間縁頼ニ而被相渡拝受いたし候事、

文政十三年寅年十二月

鎌田休之進殿江合力一件

本文寅十二月十七日休之進殿方より被遣候間書写

し置、同廿日義岡藏人殿方江次渡し置候事、

別紙之通私所帯取統方之儀ニ付、赤松主水より親類中

江及御相談度候へ共、私統合等之儀委敷不相分候間、私ニも披見之上名前書入致順達候様承、別冊相添差上候間御順達被下度、其上ニ而書面之趣ニ付御存寄有之候御方は主水方江御相談被下度、いつれ飢寒之苦ミ無之様御救助被下度奉頼候、左候而此書付御順達之上留より主水方江御返納可被下候、以上、

十一月十八日

鎌田休之進

連光院様

伊集院藏人様

新納次郎四郎様

桂 宇右衛門様

山田新介様

義岡藏人様

小林外記様

山田 司様

岩切嘉藤次様

赤松新之丞様

鎌田休之進所帯方取統方之儀ニ付而は、先年亡父造酒

より御相談之上取極置候得共、尚又為御納得申上置候趣は、是迄御相談通年々高七拾石之所務米差統候得共、右之所務米ニ而は過分之及不足候筋相見得、所帶方極々困究ニ而、近年は見苦敷住居は勿論、飢寒之凌茂出来兼候体ニ相見得、右様成立候も畢竟万端不勘弁ニ而家政不行届筋ニ相聞得、当分通ニ而は何程合力いたし候而も詮立候筋相見得不申不頓着ニ而、今形召置候而は世評も如何敷、おのつから親類中ニ茂不行届筋ニ而面皮ニも相掛候儀致到来候儀は案中之事故、右様難渋仕候基致吟味候処、年々葉^ツ之儀は扱置、当分之居屋敷は御存之通在郷同前ニ而、隣家百姓勝ニ候得は世評不相憚、自儘之行跡も有之候故之事ニ而、薄々承候儀共も有之候、右ニ付而は亡父代よりも存寄之儀有之、当分之居屋敷ニ而は所帶方之取統は勿論、往々子共生立柄風俗も不宜敷心遣ニ茂存候付、親類中最寄之場所江相当之居屋敷茂候へ、転宅為仕度念願存候得共、夫程之余勢も出来兼、乍残念存生之内不相調、私ニも甚氣之毒千万存罷在候得共、家督後之儀は段々臨時之入価

も有之尚以所帶方致困究候得は、急々右様転宅為仕候儀存通不相調、併前文申上候通何れ茂今通ニ而召置候而は、此末何様之難渋筋致到来之程も難計、左候へは御互ニ迷惑ニ相及事候間等閑ニ難召置、何様尽吟味候而茂転宅之外ニ取締行届候見立も有之間敷と評議仕候折柄、幸山岡家江引統候所江似合之払居屋敷有之由承候付、別段右取入候余勢迎は無御座候付、年々差統候高七拾石之内拾石脇方江売払、右代錢を以相成修補等相加、転宅為仕候得は、当分ニ而は雨露之難儀は先此涯は無御座候間、此以後休之進家政不行届儀は勿論、取統方等之儀迄茂御互ニ申談時々致教訓度、第一取統方之儀ニ付而は、亡父より御相談申上置候七拾石之内前文通拾石は転宅之方江売払、残六拾石之所務米不相替合力可仕候間、以来非常之儀茂有之候節は、何分ニ茂御相談之上尚又合力茂可致候へ共、常式所帶方之儀ニ付六拾石之所務米ニ而不引足候節は、外御親類中より被仰談、飢寒之苦無之様御合力有之候筋御相談之上御治定有御座度、尤六拾石所務米之儀は張紙算面書之

通、月々飯料故実代屋敷石等差引申候得は、余分逆は

誠ニ纒計之事ニ候間、衣服迄は相届不申候間、被仰談

御相談被下度、私ニ茂休之進ニは最早從弟之統ニ相成、

殊ニ他家之儀ニも有之、所帯方も極々困窮罷成候付而

は、御相談之上六拾石之儀も引取、月々割合を以致合

力度旨吟味茂仕候得共、亡父代より御相談之上差統来

候合力高之儀ニも御座候得は、此節差当御断申入候而

は、御親類中迄茂御迷惑ニ相掛候儀は為差見得事候へ

は何共氣之毒ニ存、先是迄之通六拾石之所務米は無滞

差統可申候間、右外所帯方ニ付不足分之儀は差構不申

候間、右之処も御聞届被置被下度此旨為御納得申上置

候、尚又委細之儀は亡父より御相談之上取究置候一冊

之趣意通之事候間、為御見合相添差上候間、御覽濟之

後は一冊は御返却可被下候、以上、

十月

赤松主水

鎌田家

御親類中様

本文ニ付

高六拾石

所務米拾六石五斗六升

但真赤半分

内

拾貳石

家内人数七人

但壹ヶ月壹石ツ、飯料

貳石七斗七升

錢にして拾八貫文

但

壹石ニ付六貫五百文、并之直成壹ヶ月壹貫五百

文ツ、十二月分故、実野菜・薪代

右相場之儀は当損・永損上見等引入之不及沙汰差上儀

ニ付而は、此方持高之儀直取納高相少、諸所出物藏入

高過分之事ニ而、外場・内場取分過米等も被相渡事候

間、月々飯料も現米無之節は右并直成ニ而差遣可申、

勿論当時高壹石ニ付貳分銀上納をも仕事候付、右所務

米之内より可致差引儀候得共、是以不及差引算面ニ而

御座候、

七斗式升五合起

右巷行屋敷石

差引

壹石六升五合

右余米之儀十二月渡之節皆済相渡候様可致候、

右は年中飯料故実代之儀は、一所ニ相渡候而は仕込ニ相成、年末ニは過分之不足ニ相及儀は相違茂有之間敷存候間、右来卯年正月より月々右算面之割を以朔日・十日・廿日と三度ツ、相渡候筋相究置候ハ、徒ニ召仕候儀も無之、兎哉角なから年中取統可申と致吟味候、併尚又被仰談御存寄之儀も御座候ハ、無御遠慮承度候、一所ニ相渡筋ニ御座候得は、此方ニは面働ニも不相掛仕合ニ候得共、前文申上通仕込ニ相成候儀は相違有之間敷と存候ニ付、右算面之通差統度存申候、
本文ニ付

一米壹石五升八合

右巷行丑十月より寅九月迄壹ヶ年分七拾石之所務差

統過、

一米四石壹斗

右寅十月より当月十六日迄差統置候、

一米四斗

右当月中今十七日より先き飯料見當、

一米壹石

右十二月中飯料

右は先年来十月より九月迄壹ヶ年之一仕切ニ相究置、高七拾石之所務差統来候処、此節より御相談申上候通来正月より十二月迄一仕切ニいたし、高六拾石之所務差統儀ニ付而は、右之通前年之渡過、其上当十月より十二月迄之飯料等差統過ニ相成候分は、来年之統料致差引候ハ、余米無之猶又難渋之筈と相考申候間、右之分ハ余計ニ致合力候間左様御心得可被成候、本文ニ茂申進候通此上は衣類等之儀は不相叶候間、被仰談御合力有之度此段茂申進候、以上、

但十月より十二月迄は余計之合力米差統申儀ニ御座

候間、乍此上不足之分茂御座候ハ、亡父代御相談

申進置候通被仰談御合力被下度候、

十一月十七日

鎌田家江御統方一件之書付写

此節鎌田一藤太致病死候ニ付、休之進家内取統方左ニ御相談申上候、先年頼娃信濃殿より実弟事養父衛守困究之段被聞召通候付、相応之居屋敷相求致同居介抱仕候様被仰渡、其節当分之居住武村之内借地江為引移、一藤太一世百石之所務米、年々差遣介抱為仕候趣共御届申上置候処、其後衛守夫婦及病死、一藤太ニ茂長病罷成無是非隠居迄茂奉願、右旁之災殃打重り中々百石之所務米ニ而は年々過分之及不足、亡父存生内より所務外ニ茂時々不如意無之様差統来候得共、私事度々之旅行并非常之災殃ニ而近年所帶方別而難渋罷成、以前通合力迎茂調兼、百石之所務外は当難のミを為相凌候位ニ而召置候処、一藤太死去ニ付而は、此節より治定通おのつから百石之所務茂不差統管候得共、夫ニ而は鎌田家取統方則より及難渋管候間、私用頼共へ為致吟味候処、是迄通ニ而は親存生之内御届迄茂申上極置候

通詮茂立兼、且亡父并実弟過去候得は追々統も遠罷成候間、他家江附屬高とは訳合茂相替り、持高之内所務米及永年差統候儀、世并ニ準シ候方相当之儀と被存候、然共鎌田家取統ニ付而は外ニ御親類御相談有之度と之趣共承候付、是以無抛趣ニ而、右所務米差統候儀用頼共吟味通取計度候得共、當時之世柄此涯外ニ^{宜カ}尽工面有之程合無覺束候、左候へは当日より飢寒之凌茂出来兼間柄難黙止次第故、休之進往々職祿等致頂戴候欵又々何ぞ御心附等被仰付迄、右百石之所務米之内別紙算面書之通一往合力仕置、残米ハ乍纒ニ而も是迄難渋之節ニ致時借等多年及失礼居候向江、年々少々宛ニ而茂致返済度、右様取計候乍上茂、非常之入価致到来候節は、外御親類中被仰談御合力御座候様御治定被成置度、勿論一藤太存生之内は定而皆々様御聞及茂候半、病身之被侵痛苦候哉不勘弁之家政のミ候得は、時々合力品迎茂都而当弁迄ニ而、即ニ仕捨何事茂詮立兼候付、用頼家来共茂不落着之儀共折々承候へ共、病身之儀不及力夫形召置候処、此節休之進家主江相備り候上は、右通

旧式之家政共屹と此涯相改、御類中御下知を受、小事たり共無益之儀心を用、未無役之身分候へは稽古事等之透ニは竹細工ニ而も取企、家内女子共ハ婦人相当之手業也共為取習、家来下人は野菜作・薪取等ニ朝夕之透ニ召仕候ハ、乍纔茂算面外夫丈之余勢も可有之哉、當時格別成家柄之内ニも困究難堪、右式之手業を以致渡世候茂段々承候間、何そ身分不相当之儀と恥辱之世評茂有之間敷哉、第一当分之居屋敷は在郷同前ニ而隣家百姓勝ニ候得は、往々子共生育柄風俗茂不宜、御互ニ心遣ニも被存候付、親類中最寄之場所江相当之居屋敷も候ハ、漸々と転宅為仕如何可有御座哉、乍併是迎も余勢之見当無之而は難調事候ニ付、此一事は得と致吟味宜工面も御座候ハ、追々御互ニ遂御相談度候、右旁前文之通次第三ニ而も差上、御銘々御相談申上度候へ共、口達ニ而は意味違なる申様も難計御座候故、書面にてハ余り事々敷茂相考候得共、一存之程大意書認取統之算面書相添御手前様迄及御相談候、私事閑暇之身分罷成候付、追々願之上拘地等江旅行之内存御座候

故、一藤太存生之内通等閑召置候而は心遣ニも被存候間、此涯御類中様方御相談之上治定仕置度候ニ付、乍御面働此段御相談被下度御頼申上候、以上、

四月十八日

造酒

新介様

御所帯方御難渋ニ付、去々寅十二月赤松家より書付を以被仰聞趣致承知候、御難渋ニ付而は時々御合力仕答御座候得共、私事全体少高ニ而多人數之家内介抱仕、其上家ニ付不遁親類共茂極難渋之者有之、過分之合力茂仕、手前別而困窮ニ罷在候ニ付、非常之御難渋筋御到来之節はおのつから相応之御合力仕候得共、常式之儀ニ付而は御合力は御断申上候、此段御聞被置可被下候、以上、

九月十四日

新納次郎四郎

鎌田休之進様

御親類鎌田休之進殿所帯方極難渋ニ付、去々寅十二月赤松家より書付を以被仰聞趣致承知候、然処鎌田家江統合之儀は私曾祖母ニ当り桂香院事、湯地家ニ而致

出生幼少より大奥江御奉公仕居候処、中年ニ罷成上様御沙汰有之、休之進殿御先祖政興殿養女ニ相成、御暇之砌曾祖父内藏縁組仕長命ニ而相果申候、続合ハ右通最早遠く相成候、其上第一は私事全体少高ニ而多人數之家内介抱仕、且家ニ付不通親類之内極難渋之者段々有之過分之合力茂仕、手前別而困究ニ罷在候、右ニ付而は鎌田家之儀実子とは訳茂相替り、続合茂遠く罷成申候ニ付、非常之御難渋筋到来之節ハおのつから続合相応之御合力は可致候得共、常式之儀ニ付而は御合力は御断申上候、此段いづれ茂様御聞届被置可被下候、以上、

九月十四日

新納次郎四郎

建光院様

伊集院藏人様

赤松主水様

桂宇右衛門様

山田新介様

義岡藏人様

小林外記様

山田司様

岩切嘉藤次様

赤松新之丞様

追而、乍略儀御連名を以申上候付、乍御面働御廻文之上留より私方江御返し可被下候、

一御切米四拾俵

新納次郎四郎年季拘(抱)

家来
唐本通事

黑岩利兵衛

右は多年唐語致修練唐船方御用無滞相勤候ニ付、旁取訳を以御切米相重、右之通為取置候条、猶又心掛念事御用可相勤候、

右可申渡候、

〔朱書〕
一文政十三年寅十二月廿七日

十二月

信濃

唐本通事
新納次郎四郎

年季拘家来(抱)
黑岩利兵衛

唐稽古通事
鎌田藤四郎家来
濱田仲太郎

右同
甌島郷士
是枝軍右衛門

右同
加世田郷士
橋口五助

唐通事稽古
甌島郷士
是枝軍兵衛

右は去年十一月下甌島へ地廻唐船老艘漂着、為通事差越相勤居候処、滞船中風雨ニ而俄ニ大時化ニ相成逢難船、旁非常之御用向ニ付唐人對話別而出精御用無滞相弁候段相聞得、心掛宜敷候、此旨可申聞置候事、

右可申渡候、

十二月 但馬

右は寅十二月廿八日被仰渡候筋を以、卯正月五日致承知候事、

一天保二年辛卯正月十七日、申刻女子誕生、母は久敦女、于時久仰廿五歳、母久十七歳、

一同拾八日、東郷長之助實 江相頼産弓致執行後、左候而東郷氏江為謝礼白銀二匁差贈候事、

一同廿三日、七夜相立候ニ付先規之通名を鐵と付与致候事、

(朱書)
一願之通御暇被下候、

正月 丹波

口上寛

私事、長々腹之痛有之、段々尽手薬用等仕候得共寸切と全快不仕、此上は湯治相応可仕療医より承申候間、三廻御暇被成下度奉願候、左様御座候ハ、日當山温泉江差越得と養生仕度奉存候、尤療医証文相添差上申候、此等之趣被仰上可被下儀奉願候、以上、

卯正月廿五日 新納次郎四郎

証文

新納次郎四郎事長々腹之痛有之、尽手療治仕候へ共未
寸切と全快不仕候、此上は何れ之筋温泉相応可仕及見
申候、依而証文如斯御座候、以上、

嶋津主計組

御小姓与

表医師

相良淡齋印

卯正月廿五日

右之通相認月番御用人嶋津主計江差出候処、同廿九日
御張紙を以願之通被仰渡候段、同人取次を以被仰渡候
事、

一 正月廿九日、六ッ過打立家来武田宗之丞・下男早助召
列國分内村湯治として差越候、尤吉野筋白金坂を下り
諸所江休ミ、七ッ過比内村湯之元江致着候、荷物等は
昨日便船有之、安藤十郎へ才領申付下町より船ニ而國
分濱之市江差廻候、夫より今四後湯之元江致着候、旅
着等^宿之手当いたし居候、然共湯坪安外ニ悪敷都而泥湯
ニ而致入湯兼候ニ付、翌二月初日朝荷物取集主従四人
打立安楽之様ニ場所替いたし候、道法式里余有之候ニ

付無程着致、百姓喜十と申者居宅借入致旅宿候、左候
而此節之湯治は鹿府より迫水善左衛門申談置候間、是
亦二月初日鹿府打立國分江被差越候処、拙者儀右次第
ニ付同断安楽之様同二日昼過ニ差越、夫より湯治中毎
日ニて取合候、殊ニ嫡子孫次郎・二男五納右衛門召列
被差越候間賑々敷候、左候而二月廿二日善左衛門父子
三人・拙者列立罷帰候、安藤十郎事は此節も荷物を才
領為致國分の様差返し候、濱之市より乗船之手当申付
置、拙者共は陸路罷通り重富迄差越候処、折節脇元よ
り便船有之致乗船、同日暮時分鹿府下津畑へ無滞着船
ニ而銘々帰宅いたし候、右湯治御暇之儀は矢張り日當
山温泉ニ而召置、二月二日より差越候御届申出置、同
廿五日迄管合之賦ニ付、廿三日ニ罷出今曉罷帰候、残
り日数二日差上候趣御用人江申出置候事、
但安藤十郎事は順風無之同廿六日致帰着候事、
一 三月三日、女子鐵初而産土神窪田諏方大明神江致宮參
候而、帰り掛諏訪治部殿所江立寄帰宅、

但諏方大明神江青銅百足致進納、片舞神楽奉奏候事、

一女子鐵事、何茂無障成人いたし候所、六月十六日昼比

より吐乳有之少々熱気発し候ニ付、早速医師相良淡齋

相頼薬用いたし候処、暫時は快き方ニ見得候へ共又々

相替り、追々引釣り等出段々煩相増瞬息之間ニ大切之

様体相成、夜入五時分終に養生不相叶天亡、言語を絶

し候事共なり、依之翌十七日興国寺へ葬送、法名春生

苗影童女、

一葬式ニ付而は類中并兼而出入之面々、打寄り致世話給

候而、手当等左之通ニ而候、

一法船 一上屋

但壺 但白油竈引廻候

一上屋受台二重 一血脈

一頭陀袋 一位牌

一位牌受台 一香炉一ツ

一茶碗二ツ 一白張挑灯二ツ

一紋付挑灯二ツ 一番木屋

一出家式人

内者人鑑司 但布施三百文

者人伴僧 但布施百文

一靈膳上僧者人

一供廻り

納殿式人 不及葬衣上下着

家来式人 上下着

女中式人 但葬衣着

小者者人

右之通手当有之候、

一経帷子 一前卓

一行水 一借綱

一夫蓋 一本明松

一燈爐 一幡

一引導師

右九行は天亡之事故不及手当候、

一石塔之儀は日数相立六角竿ニ観音像致建立候、石切山

田龍助請合、代錢四貫五百文ニ而致出来候事、

〔朱書〕
「願之通御暇被下候、

七月

但馬

一 口上覚

私事、明後九日亡養父一周忌法事仕候付、終日御暇被成下度奉願候、此等之趣被仰上可被下儀奉願候、以上、

卯七月七日

新納次郎四郎

右之通月番御用人川田求馬江差出置候処、翌八日願之通被仰付候、左候而法事相仕廻、翌十日拙者病氣ニ付名代小林齋宮殿を以て、昨日終日御暇被下難有奉存候との趣御礼川田求馬へ申出置候事、

一 御用之儀候間明廿八日四時可被罷出旨、但馬殿依御差

凶申達候、以上、

但名越右膳江茂御用申渡置候間、申談老人可被罷出

候、

七月廿七日

町田少兵衛

新納次郎四郎殿

御用之儀候間明廿八日四時可罷出旨、但馬殿依御差凶被仰渡趣奉畏候、為御請如斯御座候、以上、

但名越右膳江茂御用被仰渡置候付、申談老人可罷出

旨被仰渡趣是亦奉畏候、

七月廿七日

新納次郎四郎

町田少兵衛様

料紙等毎之通ニ而差出ス、

右ニ付翌廿八日右膳申談拙者罷出候処、於御用人座御目付川上吉次郎席詰ニ而、町田少兵衛御取次口達ニ而左之通被仰渡候、

但馬殿より

新納次郎四郎

谷川清次郎

右は平田平太左衛門妹、谷川休次郎へ縁組為仕置候処、不縁ニ有之離別之願申出、願之通被仰付候、

但谷川氏親類右清次郎一所ニ罷出致承知候事、

右之通御免被仰付候ニ付、但馬殿・少兵衛へ口上書を

以御礼廻いたし候事、

〔朱書〕
一願之通被仰付候、

七月

主殿」

口上覚

私共事、当八朔御太刀并中紙進上仕御礼申上等御座候
処奏者勤方ニ付差支申候間、進上物納ニ被仰付度奉存
候、以上、

七月廿七日

新納次郎四郎

外ニ七人

口上覚

私共事、年頭八朔ニ付諸士江
御目見被仰付候節、奏者番より御都合申上候儀と相心
得居今更大形至極奉存候、依之差扣奉伺候間、此等之
趣被仰上可被下儀奉頼候、以上、

卯八月七日

鳴津頼母

鳴津藏人

新納次郎四郎

右は御目付より御都合申上候儀を、奏者番より申上事
と心得違、山吹之間奏者番一同并御用人座より伊勢亘
差扣被相伺候事、

右拙者共差扣之儀御用人鳴津矢柄江差出、勤方之儀は
何様可致哉之旨相伺候処、不及遠慮段同人取次を以被
仰渡候事

口上覚

私共事、不行届儀有之差扣奉伺候、御目通之儀何様可
仕哉奉得御差図候、以上、

卯八月十三日

鳴津頼母

鳴津藏人

新納次郎四郎

右月番御用人伊勢亘江差出候処、不及遠慮旨翌十四日
同人取次ニ而被仰渡候事、

〔朱書〕
一願之通御暇被下候、

八月

丹波

口上覚

私事、坊津一乘院江先祖之墓参有之、此涯墓参仕度御座候間、日数十五日御暇被成下度奉願候、此旨被仰上可被下儀奉願候、以上、

卯八月三日

新納次郎四郎

右月番御用人伊勢亘殿江差出置候処、同六日同人取次ニ而願之通御暇被下候事、

右之通御暇被成下置、近々打立畠山家先祖之墓参いたし度相合居候処、前条差扣之儀到来涯ニ墓参不相叶候付、御暇差上候儀左之通申出候事、

口上覚

私事、坊津一乘院先祖之墓有之、依願日数拾五日墓参御暇被下置候処、内々無抛儀有之此涯差越申儀難相調御座候間、御暇差上申度奉存候、此旨被仰上可被下儀奉願候、以上、

卯八月廿一日

新納次郎四郎

右之通月番御用人伊勢亘殿江申出置候処、丹波殿被聞召置候段同人御取次ニ而被仰渡、書付被相下候事、

〔朱書〕

「此表願年数相減琉球之儀は来ル申年卷ケ年、道之嶋之儀は来ル未年卷年願之通申付候条、如例可申渡候也、

卯九月十六日

御勝手方印

取次

北條織部

御船奉行

三嶋砂糖惣御買入方掛

御役々

物奉行

御代官

砂糖方

御代官

右朱書之通、天保二年卯九月十六日織部を以御免許被仰付候事、

口上覚

琉球并道之嶋より積登候砂糖、三嶋方御買入砂糖、外

都而地他国出御手形取次支配人御免被仰付被下度、左
ニ奉願上候、

一 御礼銀五拾枚

但沓ヶ年銀拾枚ツ、年々先納仕申度奉存候、

右は今和泉御屋敷江去寅年より先キ年数五ヶ年御免許
被仰付置候段伝承知仕候ニ付、御年限跡引続来ル末年
より先キ年数五ヶ年、右御屋敷江当分御免被仰付置候
同様御仕向通ニ而、砂糖壹斤ニ付沓文ツ、支配料相請
取候様御免許被仰付被下度奉願上候、尤御礼銀先上納
仕申度奉存候間、乍纒茂御益筋相備申候間、何卒右之
御取訖を以奉願上候通御免許被仰付被下度、当御時節
柄誠以恐至極奉存上候得共、此段成合候様被仰上可被
下儀奉願上候、以上、

卯八月

畠山陽之介家来

朝倉伊右衛門印

御役人衆

右申出趣別条無御座候段承届候間、奉願上候通何卒御
免許被仰付被下候様被仰上可被下儀奉願上候、以上、

卯八月

畠山陽之介家来

橋八郎左衛門印

御用頼衆

右之通奉願上候段畠山陽之介被承届、此旨私より申上
候様被申聞候、以上、

卯八月

用頼代

敷根仲太

御内意覚

私親類畠山陽之介事、所帯方脱体困究之上打続不幸等
有之及入価、持高迎は纒百七拾七石余有之候得共、其
内先年来拝借上地并他借之方江百石余振向置、残り高
七拾七石を以難去家内拾余人介抱仕候得は、誠極難渋
之取続ニ而今日之経営さへ調兼罷在候、然処最早元服
等茂不奉願候而不叶年生ニ罷成候得共、前文之成行ニ
而中々自力ニ相調丈ニ而無御座、殊ニ継目御礼を茂未
申上旁以当惑仕居候次第御座候、依之当御時節柄御繁
多之砌恐多候得共、別紙陽之介家来朝倉伊右衛門より
奉願候砂糖手形取次支配人何卒願之通被仰付被下度、

左候得は余勢銀陽之介方江差出可申旨親類中迄申出候間、以御蔭繼目御礼并元服をも家格之通奉願、往々御奉公方為仕度念願奉存候、此等之趣を以成合候様御内意被仰上可被下儀奉頼候、以上、

八月

新納次郎四郎

口上覚

〔朱書〕
「本文ニ付天保三年辰二月廿八日

御直元服被仰付候、」

私親類畠山陽之介事、当年拾老歳罷成申候間、御序を以元服被仰付被下度奉願候、進上物之儀は御折六合・御樽三荷・御太刀・銀馬代進上仕来申候間、不相替被仰付被下度奉願候、此旨被仰上可被下儀奉頼候、以上、

九月廿九日

新納次郎四郎

口上覚

願名

數馬

〔朱書〕
「本文願之通被仰付候、奥ニ書記置、」

右は私親類畠山陽之介事、此節元服之願別紙を以申上

候、依之御差支無御座候ハ、右之通名替被仰付被下度奉願候、此等之趣被仰上可被下儀奉頼候、以上、

〔朱書〕
「天保二年卯」

九月廿九日

新納次郎四郎

右式通料紙杉原堅紙ニ相認、大身分觸役所書役久留軍兵衛へ用頼代大野休右衛門より差出置候事、

一御用之儀候間朔日四時可被罷出旨、主殿殿依仰此段申達候、以上、

十一月晦日

鳴津矢柄

新納次郎四郎殿

御用之儀候間朔日四時可罷出旨、主殿殿依仰被仰渡趣奉畏候、為御請如斯御座候、以上、

十一月晦日

新納次郎四郎

鳴津矢柄様

料紙等毎之通ニ而差出ス、

一翌十二月朔日罷出候処、於御用人座御目付村田甚左衛門席詰ニ而、宮之原式部一所ニ矢柄取次を以左之通、

十二月

主殿

新納次郎四郎

宮之原式部

乍恐口上覚

一鮪鯉骨粕

一御礼銀五枚

但年々十二月限上納可仕候、

一年數十ヶ年

十二月朔日

主殿

右之通被仰付候間主殿殿并矢柄江御礼廻致候事、
一同日御側御用人取次ニ而左之通、

北郷主膳

市田主税

右来年頭表御年男被

被下儀奉頼候、以上、

仰付候付、勤内御近習通被仰付候、

〔朱書〕
「文政十年」
亥五月

新納内藏家来
徳田直助

新納次郎四郎

宮之原式部

御役人衆中

右来年頭表御年男手代被

右ニ付役人用頼次書例之通、

仰付候ニ付、稽古等之節は御近習江罷通候様被仰付候、

〔朱書〕
「此表願年数相減、来ル辰年より先キ五ヶ年願之通申付候条如

右可申渡候、

例可申渡候也、」

亥十月十日

御勝手方印
取次

北條織部

町奉行

御船奉行

物奉行

郡奉行

右朱書之通、亥十月十日御勝手方御用人北條織部殿より川崎次右衛門承知候事、

乍恐口上覚

鮪鯉骨粕

右一手売買之儀、是迄之仕向通を以来辰年より先キ五ヶ年私江支配方御免被仰付置難有仕合奉存候、依之奉願上候右骨粕類外ニ茂段々被仰付置候段奉承知候付、来辰正月より取付申儀ニ付而は、当冬より其手当等仕事ニ而、彼是混雜之仕事も可有御座奉存候間、乍恐向々江被仰渡置被下度奉願上候、御繁多之御砌誠恐多奉存候得共、何卒此等之趣を以成合候様被仰上可被下様

奉頼候、以上、

(朱書)

「天保二年
卯九月

卯九月

新納次郎四郎家来
徳田直助

右ニ付役人用頼次書例之通故略ス、

右卯九月十九日御勝手方御用人島津壬生殿江用頼長野源助差遣候処、翌廿日用頼御用ニ而同人罷出候処、先年願通被仰付置候、其節向々江御証文を以被仰渡置候付、此節又々被仰渡候こと有間敷、骨粕買円方売捌方来辰年正月より取付候段、御船手又は郡方等江届申出候儀は此方吟味次第ニ候、尤御趣法江茂吟味ニ被相下候処、前文通之事候間、願書被相下候段嶋津壬生殿より被仰渡候筋を以、書役岩切助右衛門より源助承知致候事、

乍恐口上覚

鮪鯉骨粕

右一手売買之儀、来辰年より先キ五ヶ年私江支配方御免被仰付置難有仕合奉存候、依之右骨粕外ニ茂段々被仰付置候段奉承知候ニ付、来辰正月より取付申儀ニ付

而は、彼是混雜仕事茂可有御座哉奉存候付、向々江被仰渡置被下度当九月奉願候処、最初御証文を以被仰渡置候付、其儀ニ不及段承知仕候、然処当分御手網方御計相成候居申候哉ニ粗奉承知候間、右通取付方仕候而茂御差支有御座間敷哉、此旨奉伺候間、何分之儀被仰渡被下度奉願候、此等之趣被仰上可被下儀奉願候、以上、

〔朱書〕
「天保二年」

卯十一月

新納次郎四郎家来

徳田直助

御手網方

御見聞役様

御勘定所帳面之内

〔朱書〕
「加世田片浦御手網方取払、同所郷士之内志人丑九月より初而被召立候間、御勘定方之儀文政十三年寅八月九日吉利主馬取

次を以被仰渡候、左候而天保三辰年御引取相成候間、辰十二月迄之入払勘定首尾有之候様被仰渡候事、」

右卯十一月十九日、長野源助より御趣法方書役鶴丸猪

右衛門江差出候事、

右差出置候処、最初何様之訳ニ付右一手支配御免被仰付置候哉、成行書付を以申出候様致承知候付、左之通申出候事、

御内意之覚

私事、脱体困窮之取統ニ而罷在候処、養父儀御家老御役迄被仰付、過分之御役料等被成下恐入難有奉存候、然共以前之借財其外御役ニ付而は相応之行列茂有之、殊ニ江戸詰等茂被仰付、彼是過分之物入有之、持高辻は纔ニ百四拾石余有之候へは、都而他借を以相弁置候処、段々差廻り極困究ニ罷成候、折柄内藏儀病氣付御役御断申上、猶又困究ニ罷成候ニ付、前儀之成行御内意申上、家来徳田直助名前ニ而鮪鯉骨粕一手支配人被仰付被下度、左候ハ、余勢を以他借返弁仕、且家内介抱ニも仕度養父内藏より奉願候処、来辰正月より先キ年数五ヶ年御免許被仰付候旨、去ル亥年被仰渡難有仕合奉存候、然処内藏病氣長々養生仕候得共、快氣不仕終ニ病死仕候、右ニ付而は人參其外薬用ハ勿論、葬式等過分之入価ニ及候得は、猶又極々難渋之所帯方ニ罷

成候得共、前文之通鮪鯉骨粕一手支配人難有御免許被仰付置ニ付、右之見当ニ而他借彼是を以差繰仕罷在候

ニ付、来辰正月より支配方為仕度奉存候、右ニ付骨粕

支配方之類外ニ茂被仰付置候段奉承知候ニ付、来辰正

月より取付申儀ニ付而は当冬より其手当等仕事ニ而、

彼是混雜仕儀茂可有御座奉存候ニ付、向々江被仰渡置

被下度直助より先々月奉願候処、御免許之節向々江以

御証文被仰渡置候付、不及其儀段被仰渡猶又難有仕合

奉存候、然処当分骨粕支配方之類御手網方御計ニ相成

為申哉ニ粗承申候、弥其通為被仰付儀御座候得は見当

甚相違仕候間、何卒御心付之趣意相立候様被仰付被下

度、左様無御座候而は前文申上候通、江戸詰并病中死

後之物入取償之手段無御座、第一家内介抱茂調兼候付、

右御免許被仰付置候通不相替被仰付被下度奉願候、此

等之趣御内意を以成合候様被仰上可被下儀奉願候、以

上、

〔朱書〕
「天保二年」

卯十一月

新納次郎四郎

右卯十一月廿日御勝手方掛見聞役田畑眞助江長野源助より差出置候事、

一金三拾兩宛

新納次郎四郎

右は所帯方難波ニ付内々願之趣有之、家来徳田直助江

鮪鯉骨粕一手売支配方申付置候処、差支之訳有之此節

取揚申付候、右ニ付而は可及迷惑候間、別段之御取訳

を以来辰年より先キ五ヶ年年々十二月中、右之通被成

下候条可申渡候、

〔朱書〕
「天保十二年卯

二階堂」

十二月

主計

右之通、十二月朔日御勝手方御用人北條織部取次を以

被仰渡候条、難有承知いたし候事、

右通難有被仰付候間、同月十八日長野源助使ニ而左之

通諸所江御礼申述候事、

一肴一折 鯛式枚代錢壹貫五百四拾八文

一酒二樽 生酒壺盃ニ付八拾文ツ、

ノ 壹貫六百六拾四文

一千菓子一箱 代金貳歩

一煙草六斤 伊勢ヶ屋敷砂走砂ヶ町在合

右主計殿江

一肴一折ッ、 錢にして貳貫四百七拾貳文

一酒壹樽ッ、 生酒八盃入代錢にして壹貫六百六拾

四文

一粕平壹箱ッ、 代錢貳貫四百文

一煙草三斤ッ、 但伊勢ヶ屋敷同断

右御趣法方掛御用人有川藤左衛門・高田十郎右衛門

兩人江遣候、

一肴一折

一酒一樽

右御手網方蔵方目付田畑眞助江右之通取合差遣候事

〔朱書〕
「本文物奉行所御帳面内々書写し貰候事、」

一新納次郎四郎家来徳田直助江、鮪鯉骨粕一手売支配方

来辰年より先五ヶ年令免許置候得共、差支之訳有之此

節取揚申付候、左候而去寅十月小村猪之助外老人江金

五百兩御手網方へ上納ニ而令免許置候付、右上納金之

内より新納次郎四郎江、来辰年より先五ヶ年金三拾兩

ッ、年々十二月中被成下候条、如例可申渡候也、

卯十二月二日 御勝手方印

取次 嶋津壬生

町奉行

御船奉行

物奉行

郡奉行

〔朱書〕
「天保四年之事、」

一巳八月廿一日、御趣法方より用頼御用ニ付長野源助罷

出候処、三原藤五郎より内藏殿御退役之砌、為御心付

鮪鯉骨粕一手商売支配、家来徳田直助名前を以辰年よ

り先五ヶ年御免被仰付置候処、骨粕売支配方御手網方

御本手銀ニ被差向候間御取揚被仰付候ニ付、現金三拾

兩ッ、五ヶ年被成下旨被仰渡置候処、当分骨粕支配方

御仕向相替り、納り金逆も無御座候付、段々御吟味有

之候得共、御時節柄ニ而御金繰難相調、適為被仰付置

候儀ニ而は候得共、無抛御取返し被仰付候間、右之趣致承知候様治部殿より口達を以被仰渡候旨、三原藤五郎より致承知候事、

但昨辰年は御金三拾兩引寄夏分御渡被下、難有奉存

居候処、当年は右通御取上相成纜三拾兩にて打ち相成候次第、誠ニ致当惑候次第ニ候事、

表
御年男

北郷主膳

市田主税

手代

新納次郎四郎

宮之原式部

右来年頭御規式ニ付右之通被仰付置候処、御規式不被遊候、

御請旨被 仰出候、此旨可申渡候、

十二月

主殿

右之通、十二月七日月番御用人嶋津矢柄取次を以被仰渡候事、

一御用之儀候間、今八時親類致同道丹波殿宅江可被罷出候、病氣等候ハ、名代可被差出候、以上、

十二月九日

上野善兵衛

新納次郎四郎

御用之儀候間、今八時親類致同道丹波殿御宅江可罷出、

病氣等候ハ、名代可差出旨被仰渡候趣奉畏候、以上、

十二月九日

新納次郎四郎

上野善兵衛様

料紙毎之通ニ而差出ス、

右は外ニ同様被仰渡候御衆も有之事ニ而、同席二階堂

鞆負殿拙者名代も致承知給り、左之通被申越候事、

逼塞

新納次郎四郎

右は年頭八朔等ニ付諸士江

御目見被仰付候節、人数揃之届向心得違居候、大形ニ付差扣被相伺候、依之右之通被仰付候、

右可申渡候、

十二月九日

丹波

今日丹波殿宅江嶋津主税殿・北郷主殿殿・貴様御用之由ニ付、下拙兩人之名代承候間、御手前様御名代も承知いたし候処、別紙之通御用人上野善兵衛御取次ニ而被仰渡候、尤御用触御受書も則相認差出候段も箕田八郎より承申候、以上、

十二月九日

二階堂鞆負

新納次郎四郎

右之通被仰付候間、則より大門相しめ置小門通融ニ而何篇相慎候事、

一御自分事逼塞被仰付置候得共、御用候間今八時親類致同道信濃殿宅江可被罷出候、病氣等候ハ、名代可被差出候、以上、

十二月十六日

上野善兵衛

新納次郎四郎殿

右之通申来候間御受書差出答候得共、即刻罷出候間御受書は不差出候事、

一八時信濃殿宅江罷出候処、御用人上野善兵衛ニ而左之通、

新納次郎四郎

右全日逼塞赦免被仰付候条可申渡候、

十二月十六日

丹波

右之通被仰渡、尤嶋津主税・北郷主膳同断ニ而即刻信濃殿長髮御見分有之候事、

一用頼御用ニ而御用人より左之通被仰渡候、尤年頭御規式御次第書之内ニも相見得候得共、為見合書留置候事、
一地頭所無之、大番頭・寺社奉行・御勘定奉行・御小姓
与番頭・御側御用人・御用人・町奉行・御側役其外諸
地頭

於敷舞台

御三殿様

若殿様江進上之御太刀納之、

一川上源十郎・新納次郎四郎・中西十郎左衛門、家ニ付於敷舞台

御三殿様

若殿様江右同断御太刀納之、

一義岡藏人家ニ付

御三殿様

若殿様江右同断御太刀納之、

一納太刀之面々、江戸詰其外御当地江不相合又は病氣之

人は名代を以

御三殿様

若殿様江御太刀納之、

但忌中之人は親類より可被得差図候、

一諸郷士年寄・組頭耆人ツ、来年頭

御三殿様

若殿様江為御祝儀、正月四日より先キ参合次第於驚之間、御帳ニ相付退出候様可被申渡候、明所之郷ハ、大番頭より可被申渡候、

但両役之内差支候節は耆人可罷越候、

右之通被仰渡候条各可被得其意候、此旨主殿殿被仰候、以上、

卯十二月十九日

鳴津矢柄

一十二月廿六日、叔父畠山右源太義武君御死去被成候ニ付、定式之通忌服ニ而候事、

一天保三年壬辰正月より

御自分事忌中ニ而候得共御用差支候ニ付忌被成御免候条、明日より可被致出勤旨、久馬殿依御差図申達候、以上、

辰正月四日

鳴津矢柄

新納次郎四郎殿

私事、忌中ニ而候得共御用差支候付、忌被成御免候条、明日より可致出勤旨、久馬殿依御差図被仰渡趣奉畏候、為御請如斯御座候、以上、

正月四日

新納次郎四郎

鳴津矢柄様

料紙等毎之通ニ而さし出ス、

口上覚

私支配下之者共聞得之趣有之禁足申付候、右ニ付而は兼而申付様不行届大形之至奉存候、依之奉伺差扣候、此等之趣被仰上可被下儀奉頼候、以上、

辰二月十五日

新納次郎四郎

右之通月番御用人鳴津式部江差出、勤方何様可致哉之旨相伺候処、不及遠慮旨則日同人取次を以被仰渡候、

新納次郎四郎

右親類畠山陽之介元服之願被申出、来ル廿八日

御直元服被仰付候、御折六合・御樽三荷・御太刀銀・

馬代進上被仰付候、

右申渡可承向江茂可申渡候、

二月

信濃

右之通、二月十八日月番御用人北郷勘解由取次を以被

仰渡候事、

一陽之介元服之儀ニ付先日細々及御相談候処、今金三拾兩位茂御座候得は相濟候賦ニ付、式拾兩は貴様御才覚被下、拾兩余は我々方ニ而調達之筋相決候通ニ而、其後猶又野拙得と相考申候処、元服之一条初發より引受被下、殊ニ年内茂拾八兩御取替旁以厚御世話ニ罷成申候、其上又々式拾兩も御調達被下候へは、彼是四拾兩位ニ相成過分之御取替金、畢竟我々手短之故無是非訳とは乍申茂、誠ニ元服之一筋貴様一手に御引受被下候時宜相成、我々都而余所ニ罷成誠に氣之毒千万御座候間、先日は無難御受合之事候得共、若御差支之廉も御座候ハ、無御遠慮仲太迄被仰聞度、乍然用金調達之一筋御飛退被下候而は頓と致当惑候事ニ付、其儀は何卒御世話被成下度猶又御頼申上置候、我々手之限り相働申候社本意之儀御座候処、誠ニ氣之毒奉存候故心底之程申上置候、已上、

正月十八日

新納次郎四郎

菱刈八郎太様

新納次郎四郎

母久十八歳、

右は支配下之者共聊之儀有之先達而禁足被申付候、右ニ付而は兼而申付様不行届大形之旨、差扣被相伺候へ共不及御咎目候、向後可被入念候、

一同十九日、東郷十九郎實敬相頼産弓致執行候、左候而為謝礼白銀二匁差送り候事、

右可申渡候、

二月

信濃

右之通二月十九日月番御用人北郷勘解由取次を以被仰渡候事、

一同廿一日、七夜相立候付、先規之通幼名を萬太郎と致附与候事、

口上覚

私支配下河野六郎事先達而致喧嘩相果候、右ニ付而は兼而申付様不行届大形之至奉存候、依之奉伺差扣候、此旨被仰上可被下儀奉頼候、以上、

一御自分事産穢ニ而候得共、御用差支ニ付穢被成御免候条、明日より可被致出勤旨、久馬殿依御差図申達候、以上、

四月廿一日

伊勢亘

新納次郎四郎殿

辰二月廿日

新納次郎四郎

右之通月番御用人嶋津式部江差出、勤方之儀何様可仕哉之旨相伺候候、不及遠慮旨同人取次を以被仰渡候事、

私事、産穢ニ而候得共、御用差支ニ付穢被成御免候条、明日より可致出勤旨、久馬殿依御差図被仰渡趣奉畏候、為御請如斯御座候、以上、

四月廿一日

新納次郎四郎

伊勢亘様

一四月十五日、壬辰日寅之刻男子誕生、于時久仰廿六歳、

料紙等毎之通ニ而差出ス、

典膳殿江相頼候事、

御自分事、御用之儀候間、今八時親類致同道但馬殿宅江可被罷出候、病氣等候ハ、名代可被差出候、以上、

一御自分事、遠慮被仰付置候得共、御用之儀候間今八ツ時麻袴着用ニ親類致同道、但馬殿宅江可被罷出候、病氣等候ハ、名代可被差出候、以上、

六月四日

川田求馬

新納次郎四郎

新納次郎四郎殿

右御請書差出答候得共、則刻罷出候ニ付不及其儀候事、

ノ

一但馬殿宅江罷出候処、御用人上野善兵衛を以左之通被

私事、遠慮被仰付置候得共、御用之儀候間今八ツ時麻袴着用親類致同道但馬殿宅江可罷出、病氣等候ハ、名代可差出旨被仰渡趣奉畏候、為御請如斯御座候、以上、

仰付候、

遠慮

新納次郎四郎

右は本御小姓与河野名字之六郎事、支配下之者候処、

六月七日

新納次郎四郎

先達而本田雄藏江法外之仕形有之終ニは及刀傷候、右

上野善兵衛殿

ニ付而は兼而申付様不行届大形之旨差扣被相伺候、依

之右之通被仰付候、

料紙等毎之通ニ而差出ス、

右可申渡候、

一但馬殿宅江罷出候処、上野善兵衛より左之通被仰渡候、

六月四日

但馬

新納次郎四郎

右之通被仰付候間、御答目中支配下并地頭所之儀鎌田

右今日遠慮赦免被仰付候条可申渡候、

六月七日

但馬

右之通被仰渡置候、但馬殿長髮御見分有之候事、

一 七月朔日、萬太郎事初而産土神窪田諏方大明神江致宮
參、帰り掛栗川孫四郎殿所江立寄帰宅候事、

但諏方社江は青銅百疋献納ニ而片舞神楽奉奏候事、

〔朱書〕
「忠秀様譜ニ仕込濟」

尚々、後便より細事可申上候、且御実家様より仲太
を以被仰聞趣承知仕候、当度為差登可申、屹と御安
御請仕候、

九月廿六日之御細翰相届難有拜誦仕候、増御勇康被為
成御勤務恐悦奉存候、私儀も無異罷在候間、乍憚御安
意思召被下度奉願候、然は御実家様御方御霊前道具任
御調文相調、差登セ申候処、近比被為入御念被仰下趣
恐入奉存候、至而細工ぬり方も不宜候得共、当地之儀
大概右通ニ御座候、御推量可被成下候、扱又珍敷素麵
二箱被為懸貴意御実家様より被成下、何より以難有奉

存候、両国王へ進上仕候、御厚礼乍憚宜敷奉願候、其
上貴君より珍敷短尺さし是又被成下重疊難有奉存候、
王子客来ニ付手渡ニ仕申候、御厚礼申上候、且御先祖
様当地御使として御渡海御座候処、御病死被遊候付彼
是之こと相糺申上候様承知仕、乗廻として琉人とも召
列松尾江參申候処、久米村之忠仁堂近辺ニ御墓至極隨
ニ有之、別紙籠絵図之通御座候、松尾坂下窪ニ而御
座候、掃除方琉球方より受持之者有之、沓ヶ年ニ正月
十六日・盆前兩度仕候由承申候、御位牌可有之と存、
那覇中寺ニ琉人を以承合候へとも相知不申故、尚又琉
役之内寺社奉行相動候者按司ニ而御座候、私方江入門
いたし出精之者ニ御座候間、琉球中寺ニ糺方相頼置候
へ共、未何分返答無御座候、来夏成行可申上候、被仰
越候清泰寺と申は当方無御座候間寺見計相頼可申哉、
若御位牌無之候へ、取仕立可申哉、少も面働無御座候
間思召之程被仰聞可被下候、左候へ、宜敷取計候様可
仕候、いづれ当分通ニ而は行届不申故、寺見計相頼候
筋可然哉と奉存候、御家来二ツの墓と準死仕候旨、近

を以誰そへ御下知可被成下候、若哉御面働筋相掛申儀ニ御座候ハ、決して御取止メ可被下候、扱又御息様御役御断一件被仰聞、是亦委細承知仕候、然処私ニ茂正月末方より湯治ニ差越先月末罷帰申候処、其折ハ仁十郎殿ニも湯治ニ被差越未面会出来不申候間、御沙汰之趣不申達候、乍去不遠被罷帰筈と相考申候間、左候ハ、早速申込候様可仕候、可成ハ御勤被成候処私ニも念願之儀ニ御座候間、何分ニも程能方ニ仁十郎殿なとも了簡可有之存申候間、掛而強御心痛ニハ及申間敷乍憚相考申候、委細ハ御親類方より被仰越筈相考申候間態と差扣候、何分ニも仁十郎殿へ委敷御沙汰之趣申込置可申候、先は御答礼且ハ時季御伺も申上度如斯御座候、

〔朱書〕
「天保二卯」

三月廿三日

新納次郎四郎

町田平様

別紙を以申上候、先祖其地ニ而病死いたし候ニ付、事跡御糺可被下旨御頼申上置候処、御聞糺之上段々御存

寄之儀も被仰聞別而難有御座候、右ニ付左ニ申上候、慶安三年庚寅春奉 太守公高命使於琉球国、従士伊駒主殿・市來長左衛門也、然任不終而五月八日病死於彼地、享年三十四、葬清泰寺、法号悟心全了庵主、田代諸右衛門義雲維忠居士、大口之士源兵衛御讀玄利禪定門、家奴殉死、且又家僕有西田龜右衛門喜庵常慶上座忠秀渡海之時被勘当留国聞訃音而殉死、

右之通家伝有之迄ニ而外ニ何も書面等無御座候、然は其元ニ而も殉死之者共と申伝候は、右之諸右衛門・源兵衛之兩人ニ而別条有之間敷候間、右之土台石之上ニ掉石を被相立、夫ニ絵図之通殉死之墓と云文字迄を被記置候様御頼申上候、何れを諸右衛門、何れを源兵衛と究かたく御座候間、右之通相記置候方可然候半と相考申候、

一当分は寺無之、尤位牌も無之候間、寺を相頼位牌立置候ハ、往々可行届旨被仰聞候、乍去是迄相済来候儀ニ付寺方は相頼不申、矢張今成りニ召置、右忠仁堂近辺之疏人中江墓之見締相頼、折々掃除方并花香手向方い

たし呉候様相頼置、其方江掃除料ニ而も遣置、永々子

孫ニ至り不怠祭方いたし呉候様相頼申事ニ出来申間敷

哉、其儀相調候得は至而仕合存申候、乍去其通之仕向

ニ而は永々最通り兼申事ニ候ハ、何方ニ而も可然寺

を相頼、尤位牌も大概御見計を以被相調御建立可被下

儀奉頼候、然共往々最通り申事ニ御座候ハ、墓之取

始抹花香等之処迄を相頼置申度御座候、尤掃除料ニ而

も付置儀ニ候ハ、何程ニ而可然御座候哉、又寺を相頼

祠堂銀寄付いたす事ニ候ハ、何程ニ而可然哉、何分共

御話中ニ致永統候筋御取計置被下候様方々奉願候、爰

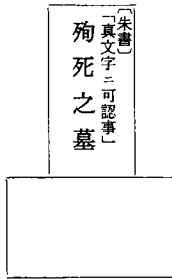
許江は招魂墓建立、且殉死三人は石塔も福昌寺内深固

院江相立御座候、此旨乍御面働何分可然様御取計可被

下儀奉頼候、以上、

三月廿三日

新納次郎四郎



町田平殿

猶々、被仰下候趣一々御返答不申上、不成合至極奉

存候得共大取込ニ任、其段御用免奉希候、且先度も

申上候通悴事余り長々引入候ては旁不都合之儀故、

得と御内意申上御断之筋此上は可然存申候、当人其

外へも申遣候付左様思召可被下候、当人存念は御役

御断申上、稽古方は迄大方ニ付一篇ニ修行仕考ニ御

座候処、私を初其方ハ不宜申聞、其外段々懇意被仰

聞候付、どふも御断申上候儀日々見合申所より甚長

引入ニ相及ヒ可申筈ニ存申候、何分ニも可然御願申

上置候、以上、

三月廿三日之御細翰難有奉拜誦候、時分柄無御障益御

安泰被為成御勤務、御実家様御方茂御同前被為成御座

候半と重疊恐悦之御儀奉存候、此節も御実家様より梅

はし入壺者ッ被為懸尊意被成下難有拜受仕候、御蔭を

以琉人江付屈用等珍敷調法罷成申候、乍恐別段御礼不

申上候間、御序之節御礼宜敷御願申上候、且亦敷根仲

太を以御調文之趣委細奉畏候、此節相調為差登申候間、

思召ニ被為叶候得は大幸奉存候、船之帰帆差掛脇々江も調文品等少々、為差登申候得は、詭方間違等も可有之哉、人を仕申候間若亦間違等御座候ハ、少も無御心置被仰下度奉存候、怪我等船中ニ而有之候得は御用立不申筈候間、万一之儀も御座候ハ、可被仰聞候、即作替為仕来夏持登可申候、先は此段乍憚御礼答申上度荒々奉得尊意候、恐惶謹言、

〔朱書〕
「天保二年卯」

五月廿五日

町田平

實盈判

新納次郎四郎様

御取次衆

一 刑部様御墓所花香掃除方等永々行届候様被思召、細々被仰聞趣委細承知仕候、思召通御墓所近辺之者、私仮屋江日勤仕候琉人を以承合申候処、御直ニは如何敷御座候得共内々之儀故成行申上候、大和目丁錢四拾貫文被相渡候ハ、沓ヶ月五度ツ、花香上掃除方迄仕候様御受申上候、右御付料之利錢を以人雇いたし行届候様

可仕算面を以申出候由承申候、尤近辺ニケ所程相住ひ外ニ人家些間有之、其上右様之向相頼候者逆も相見得不申候、土株之者ニ御座候、勿論御墓所近辺二屋敷之儀は久米村至極困究者を借料等ニ不及、一往為取救召移シ島作等余勢御座候節ハ又外ニ右様之者移し替、重々移替有之者とも由御座候間、永々行届候儀念遣數被存申候、琉人共ニも同様之考ニ御座候、

一 右同断之儀ニ付御墓所より三町内外も御座候哉、久米村之内東禪寺と申寺御座候、当分は閑主ニ而御座候間、首里之内右之本寺国王位牌所天蓋寺と申江琉人遣候而沓ヶ月五度ツ、花香上掃除方何程位にて受合呉可申哉得と為致相談申候ハ、丁錢貳拾貫文被相付候ハ、御受合可申上旨承申候、外ニ供濟寺内亡折田八郎右衛門・同石原傳兵衛墓所花香掃除方不荒様、丁錢拾貳貫文ツ、相付候由承候ニ付、貳拾貫文は過分ニ而は有之間敷哉、寺内とは些訳も相替候故、拾五貫文位ニ而受合申儀は相成間敷候哉、自分墓所ニ而茂無之脇方頼之儀故、不相応之祠堂相付候而は脇々評判ニも相抱ひ候間、

相減候方ニ致具候様申掛候へは、折田・石原墓は外ニ

序も有之、一方江態々相掛為致申事候間、永々之儀故

右通ニ而無之候而は受合不申との返答御座候間、如何

様ニも思召次第奉存候、外ニ差当存寄無御座候、東禪

寺と申も取統は相応宜敷寺之由御座候、下人類も召仕

置手人を以為仕申事ニ御座候、左候而老ケ月五度ツ、

と度数不相究、御墓所不荒様為受合候而も可宜哉、是

又御見合之為申上候、弥右通ニ而御頼被為成思召候ハ

、猶又受合証文等之儀共致吟味行届候様取計可申候、

一 殉死之墓式ツ相立置候様承知仕、御調文之通石工へ為

誂、相立申候、先達而申上候節は土台式ツ有之殉死之

墓と申伝有之段も申上置候、然処此節墓取立之節、土

台左之方五寸計太ク有之を氣相付申出候付、左方田代

諸右衛門、右之方源兵衛ニ相違有之間敷相考申候間、

御沙汰通法名相記置申候、外ニ思召寄御座候ハ、可被

仰聞候、何分御受合可仕候、以上、

〔朱書〕

〔天保二〕

卯五月廿七日

町田 平

次郎四郎様

一 刑部様并御実家様御墓所祠堂錢被召付思召御座候ハ、

私より取計置可申哉、少も無御遠慮被仰聞度奉存候、

弥於其儀は刑部様御墓所祠堂錢丁錢式拾貫文、御実家

様御墓所祠堂錢同拾式貫文、合丁錢三拾式貫文丈、中

蠟中小蠟之間、又は國分煙草壹斤ニ付四五匁位之所御

取入相成、当秋琉球船帰便又は来春下船便より御遣被

下候へハ仕合奉存候、当秋琉球船帰便御遣被下候得は

寒中付届仕可申候、若其内御都合出来兼申候ハ、来春

下り船より御遣被下候ハ、来夏置土産之内入用可仕

候、尤畠山様御方其内御繰合難御調候ハ、来夏帰着

之上ニて随分宜御座候、少も無御遠慮可被仰聞候、右

之訳は御役人方江申遣管御座候処、任御心安内用之儀

迄茂為御心得申上候段は御用捨可被成下候、何分御吟

味次第承知仕候、以上、

〔朱書〕

〔天保二〕

卯六月十四日

町田 平

次郎四郎様

御取次衆

証文

祠堂銭式拾貫文印

右は新納刑部様御墓所并殉死墓式ヶ所、掃除方并花香水上取拵方等永々不荒様御受仕候儀相違無御座候、尤住持又は閑主代合之節々屹と次渡行々最通候様可仕候且御墓所当寺より道法大概老町半計有之、掛而右之通取拵等仕事ニ御座候得は、其丈面働ニ罷成申候間、寺内墓所よりハ祠堂銭不被相重候得は御受難仕申上候処其通此節被差遣弥御受申上候、尤本行之通過去帳ニ書載置申候、為後証如斯御座候、以上、

東禅寺

白翁長老印

天保三年壬辰六月五日

証拠人弟子

清仁長老印

新納次郎四郎様

御用頼衆

御役人衆

右之通当御在番奉行町田平様より、里主國頭親雲上・御物城有銘親雲上・御仮屋守岸本親雲上・別当安里筑登之を以、無御拠御頼ニ付御請合申上候、為御見合此段申上候、

請取

丁銭式拾貫文印

右は新納刑部様御墓所祠堂銭として慥ニ如斯御座候、以上、

東禅寺

白翁長老印

辰六月七日

清仁長老印

町田 平様

御役人衆

覚

一新納刑部忠秀様、慶安三年寅春御使者ニ而当地江御渡

海之処、同年五月八日於当地御病死、久米村之内葬清

泰寺御法号悟心全了庵主、御墓ニは心嶽全了大居士、

且其節忠秀様被召列候大口之士田代諸右衛門殿、法号

義雲維忠居士、并御家奴源兵衛法号劔嶺玄利禪定門、

兩人共ニ致殉死、忠秀様御墓後ニ右兩人之墓有之由、

一 畠山噉馬源國噉様御在番奉行被仰付、天明二年寅三月

廿二日那覇御下着、同四甲辰年三月十一日御病死、御

法号宗仁院殿剛然道勇大居士、若狹町之内葬洪濟寺、

且御位牌は波之上護国寺江有之、御祠堂錢大和目三拾

貫文先年より被附置候旨、盛有法印より御承知被成候

由、

右は此節御両家より無御抛被御頼越趣有之、御墓所掃

除方・花香水上等不荒様、為其此節東禪寺江御祠堂錢

大和目式拾貫文、洪濟寺江同大和目拾式貫文被附置候

旨、右兩寺住持又は閑主等江屹と最通候様私共より茂

訳而可相違旨被仰下、御紙面之趣委細承知仕弥其心得

仕可申候、尤役代之節は跡役江茂無伝失次渡、永々最

通候様取計可仕候、此段御返答申上候、以上、

御物城

有銘親雲上印

天保三年壬辰六月十日

里主

國頭親雲上印

御在番奉行

町田平様

覚

新納刑部忠秀様御事、慶安三年寅春御使者被為蒙仰当

地江御渡海之処、同年五月八日被遊御病死久米村之内

奉葬清泰寺、御法号悟心全了庵主、且其節御召列大口

之士田代諸右衛門法号義雲維忠居士、并家奴源兵衛法

号劔嶺玄利禪定門、兩人共致殉死忠秀様御墓後ニ被葬

置候付、此節新納家より無御抛御頼有之、御墓所掃除

方并花香水上等永々不荒様、為其此節久米村東禪寺江

被遊御相談、祠堂錢大和目式拾貫文新納家より被御附

置候、然処彼之御墓所へ近辺之子共等相障取散事も有

之候而は、遷迺東禪寺江被遊御頼候詮も無之候間、右

〔天保三年辰〕

御墓所近辺居住之面々子共不取散様、親兄弟共迄も通

八朔御規式ニ付御手当之内

達行届候様致取計、左候而此涯迄之儀ニ而も無之、行

一御太刀・中紙進上仕来候人、当日差合等之向は追而進

々最通不申候而不相叶事候間、私共勤向代合之節は次

上、遠慮等被仰付置候人は赦免以後同断被仰付候、九

渡相成致連続候様被仰渡趣承知仕候、依之村中締方申

月相過候ハ、不及其儀候、

渡候上、猶又御墓所近辺之向々江は分而蔽敷取締仕、

一御一門方并諸大身分其外持参太刀仕来候面々、着服白

左候而私共勤向代合之節ニは無伝失次渡、往々最通候

帷子・長袴、右外都而着服白帷子・半袴、

様可仕候、此段御返答申上候、以上、

八朔御規式御次第之内

長史

一中紙

全城里之子親雲上印

新納次郎四郎

辰六月

同

諸地頭

牧志

親雲上印

新納縫殿

惣役足

町田主馬

富濱

親方印

御在番奉行

右次郎四郎御中段御敷居内上三疊目ニ而御礼、其外兩

町田平様

人ツ、二疊目ニ而御礼退座、但進上之中紙目錄於敷舞台奏者番受取之、

〔朱書〕
「刑部様御事嘉永二酉年式百年被為当候ニ付、於琉球御法事い

一三位様

たし、委細は嘉永二年之場ニ記し置候事、

御隠居様

若殿様江

中紙

新納次郎四郎

外同断

右於敷舞台奏者番出席、進上之中紙目錄納之、

右之通八朔掛御用人より用頼御用ニ而致承知候間、

見合ニ相成所之分写し置候事、

口上覚

〔朱書〕
一願之通御暇被下候、

九月

信濃

私事、腹之痛有之段々尽手養生仕候得共、今以寸切と全快不仕候、此上は湯治相応可仕段療医より承申候間、三廻湯治御暇被成下度奉願候、左様御座候ハ、御蔭を以櫻島温泉江差越得と入湯仕度奉存候、尤療医証文相添差上申候、此等之趣被仰上可被下儀奉願候、以上、

辰九月四日

新納次郎四郎

証文

新納次郎四郎事長々腹之痛有之、是迄折角尽手療治仕

候得共、今以寸切と全快不仕候、此上は何れの筋温泉

相応可仕及見申候、依而証文如斯御座候、以上、

鳴津式部組御小姓与
表医師

九月

相良淡齋

右之通月番御用人町田監物江差出置候処、同七日願之通被仰付候、

一 九月十四日より櫻島江湯治として差越候ニ付、下町津

畑より乗船、大鐘時分黑神江着船、百姓正左衛門と申

者所江致旅宿候、家来竹村吉之助・黒岩勇藏・下男與

助召列候、左候而夕飯共仕廻黑神村嘉右衛門自船小船

借入、嘉左衛門二男之市右衛門并十左衛門船頭ニ而、

拙者主従三人福山之馬追見物として差越度同夜四時分

出船、七ツ前比福山之内大廻江着船、翌十五日五時分

打立牧ニ登り馬追見物いたし候、八時分相濟直ニ津畑

江出、八ツ時半比出船、日入時分黑神村江帰着いたし、

左候而致湯治同廿八日便船有之四時分乗船ニ而鹿府江

中戻りいたし、十月朔日滑河御祖父俊良院様三十三年

忌之御法事致執行、翌二日牛根船ニ便船いたし、四時分田中守右衛門致誘引下町津畑出帆、瀬戸村より乗陸、七時分黑神江参着、致湯治十月八日主従差越候節通罷婦候事、

右ニ付差越御届之儀は、九月十八日より差越十月十日今晚罷婦候御礼御届、申出置候事、

右御暇中支配下井地頭所之儀は、鎌田典膳殿江相頼候事、

唐通事

黑岩利兵衛

右は御自分家来ニ而候処、明十八日五半時拙者於宅被仰渡御用候間、麻袴着用ニ而罷出候様可被申付候、此段申達候、以上、

十一月十七日

鳴津 左

新納次郎四郎殿

唐通事

黑岩利兵衛

右は私家来ニ而候処、明十八日五半時於御宅被仰渡御用候間、麻袴着用ニ而罷出候様可申付旨、被仰渡趣奉畏候、為御請如斯御座候、以上、

十一月十七日

新納次郎四郎

鳴津左様

料紙等毎之通ニ而差出ス

右之通被仰渡候間刻限通利兵衛罷出候処、通事一同被召出、勤方ニ付被仰渡候御ヶ条有之拜聞被仰付候段、当人より届申出候事、

十二月廿四日、東郷長左衛門殿江申理り、子息十九郎殿より箴矢からみ方伝受いたし候事、

天保四年癸巳

口上覚

〔朱書〕
願之通被仰付候、

七月

主殿

私事、当八朔御規式ニ付中紙進上仕御礼申上管候処、
病氣ニ有之罷出体無御座候間、進上物納ニ被仰付被下
度奉願候、此等之趣被仰上可被下儀奉願候、以上、

七月晦日

新納次郎四郎

右之通八朔掛御用人町田監物江差出候処、即日願之通
被仰付候事、

ことし天保四ツ巳の春弥生の末の五日より瘧湿に侵さ
れはや九十余日病の床に起臥して徒然と暮しける時ミ
つからよめる

藤原久仰

此春は少しの病ひ身に添ひて

夏の風さへいとふこゝろは

神に掛仏に祈り身のうさを

はやく退よと願ふ日ことに

速に直れよかしとさまゝくに

神掛願ふおやのこゝろは

日を経つゝ心軽けに秋近く

やまひも余所に吹払ひてや

たらちめの思ひも深き三輪の山

越んことを願ふ神垣

右は歌之片端をもしらす浅猿しけれども、独り徒然の
まにゝたはふれを記し置ものなり、聊他見を免すこ
となかれ

君久しく病の床に臥し給ふを愁ひ、恐なからおろか
のことの葉を奉るとて

ことし弥生の末つかたより少し御煩ひのましゝて、
久しく起つ臥つ入らせ給ひけり、されと、もとより少
しの御煩ひなれば御心を勞し給ふことハよもあらし、
殊に夏過秋も中ほとになりぬれば、程なく御平快にも
ならせ給ふへしとおもひ奉り、此愚詠を
尊眼に触れ奉らんことも恐多く侍れとも、いさゝか臣
か愚意を述べ奉りて御こゝろのほとを伺ひ奉るものな
らし、

黒岩勇藏

正茂

時雨にはぬれてもよしや旅人の

はれゆく空を詠めくらし

ふりしける雨はあとよりはれゆけハ

ぬれてもよしや旅の衣手

我ことし弥生の末より瘧湿といふ病に侵され、九十余日を経て快き氣ニありけれハ、文月の初かた二日ほどハ公之勤にも出仕して侍れとも、また病の少しは残りもあれはにや、また五十(略)六十(略)の日数にも及び、折々ハ少しつゝふるひの起しまゝ、臣黒岩正茂予か心の鬱を慰んとて、深き志の程を言の葉につらね送りし忝さの余り、われ歌はしらされとも返しに

やさしなや言葉のふしの数々に

こゝろの花の色みへにけり

短きも忘れく今ハ長かくと

かたしけなさに筆を染けり

右は天保四年巳の八月廿六日、黒岩勇藏正茂・武田治右衛門につひて志しを述し文を送りしまゝ、その返しとて、則また同人をもて遣し侍る也、

前以俚言呈于

龍眼便受納之、却賜金詞玉言、旨意深厚銘心刻肝、而感激無窮矣、臣伏奉仰龍顏、稟性忠純仁厚、才堪王佐、學貫古今、功蓋天下、名震四方、内事于親孝順、外施仁政惠民、恩德普及万民、正所謂君君臣亦臣臣、自然内外和睦上下耳服矣、将来登高位輔佐国政永可光輝家門、於臣万千之幸何事如之乎、臣今僥倖奉事恩公結君臣之義、而久雖沐恩波、未不得尽微忠于心不安矣、此俚言雖有恐惶、偶為拜謝芳志便揮毫写教言以呈、

尊覽

正茂頓首

巳九月一日

百拜

さまく影と憑めは伏し思ひ

おきても君を先祈かな

為舟

右御詠歌短冊は地紙打曇りに御認有之候を、以前は松田七郎右衛門と欵云士所持、其後本田清兵衛へ譲り、又馬場清藏へ渡り候を、先年竹内助市もらひ受是迄至極秘藏之由候得共、拙者方江もらひ受度申入候処、七

月廿八日助市持参ニ而被讓渡候間、別而致大慶候旨厚

申入置候、左候而園田勘右衛門方江爲舟君御手跡と相(新納忠七)

見得被致所持候、ふこさま・かみさまと御書出し被成

候かな文は、先年大口郷士有村隼之介家藏なりしを勘

右衛門もらひ受被置候由、

右は当家ニ付急度証拠可相成御文ニ付、拙家江もらひ

受度勘右衛門方へ申入候処、外ニ爲舟君之御手跡を遣

し候ハ、右之御文は可讓渡旨承候ニ付、前条竹内よ

りもらひ受候短冊園田方へ遣し、右之かなふミ八月七

日伊地知季安取伝を以もらひ受置候事、

(頭注)此文何故採消セシヤ今原書ト校正シ置ケリ

ふこさま・かみさまみな御ふねつき候よし、このてう

ハうたかハしく候て、心つかひ申候ところに、一ちや

うのよしことにや、たゑもんもくたりしや、さてく

きとく神へんわたくしのことにあらず候、たとへは、

まつしに候ものゝ、いきいてたる心ち申まいらせ候、

おなし御こゝろたるへし、このうへのめてたき事ある

ましく候へ、いさへもんとのも御とものよし、めてた
くかしく、

右之御文、名宛の所切れ捨り候哉見えす、然といへと

も爲舟君御手跡無相違ものと見得候間、別而の家宝ニ

而致大慶候間、此段為後代記し置候事、

天保四年巳八月七日

久仰

(以下朱書)
右之短冊園田勘右衛門死去之後、又々竹内助市代金巻歩ニ求被

置候由及承候間、又候此方江もらひ受度竹内方江申入候処、讓

渡被呉候付天保六年未九月もらひ受、為礼分金子巻歩竹之内方

江差遣候、都而本田仁左衛門世話ニ而候事、

(附紙)
河島傳右衛門長皓

知足院寒松晚翠居士

安永三年正月廿九日生

天保四年十一月七日以疾

終、六十歳

一天保五年甲午三月十三日、晴天、朝六半時分打立入來

温泉江差越候、列合岩下家よりお姉さま家來老人・下

男老人・下女老人被召列、拙者も家來竹村三助・同吉

之助、下人源四郎召列、都合八人一列也、お姉さまニ

は長々足之御痛有之、拙者は去年中癩疾相煩候故、共ニ為養生差越度御談合申上右通也、左候而同日七ツ半時分副田村湯之元江参着、あじろ木屋と云所致手当有之候ニ付、右木屋へ一所ニ止宿いたし候、湯坪は右木屋之床後ロニ有之、諸人入湯断置候故至極自由之場所ニ而、(入本院氏)領主より茂手厚丁疇之事共ニ而候、同廿日昼過より三助老人留守ニ残し置、其外都而列立樋脇市比野村湯治場見物として差越候処、市比野へハ北郷内記殿・鳴津久馬殿・東郷一介其外段々被参居候付、諸所江見廻入湯共いたし、無程打立暮前湯之元江致帰着候、其後拙者老人へ(巻)模寄式三里之場所迄は家来老人召列諸方致見物候へとも、書記不致候、同廿八日拙者主従四人は同所内之湯と申、少し東北之方江相離候場所江新宅之明キ木屋有之、其所へ引移り候、四月九日五時分打立お姉さま御方は主従都而、拙者は三助・源四郎留守ニ残し置、吉之助召列宮之城轟見物として差越、夫より船ニ而川を下り新田八幡其外諸所致見物、今晚は向田町江一宿、翌十日久見崎迄差越諸所致見物いたし、

其夜は白波町へ止宿、十一日は藤川天神などへ参詣諸所致見物、其夜は山崎之町江止宿、十二日同所打立屋時分湯之元江お姉さま初め、いづれも無草臥帰宿也、此旅中至極面白く諸所致見物いたし候、同廿三日五ツ過比打立、最初差越之通双方人数打立罷帰候、中途諸所休ミ且又伊敷不動院辺迄用頼長野源助、其外岩下家よりは中村黒人殿扑迎として被参居、段々懇意之事共ハ爰ニ略しぬ、

口上覚

(朱書)
一願之通御暇被下候

三月

但馬

私事、腹之痛有之段々尽手養生仕候へ共、今以寸切と全快不仕、此上は湯治相応可仕段療医より承申候間、三廻御暇被下度奉願候、左様御座候へ、御蔭を以入來温泉江差越得と入湯仕度奉存候、尤療医証文相添差上申候、此等之趣被仰上可被下儀奉頼候、以上、

午三月十日

新納次郎四郎

証文

新納次郎四郎事、長々腹之痛有之、是迄尽手療治仕候得共未全快不仕、此上は何れの筋温泉相応可仕及見申候、依証文如斯御座候、以上、

午三月

表医師
嶋津主計組御小姓与
相良淡齋

右願書月番御用人嶋津衛門江差出置候処、同十九日同人取次を以願之通被仰付候旨、拙者名代市田主稅致承知給候事、

^{〔朱書〕}
一願之通御暇被下候

四月

治部

口上覚

私事、長々腹之痛有之、依願三廻湯治御暇被成下、先月廿日より入來温泉江差入湯仕候得共今以全快不仕、今一廻り致入湯候へ、相応可仕旨療医より承申候、然処御暇日数茂来ル十一日迄管合申候間、何卒今一廻御暇被成下度奉願候、左候へ、御蔭を以得と入湯仕度奉

存候、尤所医師証文相添差上申候、此旨被仰上可被下儀奉願候、以上、

午四月八日

新納次郎四郎

証文

新納次郎四郎様御事、長々腹之御痛ニ而爰元温泉江御入湯御越有之候処、漸々快方相見得申候得共、今一廻茂相重御入湯御座候へ、尚又御相応可有御座哉見及申候、仍而証文如斯御座候、以上、

午四月

入來院医師
今村雲生印

右之通相認差遣候処、於鹿府組所書役石原清之進より月番御用人上野善兵衛江差出置候処、同十一日同人取次を以願之通被成下候段被仰渡、名代鎌田典膳致承知給候事、

右ニ付前文之通内実は三月十三日より差越四月廿三日罷帰候得共、表向は三月廿日より差越之御届申出、四年廿日今曉罷帰候段御届申出置候事、

一 午六月朔日、於台子間大目付嶋津登殿より、御目付國分十右衛門席詰ニ而、左之通被仰付候事、

新納次郎四郎

二階堂 部

右当年下弓場奉行被

仰付候、

六月

登

右之通被仰付、上弓場奉行は市田主税・肝付典膳江被仰付候事、

右ニ付九月廿八日拙者御用人兼務被仰付候間、弓場奉行動方何様可仕哉之旨、月番御用人吉利主馬を以相伺候処、翌廿九日於台子之間登殿より弓場奉行被成御免、代り鎌田典膳江被仰付候段、典膳一所ニ被仰渡候事、

一 六月廿九日、縞織越後杵反御内々拜領被仰付候、子細は当屋敷内植木ゆす・かし・もかし類余計有之、此節御新造之玉里御茶屋御用ニ当五月比致進上置候処、右御反物御返として御内々被成下候旨、御小納戸頭取ニ

階堂右八郎より拙者直承知之筋を以、用頼長野源助江

被相渡拜領被仰付難有致頂戴候、右ニ付翌七月朔日鳴

子之間ニおひて右八郎へ相付御礼申出候、左候而右八

郎江玄喚^(聞)迄御礼として見廻候、且相良市郎左衛門事御

庭奉行ニ而何篇世話被致候付、右之相良氏江も後日着

一折遣候、右御内々進上ニ付而は有馬加左衛門世話被

致候ニ付、

是亦有一籠差遣置候事、

口上覚

^[朱書]一願之通御暇被下候、

九月

治部

私事、大口之内先祖之墓有之、此涯墓参仕度御座候間日数十五日御暇被成下度奉願候、此旨被仰上可被下儀奉願候、以上、

午九月十二日

新納次郎四郎

右願書月番御用人吉利主馬へ差出置候処、同十六日同人取次を以願之通被成下候事、

一御用之儀候間明後十九日四時可被罷出旨、但馬殿依御
差図申達候、以上、

九月十七日

鳴津主計

新納次郎四郎殿

御用之儀候間明後十九日四時可罷出旨、但馬殿依御差
図被仰渡趣奉畏候、為御請如斯御座候、以上、

九月十七日

新納次郎四郎

鳴津主計様

右御請書料紙等毎之通ニ而差出ス、

地頭所之儀ニ付御用之儀候間、明後十九日四時可被罷
出旨、但馬殿依御差図申達候、以上、

九月十七日

鳴津主計

新納次郎四郎様

地頭所之儀ニ付御用之儀候間、明後十九日四時可罷出
旨、但馬殿依御差図被仰渡趣奉畏候、為御請如斯御座

候、以上、

九月十七日

新納次郎四郎

鳴津主計様

右御請書料紙等同断、

右ニ付十九日罷出御用人鳴津主計江御届申出候処、於
敷舞台同人取次を以左之通被仰渡候事、

新納次郎四郎

久松矢左衛門

家来

右は去ル寅年御貸上金之儀被仰渡候処、金子致御貸上
御褒美被思召上候、

右御格之通可申渡候、

九月

但馬

地頭所之儀も同断、御貸上ニ付而は御褒美ニ付留略ス、

一九月廿日、朝六時出宅、大口江差越ニ付参り掛滑河江

参上御機嫌相伺、夫より加藤權兵衛殿所稽古所江立寄
り、此所ニ而愛甲直次郎・大熊運次郎・安藤平左衛門

出会、列立可差越談置候間右通ニ而列立候訳は、此節

大口郷土踊相催候間見物として差越候様、有村隼之助

其外家来共より申越候故也、左候而吉野筋差越候処、

關屋之谷ニ而加治木中宿之家来淵脇甚右衛門江参り合

候処、甚右衛門ニも夫より直ニ大口江可致供申出候付

召列候、左候而拙者供は帖佐之内米山之薬師江致参詣、

子供痘瘡之願共相立置候而守札并薬師之出水迄も申受

候而、夫より加治木中宿右之甚右衛門所江立寄り飯共

給へ、則打立甚右衛門ニも召列、溝邊之内石原茶屋江

暫休ミ、横川町迄夜入過参り着致一宿候事、

一廿一日、朝未明ニ打立大口之様差越候、湯之尾少し手

前ニ而夜明離れ候、左候而大口江四ツ前比参り着、有

村隼之助所江立寄候得は、則焼酎并飯迄差出候ニ付隙

取候而、夫より西水流之家来弓削與右衛門所江参り今

晩止宿いたし候、尤夕方西水流内方々見分いたし、夜

入與右衛門より焼酎等色々致馳走候、且新納尾之助并

同氏五郎右衛門、其外知音之郷土并家来共段々見廻候

事、

一廿二日、今日踊正日ニ付朝五時分與右衛門所打立、踊

人数集場麓之弓場へ参り暫致見物、夫より地頭飯屋へ

参り踊致見物候、夫より長峯之諏方并専念寺へ踊候ニ

付是亦見物いたし候、専念寺はミさき山の顔までニ而

候、七ツ時分踊済候ニ付拙者共も致帰着暫休ミ、拙者

共は又長峯之諏方并飛諏方且愛宕江致参詣、拙者先年

請厄之節立願いたし置候ニ付、右之結願且御礼申上置

候、左候而麓内諸所致見物、西水流村之様暮前帰り候、

然処鹿府より踊見物として差越居候五代孫之丞・土持

平右衛門・藤島新之丞・尾上仁七郎・橋口彦八郎・同

彦次・横山加八郎・尾上平右衛門など今晩見廻候ニ付

一刻は賑々數事共ニ而候、尤新納尾之助ニも今晩は止

宿いたし候事、

一廿三日、五時分打立専念寺并成就寺并水之手御廟所江

参詣、夫より泉徳寺へ致参詣、住持江御経共為致読誦

拜礼等相仕廻緩々休ミ、焼酎并飯共差出候ニ付列合中
 打寄給候而罷立、夕方木之氏村飯屋江参り致止宿候、
 今晚準之介并有村城之介・宮原眞右衛門など見廻暫時
 咄共いたし候、尤尾之助ニも参り泊り候事、

一廿四日、早朝木之氏村諏方へ参詣いたし、先年請厄之
 結願御礼申上置、夫より木之氏村諸所致見分五時分麓
 地頭飯屋江参り、今日も飯屋ニ而踊一返致見物候、尤
 今日之踊は拙者より内々望候而繰入繰出しかた／＼細
 々見物いたし候、尤望故不差支面々迄出張候ニ付人数
 は正日之半分ニ而候、右通望之事故金子三百疋惣相中
 江遣し置候、左候而踊済有村所江参り暫之間咄共承り
 候、当地頭代上村笑之丞ニも初より彼是案内被致、有
 村所江も被参候、左候而昼時分木之氏村江帰り又々同
 所諸方致見分候、今晚爰元郷土年寄上村甚左衛門・組
 頭鹿嶋吉次など見廻、尤泉徳寺并家来共は多人数見廻
 候、今晚より帰り仕廻いたし、明未明ニ打立候手当ニ
 而休ミ候、尤尾之助儀は泊り居候事、

一廿五日、暁七時分列合中打立帰り候、右ニ付西水流并
 木之氏家来共は湯之尾迄拾六七人見送り候、夫より相
 分れ、拙者共は湯之尾町より横川之方江巷里計り参候
 節夜明離れ候、左候而横川町ニ而束飯迄給へ直ニ打立
 加治木江九ツ過比参り着、淵脇甚右衛門所江暫休ミ、
 又重富之内脇元江暫休ミ、白金坂を登り吉野村庄屋所
 江立寄り湯共給へ、且明松もらひ夜入五時過上町迄帰
 着、直次郎・運次郎・平右衛門等ハ模寄(意)より相分れ候、
 然処拙者儀は豎馬場角ニ而敷根仲大江出会候処、拙者
 儀昨廿四日御差函御用被仰渡候得共、他行ニ付則昨日
 大口之様御用封御用人座より仕出有之候由及承候との
 旨、仲太より承候付、直ニ同道いたし滑河江立寄り暫
 咄いたし別れ、四ツ過比宿元江帰着いたし候事、

一同廿六日、同席鎌田典膳殿相頼、今暁罷帰候得共足之
 痛ニ付名代を以御礼御届申上、且残り日数十一日差上
 候段申出置候、遠路歩行いたし候故実以足痛有之候事、
 然処八後月番御用人嶋津主計より左之通被仰渡候、

御用之儀候間明廿七日四時可被罷出旨、治部殿依御差
函申達候、以上、

九月廿六日

嶋津主計

新納次郎四郎殿

舞台主計引進ニ而、治部殿より左之通被仰付候、
一御用人兼務

一御小姓与番頭・奏者番

是迄之通、

新納次郎四郎

御用之儀候間明廿七日四時可罷出旨、治部殿依御差
被仰渡趣奉畏候、為御請如斯御座候、以上、

九月廿六日

新納次郎四郎

右之通被
仰付、御役料高

此内之通被下置候、

嶋津主計様

九月

治部

右料紙杉原半切ニ相認切封ニ而差出ス、

右之通被仰付難有次第ニ而、則より御用人座江相詰組
方御用兼相勤候事、
右ニ付誓詞願其外段々左之通願出候事、

口上覚

一廿七日、足痛平快不致候付難罷出、其段新納主税を以
主計殿江届申出置候事、

〔朱書〕
一本文料紙小奉書半切ニ認御小納戸町田咲輔江出ス

但右之主税事御用人江、二階堂部事御用人勤ニ、一
昨廿五日御役替等被仰付候事、

私事、今日御用人兼務奏者番是迄之通被仰付、難有仕
合奉存候、依之御序之節誓詞被仰付被下度奉願候、此
旨被仰上可被下儀奉願候、以上、

一廿八日、四時罷出御用人嶋津主計江届申出候処、於敷

九月廿八日

新納次郎四郎

覚

〔朱書〕

「本文料紙同断、御側御用人江意通、并御用人江意通、并表御

用人江意通出ス、」

一御用人兼務

一御小姓与番頭

一奏者番是迄之通

一御役料米百八拾石

一持高百四拾六石老斗五升九合七夕四才

一当年二拾八歳

一居屋敷千石馬場

右は今日御用人兼務御小姓与番頭、奏者番是迄之通被

仰付候ニ付、明細書為御見合此段申上候、以上、

九月廿八日

新納次郎四郎

口上覚

〔朱書〕

「本文料紙同断、表御用人異国船掛町田監物殿江出ス、」

私事、今日御用人兼務被仰付難有仕合奉存候、依之異

国船御手当之儀承知仕度奉存候、此旨被仰上可被下儀

奉頼候、以上、

九月廿八日

新納次郎四郎

口上覚

〔朱書〕

「本文大目付衆以上御礼廻口上書且上包有折掛ケ」

私事、今日御用人兼務御小姓与番頭奏者番是迄之通、

御役料高此内之通被下置難有仕合奉存候、為御礼参上

仕候、以上、

九月廿八日

新納次郎四郎

口上覚

〔朱書〕

「本文同断ニ而取次御用人江」

私事、今日御用人兼務、御小姓番頭奏者番是迄之通、

御役料高此内之通被下置難有仕合奉存候、為御礼致伺

公候、以上、

九月廿八日

新納次郎四郎

〔朱書〕

一筆致啓上候、「本文飛脚便より江戸江申上候事、」

中将様益々御機嫌能被遊御座恐悦奉存候、然は私事昨

廿八日御用人兼務、御小姓与番頭奏者番是迄之通被仰

付、御役料高此内之通被下置難有仕合奉存候、御礼申

上度各様迄如斯御座候、恐惶謹言、

九月廿九日

新納次郎四郎
久仰判

〔朱書〕
「御側役兼務」
岩下典膳様

〔朱書〕
「御側役」
伊集院中二様

一筆致啓上候、〔朱書〕
「本文同断」

若殿様益御機嫌能被遊御座恐悦奉存候、然は私事昨廿八日御用人兼務御小姓与番頭是迄之通被仰付、御役料高此内之通被下置難有仕合奉存候、御礼申上度各様迄如斯御座候、恐惶謹言、

新納次郎四郎
久仰判

九月廿九日

〔朱書〕
「御側役」
末川主水様

〔朱書〕
「右同」
種子嶋六郎様

一筆致啓上候、弥御堅勝被成御座珍重奉存候、然は私事昨廿八日御用人兼務、御小姓与番頭奏者番是迄之通

被仰付、御役料高此内之通被下置難有仕合奉存候、御礼申上度如斯御座候、恐惶謹言、

九月廿九日

新納次郎四郎
久仰判

〔朱書〕
「御家老」

猪 央様
〔簡脱カ〕

御用達衆

本文銘々江差出事

〔朱書〕
「御側役」

岩下典膳様

御用達衆

一筆致啓上候、弥御堅固珍重奉存候、然は私事昨廿八日御用人兼務、御小姓与番頭奏者番是迄之通被仰付難有仕合奉存候、此旨御吹聴為可申入如斯御座候、恐惶謹言、

九月廿九日

新納次郎四郎
久仰判

岩下典膳様

〔朱書〕
「御趣法方御用人」

伊集院中二様

新納四郎右衛門様

井上逸作様
〔朱書〕
「組合之通銘々江差遣候事」

鳴津 右門様
伊木七郎右衛門様
末川 主水様
種子嶋六郎様

一十月朔日、御側御用人野崎良右衛門取次を以左之通被

仰渡候、

御扶持米拾八俵

新納次郎四郎家来
御納戸支配
打物師
満田清右衛門

右此節より御扶持米右之通為取之候条可申渡候、

十月

治部

右ニ付清右衛門江は、翌廿二日御納戸奉行より麻袴御
用ニ而直ニ被仰渡候事、

一同七日、月番御用人川田求馬取次を以左之通被仰付候、

小普請銀掛

新納次郎四郎

右之通掛被仰付候条申渡、可承向江可申渡候、

十月

治部

一午十一月十六日卯之刻次男誕生、母は久敬女ひさ、于
時久仰廿八才、母久式拾歳、

一御自分事産穢ニ而候得共、御用差支候ニ付穢被成御免
候条、明日より可被致出勤旨、美濃殿依御差図申達候、

以上、

十一月十六日

鳴津主計

新納次郎四郎殿

私事、産穢ニ而候得共、御用差支候ニ付穢被成御免候
条、明日より可被出勤旨、美濃殿依御差図被仰渡趣奉
畏候、為御請如斯御座候也、

十一月十六日

新納次郎四郎

鳴津主計殿

料紙等毎之通ニ而差出ス、

一同十九日、吉辰ニ付産弓東郷十九郎實敵江相頼致執行

候事、

但白銀二匁謝礼差送候事、

一同廿二日、七夜ニ付先規之通幼名を金次郎と附与候、

一十二月六日、左之通被仰渡候、

御自分事、御用人兼務被仰付候得共、御役之御礼不及沙汰、家ニ付進上物被致来候間、来年頭家ニ付於江戸御太刀進上被仰付候、此旨但馬殿御差図ニ而候、以上、

十二月六日

町田監物

新納次郎四郎殿

私事、御用人兼務被仰付候得共、御役之御礼不及沙汰、

家ニ付進上物致来候間、来年頭家ニ付於江戸御太刀進上被仰付候旨、但馬殿依御差図被仰渡趣奉畏候、以上、

十二月六日

新納次郎四郎

町田監物殿

料紙等毎之通ニ而差出ス、

一同七日、異国船掛御用人嶋津權五郎取次を以左之通被

仰渡候、

一御手当帳一冊

一備図 一枚

一書付 二通

新納次郎四郎

右は御用人兼務被仰付、異国船御手当之儀承知仕度旨被申出候付、右通相渡候間、入用之分写取撰不取散可

被相心得候、

右可申渡候、

十二月

但馬

一別紙を以用向申上候、此節

銀老君御沙汰ニ而、伊地知小十郎と申隠人先年致著述

置候島津御庄考と名付置候書物一通り差上申候、右は

先年小十郎江肝付新太夫家之一系図家譜等取しらへ編

集候事相頼候節、右之肝付譜中少々書記置、外ニ下草

之儘召置有之候ニ付、夫形ニ而一部ニも不相成候而は

讎敵之肝付譜中等ニ書著置候迄ニ而遺憾之至ニ付、別段一部ニ致著述置候ハ、御国家之御為屹と可然儀と勧め申候得共、御勘気者之事ニ而一入可憚儀と申差扣居候付、私并末家矢太右衛門等は小十郎家ニ付由緒有之、兼而入魂之事ニ御座候間、矢太右衛門第一ニ而取掛再三相勧め一部ニ著述いたさせ申候処、此節無存掛御用之旨承知仕何共恐入候得共、小十郎別而致骨折置候儀ニ而誠に難有仕合奉存候ニ付、此節福永仁右衛門

出府便より差上申候、右ニ付而は私共名前茂序文等ニ相見得居奉恐入申候、然共成行前文之通、是非ニ致著述候様相勸申候而之儀ニ付、若哉

御沙汰共被為在候ハ、可然様御取合偏ニ奉頼候、勿論細事伊集院喜左衛門より御聞可被成候得共、万々御取成之儀宜敷奉願呉候様承候間、左様御承知可被下候、尤先頃色紙形三拾六枚之儀ニ付、御前之御模様も承知仕、右ニ付而茂隠人之身振誠ニ存外成仕合、只恐入落涙ニ而罷在候、小十郎胸中之程口上ニは難尽と申事ニ御座候、然処又々此節御庄考之儀重畳難有儀ニ付、夜

を昼ニ統増補仕差上申候、今暫日数も有之候ハ、猶編集も相調可申候得共、何分急速差上申候ニ付存分不相調残念之由、然共追々増補仕差上可申候間、先此段形行旁御都合之程万々奉頼呉候様再重承候付、此段申上候、何分宜敷様御取成可被下候、以上、

午十二月九日

新納次郎四郎

岩下 亘様

口上覚

私支配下春田喜之助事、聊之儀有之禁足申付候、右ニ付而は兼而申付様不行届大形之至奉存候、依之差扣奉伺候、此旨被仰上可被下儀奉頼候、以上、

午十二月十一日

新納次郎四郎

一同廿一日、月番御用人嶋津矢柄取次を以左之通被仰渡候、

新納次郎四郎

右は支配下之者聊之儀有之先達而禁足被申付候、右ニ

付而は兼而申付様不行届大形之旨差扣被相伺候処、不
及御答目候、向後可被入念候、

右可申渡候、

十二月

但馬